

自 平成 1 1 年 3 月 8 日

至 平成 1 1 年 3 月 1 9 日

平成 1 1 年 第 2 回

階上町議会定例会会議録

階 上 町 議 会

平成 1 1 年第 2 回階上町議会定例会会議録 (第1号)

招集年月日		平成11年3月8日											
招集の場所		階上町議会会議場											
開閉会日時		開 会		平成11年3月8日				午前10時05分		議 長		前 田 常 男	
及び宣告		散 会		平成11年3月8日				午前11時06分		議 長		前 田 常 男	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 例 ○出席 △欠席 ×不応招 ◎公務欠席	議席番号	氏 名		出席等別	議席番号	氏 名		出席等別	議席番号	氏 名		出席等別	
	1	松 森 蒿		○	2	佐 京 登		○	3	畑 中 弘 實		○	
	4	大 前 典 男		○	5	川 上 太 榮 助		○	6	桑 原 一 夫		○	
	7	木 村 勝 彦		○	8	嵐 守 瑞 穂		○	9	阿 部 敏 秋		○	
	10	浜 谷 豊 美		○	11	平 戸 茂 雄		○	12	松 倉 正 美		○	
	13	巽 静 子		○	14	荒 道 鶴 造		○	15	大 下 義 雄		○	
	16	田 端 清		○	17	山 田 昭 治		○	18	前 田 常 男		○	
会議録署名議員		13 番		巽 静 子				14 番		荒 道 鶴 造			
職務のため議場に出席した者の職氏名		議会事務局長		高 橋 信 一				総務課長補佐		中 村 豊 志			
		庶務係長		田 中 昇									
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名		町 長		正部家 佑 介				助 役		中 村 禮 一 郎			
		収 入 役		伊 藤 昭 一 郎				教 育 長		山 本 雅 教			
		総 務 課 長		浜 谷 政 己				企 画 課 長		三 上 孝 八			
		税 務 課 長		松 橋 隆 巳				保健福祉課長		鳩 文 男			
		農 林 課 長		浜 谷 義 勝				建 設 課 長		高 階 繁 雄			
		町 民 課 長		上 沢 寿 勝				水産商工課長		中 城 功			
		中央保育所長		桑 原 定 男				出 納 室 長		齊 藤 博 俊			
		教 育 次 長		渡 部 光 雄				学 務 課 長		渡 部 光 雄			
		社会教育課長		小 澤 勝				体 育 課 長		池 田 隆			
		給食センター所長		林 貢				農委事務局長		工 藤 靖 夫			
		診療所事務長						企画課長補佐		上 博 文			
		代表監査委員		下 野 岩 男									

議 事 日 程 別紙のとおり

会議に付した事件 別紙のとおり

----- 会 議 の 経 過 -----

- 開会・議長
(前田常男君)
- ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成11年第2回階上町議会定例会を開会いたします。
- 開議・議長
(前田常男君)
- 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。
- 会議録署名議員の指名
(前田常男君)
- 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、
13番 巽 静子君、14番 荒道 鶴造君、両君を指名いたします。
- 会期の決定
(前田常男君)
- 日程第2、会期決定の件を議題といたします。
おはかりいたします。
本定例会の会期は、本日から3月17日までの10日間といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ者あり)
ご異議なしと認めます。
よって、会期は10日間と決しました。
- 議長(前田常男君)
- 日程第3、この際、議案第1号 専決処分事項について承認を求める件から、議案第22号 三戸郡福祉事務組合規約の一部を変更する規約についてまでの22件を一括上程いたします。
- 提出者から提案理由の説明を求めます。
階上町長 正部家佑介君。
- 町長(正部家佑介君)
- 本日ここに、平成11年第2回階上町議会定例会を招集しましたところ議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました、平成１１年度当初予算をはじめ、各般にわたる議案の概要についてご説明申し上げ、審議の参考に供し議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

議案第１号 専決処分事項について承認を求める件について、ご説明申し上げます。

本案は、町有土地の住宅用地売り払いにより、面積及び売り払い金額に変更が生じたため、提案するものであります。

議案第２号 国営八戸平原土地改良事業で造成された、階上町土地改良施設設置及び管理条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、国営八戸平原土地改良事業で造成された、土地改良施設が国から階上町へ譲与されることに伴い、土地改良施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるため提案するものであります。

議案第３号 階上町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、階上町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるため提案するものであります。

議案第４号 階上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、特殊自動車運転作業手当の額の改定と条文整理のため、提案するものであります。

議案第５号 階上町税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、特定非営利活動促進法の公布に伴い、階上町税条例の改正が必要となったため提案するものであります。

議案第６号 階上町児童館条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、児童福祉施設最低基準の一部改正に伴い、階上町児童館条例の改正と条文整理のため提案するものであります。

議案第７号 平成１０年度階上町一般会計補正予算第７号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の額に159万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を66億2,838万8,000円とするものであります。

それでは、第一表の歳入歳出予算補正の主なものについて、順次ご説明申し上げます。

まず歳入であります。負担金及び負担金は、老人福祉施設入所負担金53万2,000円を追加補正しましたが、児童福祉費負担金88万7,000円等を減額しましたので、増減合わせて46万2,000円を減額補正するものであります。

使用料及び手数料は、町営住宅使用料69万2,000円、ホームヘルプサービス手数料44万7,000円等合わせて121万3,000円を追加補正するものであります。

国庫支出金は、国民健康保険基盤安定費負担金182万3,000円、介護保険関連サービス基盤整備事業費補助金1,108万円、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金170万5,000円等を追加計上しましたが老人保護措置費負担金151万円、保健事業費負担金652万1,000円等を減額しましたので、増減合わせて1,028万9,000円を追加補正するものであります。

県支出金は、介護保険事業計画作成等支援事業費補助金107万1,000円、青森県知事選挙費委託金36万円等を追加計上しましたが、保健事業費負担金578万4,000円、中山間地域総合整備事業埋蔵文化財発掘調査委託金130万円等を減額しましたので、増減合わせて1,178万9,000円を減額補正するものであります。

財産収入は、不動産売り払い収入76万5,000円等、増減合わせて43万4,000円を追加補正するものであります。

諸収入は、住金鉱業残土堆積場設置事業遺跡発掘調査委託金225万6,000円等を減額しましたが、重度心身障害者高額医療費立て替え分187万7,000円、平成9年度保育所措置費国庫負担金336万円等を追加しましたので、増減合わせて376万5,000円を追加補正するものであります。

町債については、事業の変更等により、増減合わせて150万円を減額補正するものであります。

次に歳出であります。今回の補正は、年度末においての事務事業予算の精査による計数整理によるものが主であります。

総務費は、八戸地域広域市町村圏事務組合負担金158万8,000円、階上岳整備計画策定委託料1,500万円、ふるさとにぎわい広場事業費補助金400万円等合わせて3,218万2,000円を減額補正するも

のであります。

民生費は、老人保健特別会計繰出金 3,110 万 5,000 円、介護保険関連サービス基盤整備工事 1,080 万円、介護保険事務処理電算機器購入費 830 万 7,000 円等を追加いたしました。社会福祉費扶助費 415 万 2,000 円、老人福祉費扶助費 263 万 6,000 円等の減額がありましたので、増減合わせて 4,135 万 5,000 円を追加補正するものであります。

衛生費は、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金 110 万 6,000 円、予防接種委託料 113 万 5,000 円、検診委託料 206 万 2,000 円等の減額があり、増減合わせて 1,008 万 4,000 円を減額補正するものであります。

労働費は、若年者雇用奨励費補助金 20 万円を追加補正するものであります。

農林水産業費は、広域基幹林道開設事業費負担金 665 万円、漁業集落道工事費に 829 万 9,000 円等を追加計上しましたが、ふるさと林道緊急整備事業費の林道工事費、用地買収費合わせて 4,750 万円、階上岳整備計画策定委託料 1,424 万 7,000 円、漁業集落環境整備事業費の家屋等移転補償費 773 万 9,000 円等の減額があり、増減合わせて 6,613 万 2,000 円を減額補正するものであります。

商工費は、企業誘致奨励金 45 万 2,000 円、郷土芸能公演謝礼 9 万 6,000 円等合わせて 61 万 4,000 円を減額補正するものであります。

土木費は、天満ノ木橋建設負担金 452 万 7,000 円、除雪作業委託料 3,000 万円等の追加計上がありましたので、増減合わせて 3,349 万 8,000 円を追加補正するものであります。

消防費は、消火栓移設補修工事負担金 59 万 5,000 円を追加計上しましたが、防火水槽撤去工事費 116 万 7,000 円の減額がありましたので、増減合わせて 57 万 2,000 円を減額補正するものであります。

教育費は、学校財産管理費 528 万 7,000 円、道仏小学校新增改築工事 1,757 万 9,000 円等合わせて 4,126 万 1,000 円を減額補正するものであります。

災害復旧費は、206 万 6,000 円を減額補正するものであります。

諸支出金は、光のふるさと創造事業基金費に 8,000 万円を積立てするものであります。

予備費は、35 万円を減額し、989 万円とするものであります。

第 2 表、継続費補正の階上岳整備計画策定委託は、諸般の事情により事業の発注が困難となったため変更をするものであります。

第3表、繰越明許費については、平成10年度において補助金を受けたものの完成が困難になったものについて、平成11年度へ繰り越しするものであります。

第4表、債務負担行為については、平成11年度大蛇地区漁業集落環境整備事業費を、ゼロ国債により平成10年度中に発注しなければならないので、2,426万円の債務負担行為を起こすものであります。

第5表、地方債補正については、減額補填をはじめ、7件の事業費に変更があったため、限度額を補正するものであります。

議案第8号 平成10年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,765万円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億8,890万5,000円とするものであります。

歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

療養給付費交付金4,149万7,000円、国民健康保険税294万9,000円、国庫支出金201万8,000円等を追加補正し、一般会計からの繰入金110万6,000円を減額するものであります。

歳出の主なものは、保険給付費の出産育児一時金120万円、予備費4,589万8,000円等を追加補正するものであります。

議案第9号 平成10年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の総額から、それぞれ248万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,224万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金248万5,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費を21万4,000円、予備費を227万1,000円減額するものであります。

議案第10号 平成10年度階上町老人保健特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の総額からそれぞれ7,347万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億1,357万8,000円とするものであります。

歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

国庫支出金3,112万3,000円、県支出金590万3,000円、支払基金交付金6,908万1,000円を減額し、一般会計からの繰入金3,110万5,000円、諸収入152万5,000円を追加するものであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、医療諸費7,344万円を減額補正するものであります。

議案第11号 平成10年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算額4億3,083万円のうち、歳出予算を補正するものであります。

工事請負費並びに備品購入費合わせて61万1,000円を減額し、水道管布設替移転補償費112万5,000円等を追加計上したものであります。

予備費は、63万7,000円減額するものであります。

第2表、繰越明許費については、関係機関との調整により、年度内に事業の完了が出来なくなったので、排水管路工事費3,962万円を、平成11年度に繰越しするものであります。

第3表、債務負担行為については、平成11年度事業をゼロ国債により景気対策として平成10年度中に工事を発注するため、7,574万円の債務負担行為を起こすものであります。

議案第12号 平成10年度階上町住宅用地造成事業特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の額から3,537万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億5,593万9,000円とするものであります。

歳入であります。財産収入は、財産売り払い収入3,650万9,000円を減額補正するものであります。

繰越金は、平成9年度からの繰越しで113万7,000円を追加補正するものであります。

次に歳出であります。一般管理費15万7,000、住宅用地管理等基金費3,402万円を追加計上いたしました。

公債費は、長期債償還元金及び利子等6,915万5,000円を減額補正するものであります。

予備費は、39万4,000円を減額補正するものであります。

議案第13号 平成10年度階上町地域振興券交付事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の額から196万円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,604万円とするものであります。

歳入であります。国庫支出金196万円を減額補正するものであります。

次に歳出であります。地域振興券交付事業費196万円を減額補正するものであります。

第2表、繰越明許費については、平成11年度に繰越し、地域振興券交付事業をおこなうものであります。

議案第14号 平成11年度階上町一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成11年度階上町一般会計歳入歳出予算の総額は、それぞれ57億2,000万円と決めました。

予算の編成状況について申し上げますと、11年度は対前年度費2.9パーセントの伸び率で、1億6,000万円の増となりました。

その主なる理由として、ふるさと林道緊急整備事業を初め、福祉事業、

及び衛生関連事業、漁業集落環境整備事業等新規並びに継続事業で、県のヒアリングが終わっている額を計上したほか、町単独事業の伸びを確保したことによるものであります。

町財政は、平成11年度においても、長引く経済不況の影響を受けて、自主財源であります町税等の伸びは低く、個人町民税等に至っては、増収を見込めないというところであります。

また、主要財源であります地方交付税は、国勢調査における人口増加にかかる、基準財政需要額の伸びはあるものの、他の項目にかかる伸びは期待できないところであります。

従いまして、財源確保のため、町債を起こすほか、光のふるさと創造事業基金及び土地開発基金から繰り入れて予算を編成いたしました。

以上のことから、財政は大変厳しい状況下にあります。行政は停滞することなく常に前進が求められているところであります。

私は、これらのことを念頭におきまして、これまでの経験等を生かして当面する諸問題に対して、全力を傾注し、決意を新たに町財政運営に取り組んでいく所存であります。

それでは、第1表、歳入歳出予算の編成にあたりましての考えを申し上げます。

まず福祉の充実であります。急速に高齢化が進行している現実を踏まえ、老人デイサービス事業、ホームヘルプサービス事業、地域福祉ほのぼのの交流事業及びホームヘルパー24時間支援事業、介護保険事業等、高齢者の保健福祉の充実には、積極的に取り組んでまいります。

また、健康づくりであります。健康は快適な日常生活を営むための基本的条件であります。

町民一人ひとりが、自らの健康を守るという観点に立ち、各種検診等の受診率の向上を図り、病気の早期発見や事後指導体制の強化を図ることとしております。

平成12年度より介護保険法が施行されることに伴い、介護保険計画及び新老人保健福祉計画等を策定し、円滑な運用に必要な事前準備を行うこととしております。

さらに、保健事業につきましても、約200名の保健協力員、母子保健推進員並びに食生活改善推進員など、各関係者の協力を得ながら、乳児から成人、老人にいたるまでの全町民の健康管理に努めてまいります。

次に、教育施設の整備と生涯学習であります。町づくりは人づくりからという考えのもとに、教育行政の優先課題として取り組み、学校施設の整備充実を図ってきたところであります。

平成10年度から、老朽、狭隘化した道仏小学校の増改築を二ケ年継続事業で建設しておりますが、本年度もコンピューター設備をはじめとする備品購入事業を行います。

そのほかといたしましては、小学校環境整備等を進める考えであります
また、新しい階上町を建設するためには、その担い手が必要であります
健康で創造力に富み、豊かな心と広い視野を持ち、情報化、国際化の進展等、多様化する社会の変化に、主体性を持って対応できる青少年の育成のため、引き続き小学生は国内研修、中学生は海外研修を実施し、さらには、語学力の向上を図るため、語学指導外国青年招致事業は継続してまいります。

生涯学習については、社会教育活動として、各種学習会を開催し町民の海外研修、県外研修などにより、それぞれの成果をあげてきたところであります。

なかでも昨年は、わが町において、東北地区生涯学習まちづくり研究大会が開催され、町内外から多数の参加者があり、活発な意見、希望、改善など内容の濃い大会となり、成功したものと思っております。

平成11年度も、さらに内容の充実を図り、あらゆる機関、団体等と連携を図りながら、推進してまいりたいと思っております。

町づくりの中核となる人材育成と、後継者が定着しやすい環境づくりの一環として、「幸せの黄色いハンカチ事業」を展開しているところでありますが、本年度も、若者が気軽に集まれる機会をつくっていききたいと考えております。

町民が、広い心と豊かな創造性を高めるためのコミュニティ活動の芽を育てるとともに、ハートフルプラザ、体育館及び町民プールを拠点として芸術文化やスポーツを活発に展開してまいります。

これまで、先人が営々と築いてきた、大いなる文化遺産の調査保存に努めてまいりましたが、昨年は、滝端遺跡から、各遺跡でも類のない最も貴重な「はめこみ式」土偶が出土し、全国に発信されたことは記憶に新しいところであります。

本年度は、小板橋遺跡並びに野場遺跡の調査を実施することにしております。

次に、産業活動の活性化であります。厳しい農業情勢のなか、本町の特性と地理的条件を生かし、栽培技術の向上と農業経営の効率化を図り、多様化する消費者ニーズに対し、農畜産物の高品質化と計画出荷体制の確立に努め、農業振興を図ってまいります。

基盤整備については、八戸平原総合農地開発事業で造成された、優良農地の有効利用と、現在、進められている畑地かんがい事業の促進と中山間

地域総合整備では、集落道、農業用排水路整備、農村公園等の整備をおこないます。

また、新規事業の公共牧場機能強化事業を導入し、環境保全施設整備工事及び機能強化施設用地整備をおこなう考えであります。

次に、林業については、継続しております町の木である「けやき」の造林事業を奨励していくとともに、低コストによる良質材生産のため、集团的・組織的に植栽から間伐、枝打ちまで一貫施業の実施を推進し、併せて土折から寺下までの広域基幹林道並びにふるさと林道の早期完成に向けて努力いたします。

階上岳は、自然環境の保全に留意した観光施設が必要なことから、県営事業で実施している環境保全林整備事業を導入して、除間伐及び遊歩道整備をおこなってきたところであります。

また、森林とのふれあいによる、自然を愛護する心の醸成をはかり、自然探究の学習の場や、野外レクリエーション等、憩いの場としての活用を図るため、林業地域総合整備事業を導入し、交流施設等の整備を進めていく考えであります。

また、観光としての階上岳は、自然景観に恵まれた階上海岸とともに、陸中海岸国立公園と十和田八幡平国立公園を結ぶ観光ルートの中継点として、重要な観光資源でありますので、今後は、経済性のある森林育成事業と併せて、町民はもとより、県南地域の人々に愛される山として、自然との調和を図り、自然を生かした整備計画を策定するものとしております。

一方、海岸線についても、海の特徴を生かした活用を図ってまいりたいと思っております。

加えて、ふるさとにぎわい広場は、憩いの場として、ナニャドヤラ大会等、各種大会を継続し、いちご煮祭り、臥牛山祭りに次ぐイベントに定着させることにより、町の活性化が図れるものと考えております。

水産業振興は、採る漁業から育てる漁業へということで、11年度もアワビ、ウニ、アイナメ等の放流事業を実施するとともに、沿岸漁場の整備と、増養殖技術の改善等によって、沿岸漁業を推進し、経済面と観光面で海のある町をアピールする考えであります。

次に、生活環境の整備についてですが、現在、大蛇地区で整備中の漁業集落排水事業は、地区の方々のご協力のもとに、順調な進捗状況にあり、平成12年の供用開始を目標としております。

また、今年は、石鉢地区の下水道事業の実施設計に着手することとしております。

併せて、合併処理浄化槽の普及も図ることとしております。

本町は、人口の増加に伴い、ゴミの排出量が、年々急激な増加をしています。これは、生活水準の向上に伴い、多くのものを消費することで、様々な種類のゴミが大量に排出され、量の増大と質の多様化が進み、その処理に苦慮しているところでもあります。

現在、新聞、テレビ等でダイオキシン問題が話題となってるわけですが、家庭焼却が禁止となりますと、収集運搬に係る経費は、増大するものと思います。

このようなことから、減量化対策を進め、生ゴミ等は、可能な限り自家処理をしてもらうよう指導を続け、ゴミに対する住民の意識の高揚に積極的に取り組んでいきたいと思っています。

次に、均衡ある町づくりを進めることから、人口減少が著しい西部地区に、魅力ある優良住宅地2.7ヘクタールを造成し、53区画を分譲しておりますが、43区画が契約となっており、現在13棟が建築されております。

これに伴い、階上小学校への転入児童は3名となり、今後とも、児童生徒が増えることを期待しております。

消防防災対策については、消防分団の増設など消防体制の強化と施設設備の充実を図ってまいりましたが、今後とも、常備消防と連携を密にして団員の教育と訓練を徹底し、災害に強い町にしたいと考えております。

また、本年度は、防災計画の風水害編を作成し、防災に対する意識の高揚に努めるものといたします。

さて、本町の生活環境整備水準は、着実に向上しておりますが、住民の要望への対応は、必ずしも十分とは言えない状況であるということは、認識しているところでもあります。

よって、生活関連施設であります道路、排水路、下水道計画等引き続き緊急性を考慮しながら、町民生活と産業などに重要な役割を果たす幹線町道を整備し、併せて、その他の町道及び集落内の環境を計画的に整備を促進していく所存であります。

そのほか、国道45号の交通量の増大に伴うラッシュ時の渋滞を解消するため、八戸市から役場までの四車線化と県道改良の促進を、また、高規格自動車道八戸久慈自動車道の早期着工と階上インターの設置を、今後とも積極的に関係機関に強く要望をしていきたいと思っています。

現在、町の財政は、依然として厳しい状況下にあるわけですが、ますます複雑多様化する行政需要に対応するため、従来に増して、発想の

転換、創意工夫によって、効果的、効率的な財政運営に努め、人口減少地域にも十分配慮しながら、国際化、情報化時代に向かって、恵まれた自然を生かし、伝統文化の継承と新時代の要請に応え、均衡ある階上町の発展と豊かな未来の基盤づくりに、積極的に取り組む所存であります。

第2表、債務負担行為については、平成11年度階上町若年者雇用奨励金を平成12年度及び平成13年度にわたって交付するものであります。

第3表、地方債については、減税補填をはじめ、八戸圏域水道施設整備出資、ふるさと林道整備事業、漁港整備事業及び道路整備事業等合わせて5億7,000万円を起す予定であります。

議案第15号 平成11年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定予算について、ご説明申し上げます。

本案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,672万1,000円といたしました。

これは、前年度比で8.1パーセント、7,575万4,000円の増となります。

その主なものは、退職被保険者の療養給付費と高額医療費、老人保健拠出金等の増によるものであります。

これは、前年度及び前前年度の医療費から伸び率を集計し、平成11年度の費用額を積算したものであります。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

国民健康保険税は、予算総額の44.2パーセントの4億4,918万1,000円で、被保険者一世帯当たり約19万3,612円、一人当たりでは、7万8,762円となります。

また、国庫支出金は、予算総額の36.4パーセントの3億7,14万5,000円で、対前年度比6パーセントの増であります。これは、一般被保険者の高額療養費及び老人保健拠出金の増によるものであります。

療養給付費交付金は、退職被保険者に係るもので、6,802万円で、予算総額の6.7パーセントであります。

繰入金は、保険基盤安定制度や、財政安定化支援事業など11.5パーセントの1億1,727万2,000円となりました。

この中には、財政調整基金繰入金5,000万円が含まれております。

歳出の主なものについて申し上げます。

保険給付費は、予算総額の72.8パーセントの7億4,014万7,000円で、被保険者1世帯当たり31万9,028円、一人当たりでは12万9,782円となります。

前年度に比較しますと、4,740万1,000円、率では6.8パーセントの増となりました。

老人保険拠出金は、予算総額の22.5パーセントの2億2,896万8,000円となりました。

予備費は、前年度と同程度の1,371万1,000円を計上いたしました。

議案第16号 平成11年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を6,748万円と決めました。

前年度当初予算と比較いたしますと、4.8パーセントの338万3,000円の減額となりました。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

診療収入は、予算総額の57.2パーセントの3,862万6,000円、繰入金は、42.1パーセントの2,837万5,000円であります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

総務費は、予算総額の65.3パーセントの4,402万8,000円
医業費は、27.7パーセントの1,870万円、公債費は、7.0パーセントの475万1,000円を計上いたしました。

議案第17号 平成11年度階上町老人保健特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億5,520万1,000円と決めました。

前年度当初予算と比較しますと、1.0パーセント、1,020万4,000円の減となりました。

老人医療費は、医療保険制度それぞれの拠出金と、国、県、町の負担で賄われております。

それでは、歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

支払基金交付金は、予算総額の67.7パーセントの7億1,437万1,000円、国庫支出金は、21.4パーセントの2億2,595万9,000円、県支出金は、5.3パーセントの5,641万5,000円、繰入金は5.5パーセントの5,845万3,000円であります。

歳出の主なものを申し上げますと、医療諸費は、予算総額の99.8パーセントと、ほとんどが医療費であります。

対象者一人当たりの年間医療費は、66万2,866円となります。

総務費は、0.2パーセントの227万8,000円を計上いたしました。

議案第18号 平成11年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億3,169万円と決めました。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

使用料及び手数料379万3,000円、県支出金6,117万円、一般会計からの繰入金4,022万5,000円、町債2,650万円を計上いたしました。

歳出の主なものは、一般経常費1,646万4,000円、委託料736万円、工事請負費8,585万7,000円、補償補填及び賠償金500万1,000円、公債費1,600万8,000円、予備費100万円を計上いたしました。

第2表、地方債は、漁業集落環境整備事業のうち、下水道事業2,650万円を起こす予定であります。

議案第19号 平成11年度階上町簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ584万4,000円と決めました。

前年度当初予算と比較しますと、461万3,000円、44.1パーセントの減となりました。

歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

水道使用料等の使用料及び手数料は、予算総額の68.0パーセントの397万1,000円、一般会計からの繰入金は、32.0パーセントの187万1,000円を計上いたしました。

歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

総務費は、予算総額の2.6パーセントの15万1,000円、分水料等の水道施設費は、95.7パーセントの559万3,000円、予備費は、1.7パーセントの10万円を計上いたしました。

議案第20号 平成11年度階上町住宅用地造成事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,670万3,000円と決めました。

歳入についてご説明申し上げます。

財産収入に1,000万1,000円、繰入金に670万円を計上いたしました。

次に、歳出であります。総務費に広告料、通信運搬費等合わせて337万8,000円を計上いたしました。

公債費は、起債の元利償還に充てるための1,304万1,000円、予備費は、28万4,000円を計上いたしました。

議案第21号 町道路線の認定及び変更について、ご説明申し上げます

本案は、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、町道路線の認定及び変更をするため提案するものであります。

議案第22号 三戸郡福祉事務組合理約の一部を変更する規約についてご説明申し上げます。

本案は、精神薄弱の用語の整理のための、関係法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係法律の改正を受け、本組合理約の関係条文を改めるため提案するものであります。

以上をもちまして、町政の運営に関する所信を述べるとともに、提出議案の概要につきまして、ご説明申し上げましたが、平成11年度も、終始一貫、町政進展のため努力してまいりたいと思います。

議案審議の過程におきましてのご質疑等に対しましては、本職はじめ、関係職員等からお答え申し上げますので、なにとぞ、慎重ご審議の上、原案のとおり御議決、並びに御承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（前田
常男君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第４、陳情第１号 ゴミ焼却場の労務者のダイオキシン汚染健康診断並びに国への意見書提出を求める陳情書の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております陳情の件は、会議規則第３９条の規定に基づき、教育民生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第１号は、教育民生常任委員会に付託することに決しました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明、３月９日一日間、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、３月９日一日間、休会することに決しました。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

次の開会日時は、３月１０日午前１０時からといたします。

本日は、これにて散会いたします。

（散会 午前１１時６分）

平成11年第2回階上町議会定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成11年3月8日

招集の場所 階上町議会会議場

開閉会日時 及び宣告	開 議	平成11年3月10日 午前10時04分	議 長	前 田 常 男
	散 会	平成11年3月10日 午後2時56分	議 長	前 田 常 男

応(不応) 招議員 及び出席 並びに欠 席議員	議席 番号	氏 名	出席等別	議席 番号	氏 名	出席等別	議席 番号	氏 名	出席等別
	凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ◎公務欠席	1	松 森 蒿	○	2	佐 京 登	○	3	畑 中 弘 實
4		大 前 典 男	○	5	川 上 太 榮 助	○	6	桑 原 一 夫	○
7		木 村 勝 彦	○	8	嵐 守 瑞 穂	○	9	阿 部 敏 秋	○
10		浜 谷 豊 美	○	11	平 戸 茂 雄	○	12	松 倉 正 美	○
13		巽 静 子	○	14	荒 道 鶴 造	○	15	大 下 義 雄	○
16		田 端 清	○	17	山 田 昭 治	○	18	前 田 常 男	○

会議録署名議員	13 番 巽 静 子	14 番 荒 道 鶴 造
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長 高 橋 信 一	総務課長補佐 中 村 豊 志
	庶務係長 田 中 昇	
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	町 長 正 部 家 佑 介	助 役 中 村 禮 一 郎
	収 入 役 伊 藤 昭 一 郎	教 育 長 山 本 雅 教
	総 務 課 長 浜 谷 政 己	企 画 課 長 三 上 孝 八
	税 務 課 長 松 橋 隆 巳	保健福祉課長 鳩 文 男
	農 林 課 長 浜 谷 義 勝	建 設 課 長 高 階 繁 雄
	町 民 課 長 上 沢 寿 勝	水産商工課長 中 城 功
	中央保育所長 桑 原 定 男	出 納 室 長 齊 藤 博 俊
	教 育 次 長 渡 部 光 雄	学 務 課 長 渡 部 光 雄
	社会教育課長 小 澤 勝	体 育 課 長 池 田 隆
	給食センター所長 林 貢	農委事務局長 工 藤 靖 夫
	診療所事務長	企画課長補佐 上 博 文
	代表監査委員 下 野 岩 男	

議 事 日 程 別紙のとおり

会議に付した事件 別紙のとおり

..... 会 議 の 経 過

開議・議長
(前田常男
君)

ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

議長(前田
常男君)

日程第1、一般質問を行います。
質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

8番、嵐守 瑞穂君の発言を許します。

8番(嵐守
瑞穂君)

8番、嵐守。
平成11年3月定例議会において、一般質問の機会をいただきましたこ
とに感謝申し上げ、質問させていただきます。

通告してあります、町総合運動公園整備事業について、町長のお考えを
お伺いします。

正部家町長が就任以来、最大の政治公約が、総合運動公園整備事業であ
ると、私は、思っております。

青森県では、昨年の文化観光立県宣言に続き、今年、7月11日には、
スポーツ立県宣言の実施計画が示されました。

我が階上町も、スポーツは盛んに行われております。特に、余暇時間の
増加や高齢化、人口の増大等により、軽スポーツ、レクリエーションに対
する関心は、年々高まっており、多くの町民は、その施設整備の完成を待
ち望んでいるのです。

このことは、町長の公約でもあり、その実現を目指して計画された事業
であります。しかし、事業推進に当たって、用地内に遺跡が存在すること
が分かり、止むなく中止状態になっておりますが、その現状について、ど
のようになっているか、お伺いします。

次に、現在の用地で事を進めるとすれば、どのような計画を立てている
か、他の地域に、用地変更あることも考えているのか、その財源問題と併
せてお伺いします。

終わりに、私も、総合運動公園選定委員から、公園計画審議委員を務めさせていただき、この事業に、関与した一人として、大きな責任を感じている者として、壇上からの質問を終わります。

議長（前田
常男君）

町長 正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

只今の、嵐守議員のご質問にお答えをいたします。

スポーツ立県、あるいは、議員がお話のとおり、町民の方々の期待するところだと、こう思っておりまして、何とか早期に実現をしたい、こういうことで努力をしてきたつもりであります。そのいろんな経過は、たどってきました。きまりましたが、お話しのとおり、遺跡が出たということで、残年ながらストップ状態、ストップ状態といいますか、このような状況を踏まえて、今後どうしていくべきか、これについては、率直に言って、大変、あの、どうすべきか、今、真剣になっていきますか、やってるところであります。いずれにしても、せっかく選定していただいた現在地、これを何とか、進めていけないものか、まず、そこに視点をおいて、検討して行きたい。

勿論、今後のことありますから、その他の地区を、というお話であります。そして、その財源は、と、こういわれているわけですが。

先ほど、申し上げましたように、多くの選定委員、或いは、審議会の方々の委員会の議決を経て言いますか、決めていただいた場所でありすから、いずれ、そういう意味では、多額の、多額の費用と遺跡調査、多額の費用と期間もかかるということでもありますので、これら何んとか、もっと、何らかの方法がないのかどうか、ということを含めて、現時点では現在地を何とか出来ないのかと、いうことで検討をしているところでありますが、いずれにしても、もう少し、時間をいただきたい、ということで、答弁にさせていただきます。

議長（前田
常男君）

8 番、嵐守 瑞穂君。

8 番（嵐守
瑞穂君）

もう少し時間をというのは、これはあれですか、話に聞くと調査、その他によって、あと15年くらいかかるということですかね、あとどれくらいあれば、そのあれが、ここはもうだめなんだというあれが分かる、そこは、まだ、わかりませんか。調査した点について、話し聞くと、調査するに15年くらいかかると、でも、15年して、ここは、もういいですよ、で、15年後に、それに着工するのか、それとも、また、もう、思い切っ

て、そこは、だめにして、他の場所を選定するか、まだ、そこらまで行っていないということですか。

議長（前田
常男君）

町長。

町長（正部
家佑介君）

お答えをいたします。

その多額の費用と、期間がかかることは、もう、想定されるものでありますから、ただ、実際的には、じゃ、どのくらいかかるのか、あくまでも想定、想定の中でも、だいたい期間が、費用が、期間も、費用もかかることは、想定されますから、その辺をでありますから、念頭において、もう少し、その時間をちょうだいして、この検討を進めて行きたい、方向を決めていきたい、こういうことであります。

議長（前田
常男君）

以上で、8番、嵐守 瑞穂君の質問を終わります。

15番、大下 義雄君の発言を許します。

15番（大
下義雄君）

本定例会の一般質問事項は、すでに通告してあるとおりで、順次、これに追って、質問してまいりたいと思います。

前段で、嵐守議員も運動公園を取り上げたわけですが、多少重なる面もあるかと思いますが、その辺は、ご了承お願いします。

その一つに、運動公園の今後の見通しについて、若干、お尋ねしたいと思います。

このことは、長い幾月の中で、いわゆる、12年ないし13年、現在をもって経過したもので、まとめきることは、困難であります。私なりに舌足らずも含めて、端折って、基本だけを要約すると、次のようなことが申し上げられると思います。

振り返れば、昭和58年、町長就任直後、政策の一つとして、最重要課題の、このことは、皆さんもご案内のとおりであります。

そのような、基本に基づいて、策定委員会、或いは用地選定委員会、更

には、審議委員会等々を得て、先ず、場所の選定が決まったわけであり
ます。

基本計画が作成されたわけであります。が、思えば、当時の計画で、面
積は、10ヘクタール、予算は、10億円、完成は、10ケ年をめぐるとし
て、構想が始められたのであります。これも、皆さん、ご案内のとおりで
あります。

ところが、平成2年、3年にかけて面積は、約5ヘクタール増加、予算
も当初の2倍以上の25億円と変更されました。加えて、その後、更に、
平成4年、再び予算が変わって、28億5,700万円と事業費が増加さ
れ、現在に至っているところであります。

その様な中で、平成4年度から、一部分工事が進められ、元より10ケ
年計画でありますので、平成13年度には、完成期限でありました。

しかしながら、幸か不幸か、平成5年の造成工事の際、土器のカケラが
現場から出土されたため、平成6年5月頃、県文化課に調査を依頼し、遺
跡であることが確認され、山館遺跡として登録されたのであります。

その一部分、25,000㎡を試掘調査された中で9,000㎡が発掘
調査必要となったのであります。

そのような現下で、昨年3月定例会での畑中議員の一般質問の答弁で、
町長は、次のように述べているのであります。

調査期間は、今後、14～5年にかかるだろうと、予測している。した
がって、その調査費用も3～4億円は必要だろう。これからは、町民初め
議会、関係者と充分協議して考えていきたい。事業計画は、今後の問題だ
と答えています。

そこで、お尋ねするわけですが、その後今日まで、議会、又は関係者と
どのように、これに対応すべく進め方をしてこられたのか、その、今日ま
での経緯を、説明いただきたい。

加えて、今後の見通し、あるいは方向性の所信を明らかにしていただき
たい。大変、冒頭で申し上げたように、前段の質問と重なる部分がありま
すが、よろしくお願い申し上げます。

二つ目は、地籍調査事業に関わる土地登記の件について伺います。

このことは、国から事業委託を受け、わが町全域において、地籍調査事
業が完了してから、最も古いもので、二十数年、遅いもので十数年を経過
した訳であります。

事業の主旨に基づいて、各々の地権者は、相互に再確認して、この事業
に対する事務処理がなされてきたところであります。

しかしながら、一部に合意できていない土地、いわゆる、筆界未定地は
何件かあった訳であります。その中の一つ、階上町大字赤保内字大渡地

内に所在するA氏とS氏との、念のためS氏とは正部家佑介です、土地の境界が両者の合意がないまま、筆界未定地になっていたところであります

それが、どういう訳かA氏の知らない間に、平成7年9月に筆界未定削除の事務手続きが、階上町長の職権によって行われていたことが、昨年、平成10年10月に判ったのであります。

そこで、その後A氏の強い異議の申立てによって、平成10年12月に前の筆界未定の形に戻していることもわかりました。

通常は、何人も、筆界未定地の境界を確定するためには、必ず、当時者間の合意なくしてできません。これが、絶対必要条件であることが基本であります。

それを、何故、職権で処理しなければならなかったのか、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

また、事務処理に対する担当に、いつ頃指示されたのか、これも併せて町長から、ご答弁願います。

次の事項は、担当課長から回答いただきたい。

1. 地籍調査事業の完了時において、筆界未定の件数は何件あったのか
2. 調査事業の完了年度以降において、当事者間が合意の上で、筆界未定を解決した件数
3. 調査事業完了年度後、町長が、職権によって筆界未定を解決した件数があるとすれば、その件数
- 4 4つ目、職権による事務処理に対する当事者からの異議の申立てがあったか、無かったか
- 5 5つ、平成11年2月、いわゆる先月末までの、現在の筆界未定の件数並びに今後の解消方策を示していただきたい。

以上でございます。

この、5つの面で担当課長からということで、概ねそのとおりでございますが、この5番の件については、もし、そういう件数があれば、今後の解消方策の件については、町長からご答弁願えれば幸いだと思っております。

以上をもって、壇上からの質問終わります。

議長（前田
常男君）

町長 正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

大下議員のご質問にお答えをいたします。

まず、運動公園であります。先ほど、鳶守議員にお答えしたこととほとんど、この答えは同じようなといいますか、になるのでありますが、いろんな経過がありましたし、順調にいった、このことについては、町民の方々に大変、期待に応えていない意味で、申し訳なく思っております。

そして、内部では、先ほどと、ほとんど同じな訳ですが、いろんな角度から検討をしてるところでありまして、今後の見通しについては、もう少し時間をいただきたいと、こう思っております。

ただ、あの先ほどの答弁に付け加えるとすれば、今、行政そのものが、広域的になさなければいけない、こう思っております。

大分、国、地方を問わず、介護保険制度の導入、その他町村行政、広域的な対応が求められている、また、実際にそういう多くの分野で、そういう事業が、そういう傾向になってきてると、そういう中で、今後、広域的な町村合併、いうふうなことも論議になるだろうと、そういう中で、この運動公園の位置づけが、いかにあるべきか、この辺のところも念頭において、わが町の将来にとって、将来にとってどう対応していくのがいいのかこういう視点も入れながら、今後、検討をしていきたい。

そういう意味でも、もう少し時間をいただきたい、こういうふうに思います。

あと、地籍調査事業について、お答えをいたします。

今、振り返ってみまして、手続き等について、当事者に少なくとも、最低限と申しますか、説明、ご了解を得て進めるべきだったと、慎重にやるべきだった、というふうに反省をしてるところであります。

また、いかなる状況、理由、経過があった場合でも、町長である私の名で行われた行為は、これは、もう職員ではなくって、私の責任であることは、申し上げるまでもないことであります。

まず、このことを、申し上げておきまして、また、この職権という意味についての、この定義のこともありますが、職務というふうなことかなと、こういうふうに理解をしておりますが、先ほど、冒頭申し上げたことを踏まえて、ていいますか、私の記憶や書類等に基づいて、その経過事実関係についてお話をしたい、こう思っております。思います。

この件につきましては、昭和62年10月22日、国土調査の成果として、町長はこの時は、私ではなかったわけではありますが、国土調査の成果として、登記されたものであります。

そして、この、地籍関係の書類には、役場には、その原図、そして複図

これは、原図と複図がありまして、複図の方は、原図を持って歩きますと持ってというのか、普段に使いますと、汚損するというふうなおそれもあるので、複図があるんだらうと、こう認識しておりますが。

役場に原図、複図、そして法務局には、そのいわゆる公図、その登記図面があるわけであります。

で、後で考えますと、私の勘違いということもあったと、こう思っておりますが、この複図のコピーを見た、こう思いますが、その中には、私自身は、この筆界未定地は、勿論、当事者間のものですから、筆界未定地は実際にあった、あったのであります、が、そのほかに、私にすればあるべき線が、その複図を見まして、無かった、いうふうなことで、その際には私自身は、原図、公図のコピーかなと、こう思って、勘違いをしたのであります、実際に、法務局の公図を平成7年6月29日に、確認をしました。しましたら、現に、その線は、私が記憶していたのと、同様に線はあったのであります。

そして、役場の公図にもあったということでありまして、そういう意味からいきますと、今、考えるというのは、そのことではありますが、複図のコピーを見て、あれっ、複図のコピーの中には、コピーと思われる図面の中には、線が無かったように記憶して、あれっ、どうなってんだらうな、というふうなことでありましたが、いずれ、今、申し上げましたように、役場の原図、或いは登記所の、あ登記所、法務局の図面には、その線が、私が記憶してたとおりといいいますか、思ってたとおりで、あったということであります。

そういう状況の中で、法務局との協議で、その公図に従って、境界未定地と、未定地の地番等の訂正が行われたものだ、こう思っております。

そして、今、ご指摘の、これは、平成7年7月29日、決裁日は7年の同じく、えーと、ちょっと、お待ちください、これは、日にち的なことはちょっと、平成7年、今、ご指摘の部分については、平成7年9月29日その登記手続きがなされたわけですが、この、決裁年月日は、同じ年の9月27日となっております。

いずれ、先ほど、申し上げたわけではありますが、昭和62年10月22日の国土調査の成果として、登記された図面、これがあるわけですが、さっき、申し上げましたように、そういう意味で、平成7年9月29日、登記後のにおきまして、登記前、登記後、この境界線、一切を、その付け加えたり、線を引いたり、この曲げたり、なんということは無いのでありまして、その件については、この公図の写しも、登記した前、後、この中に持って来ております。

いずれ、そういうふうなことでありますが、いずれご指摘のとおり、平成10年12月までに両者合意、了解のもとに筆界未定として、登記がな

されたわけでありまして、そういう意味では、行政的には、筆界未定は、勿論、残ってます。

これについては、かっこのいいことではありませんが、筆界については、当事者間の問題でもあります。

一日も早く、話し合い解決を図りたい、こういうふうな姿勢で、この対応もしてきたと、こう思ってますし、今後も、そう思ってるところであります。

いずれ、筆界未定は、確かに、その残ってはいるものの、行政的な意味では、一応の解決をしたというふうなことであります。

以上、冒頭申し上げましたとおり、いずれにしましても、事務手続きの上で、適切さを欠いていたものでありますし、また、慎重にすべきだったと、申し訳なく思っております。

それで、次に、後は担当課長からというふうなことになるわけですが、この中の、以下の事項は、担当課長から回答願いたいというふうなことでありますが、この中の職権という言葉が出てきますが、多分、これは職権というよりも、職務ということだろうと、こういうふうな理解をしているわけですが、その点につきましても、ご了解いただいて答弁に入りたい、こう思います。

5番の、要するに筆界未定地が、結構、今、さっき、申し上げた場所にかかわらずあるだろうということなわけですが、これは、もう、あくまでも、筆界未定につきましては、当事者間のことだと、ことでは、ありますが、今後の行政を進めて行く上で、或いは、課税等のことを考えますと、何とか、筆界未定は、解消をして行くように、これは、もう町民に、また当事者をお願いをして行きたいと、こういうふうに思っております。

以上で、一通りの答弁とさせていただきます。他については、担当の課長からお答えをいたさせます。

議長（前田
常男君）

税務課長。

税務課長（
松橋隆巳君
）

それでは、担当課長からの回答ということで、その件について申し上げたいと思います。

5点、ご指摘ございました。

その第1点でございますが、地籍調査事業の完了時において、筆界未定の件数は、何件あったか、ということでございます。

これについて、いろいろ、書類等、置く場所等から調べましたが、そして、プレハブの倉庫にございまして、それで、これもかなりの量でございました。

筆数は、階上町の場合、4万筆ほどあるということでございますので、そういうふうな、膨大な量で、調査して、一枚一枚開いて調べていたんですが、これだば、一日二日で終わらないなあということから、何かいい方法がないのかということで、当時調査された方等からお聞きしましたら、そしたら、町に集成図、税務課で管理してる集成図があるわけですが、その集成図を、から見たら早く見つかるんでないかということをお聞きましてそれで、集成図を調べてみたわけです。

集成図は、宅地は、だいたい1センチ四方位に出て、2.500分の1なんですけど、1センチ四方位に見えるようなサイズの図面なんですけどもそれを、1ページ、1ページ見ました。それで、その筆界未定は、何筆か一緒になって、その筆界されてないということで、地番の重なってるところが、筆界未定になってるわけですが、その地番の重なってるところを捜してみしました。

そして、そういうような、4万筆もある関係で、見落としもあったかと思いますが、その調査した時点では、対土地に対する何といいますか、道路とか、そういうのに対する筆界未定、道路とそれ以外の地目との筆界未定は、かなりあるようでしたが、土地と土地との間の筆界未定、その件について、しばって調べてみしましたら、21件ございました。

もしかすれば、見落とししてるのものもあるかも知れませんが、そういうことでございます。

2番目でございますが、調査事業の完了年度以降において、当事者間が合意の上、筆界未定を解決した件数はあるかどうか、ということでございますが、この筆界未定地については、これも国調で、成果として登記行為しておりますので、それで、調査事業が終わったということで、本来は、これは、町からは、この筆界未定地に係わることはないのではないのかというふうに、今、考えておるところでございます。

これは、地権者が、それぞれの事情で境界が定められなかった、という事情がありますので、これは、地権者との問題であるので、私の方では、そこまでは、係わることはないのではないのか、という考えに立っております。

これは、他町村等の事情等、他町村からもお聞きしたところ、私どもと同じような考えで、筆界未定は、そのまま、個人の問題であるというような考えをとっているということで、私の方もそういう考えでございます。

そういうこと等で、筆界未定が解決したかどうかということは、私のほうでは、担当の方から聞いた限りでは、確か、私、担当者には、私覚えてるのは、1件ぐらいは、あったでないのか、勿論、それは、個人

的な問題ですから、個人的で解決したような気がします、という話がありました。その程度の解決状況でございます。

従って、次、3番でございますが、従って、その1番の、その地籍調査図の筆界未定地は、何件あるかということは、今現在、その21件、今、調べた21件あるということですから、その解決されたというのが、1件か、或いは、私の方になく、個人で解決する等もあると思いますんで、その調査図の時点の筆界未定地は、何件あったか、一寸、ここでは、分からない部分でございます。1番で答えた21件というのは、今、現在、そういう状況にあるということでございます。

3番でございますが、調査事業完了年度後、町長が、職権によって、筆界未定を解決した件数、私も、この、実は、この職権ということば、ちょっと、これが、職権という言葉、適正な言葉なのかな、どういう意味なのかな、ちょっと、ここ分からなかった部分ですけども、職権というのは、登記行為というのは、つまり登記官、国の機関がこれを登記する権限があるわけですから、ただ、町長の方の職務、町長からも話がありましたけども、町長は、ただ、それを申請するだけの職務だと、私は思っておりますので、職務して、申請して、それを認める、認めないは、登記官、法務局の方の職権、それこそ、職権でやるということ、そういう考えであります。それで、それによって、解決した、それを申請することによって、解決したというのはどうかということで、ここ、私は、そういうふうに解釈しておりますが、その申請した件数は、聞いたところではない、ということでした。それから、この筆界未定のことについての筆数はない、聞いたところでは、そういうことでした。

それから、4番の職権による、ここでも職権という言葉が出てきておりますが、その事務処理に対する当事者からの異議の申し立て件数、職権による事務処理、つまり、筆界未定を処理した、その当事者からの、異議の申し立てが、件数があったかということですが、そういうふうに、今までのあれでないということですので、ここも、私は、ないというふうに前任者から、当時担当された方から、そのように聞いております。

それから、5番でございますが、平成11年2月末現在の、筆界未定の件数、これは、先ほど、1番でお答えしたように、集成図から搜した21件、と、及び今後の解決方策を示していただきたいということですが、先ほど、ちょっと触れましたけども、今後の解決、解消方策でございますが、私どもの考えとしましては、筆界未定は、地権者が、それぞれの事情で、こう、国調調査図に境界を定められなかった、ということで

ございます。

それで、国調としては、それを筆界未定として処理してる、つまり、事業完了している、そういうことでございますので、他の筆界未定以外の関連と同じように、町からは、これは、個人の財産ですから、町からは、係わることではないという考えに立っておりまして、それで、解決方策を示していただきたいということですが、そういう、現在は、そういう状況でございます。

ただ、これ今後、このままでいいのかということになると、これは、やっぱり、早く解決した方がいいことでございますので、他町村とも、これは、いろいろ話し合いしながら、その中で、いい方法があれば、そういうふうな方向に向けて、進めていければな、というふうに思っているところでございます。以上でございます。

議長（前田
常男君）

15番、大下義雄君。

15番（大
下義雄君）

ただいま、概ね、ご指摘されたことに答えていただいたわけですが、分からない訳でもない訳ですが、何んといいますか、これは、筆界未定というものが、あくまで当事者間で運ぶべき問題だと、私は法的にも、基本的姿勢として、姿として、そう理解するものですが、今、若干、先月末までに、何件こういうのが、あるんだと言ったら、さっき、ご答弁されたようなわけですが、たまたま、町長の場合は、偶然にそこが、そのみ1件が運ばれたと、あとのものは、こんなに残っておるものもあるということ、ことが、どうも、整合性がないのではないかなあと、ほかを見れば、1件2件だけでなく何万個とあると、あるんだけど、基本にかえれば、当事者間の問題だよと、いうことも分かります。

そういう中で、今回のこの件、運ばれたのは、たまたま、偶然、その土地だけ、筆界未定を削除するために運んだ行為でありますから、皆さん町内全般に、こういう筆数があつたと、それを一同に束ねで解決するか、しないは別ですよ、当事者間さ呼びかけて、それで、ついて来れない者はいたしかたない。当事者間の話し合いが出来なければね。

もし、今、そういう運びで、役場が率先して、仲介してやるものであったら、私もなんとか、今からでも、1件、2件私の土地にもあるから、ついでに行きたいと、そういうのを促しながら、期間をおいて、束ねた行為であれば分かりますよ。

偶然が、あの故意的に、ここだけ、ことを運ぶに、こうしたのか、ちょっと、私が、理解苦しむ面もあります。

その点が、たまたまの偶然なのか、再度、ご答弁願います。

この点は、今、私言うとおりの5番目に、この件数が、現在、今日までの件数が何件あるんだと、あったら、その件数に対して、今後、どういう方策で、取り組んで行くんだと、いうことを、今、町長さんが、それは、あくまで、合意が必要だから、当事者間の問題だからと、役場は介入することではないと、こういうことを、ことばにしてるもんですから、これからも、ほどけるわけですね。

当事者間自体で、これが、決着を図る問題なんですよ。それが、今の場合、そうでないでしょう。だから、その整合性を、私は、ただしたいのであります。

まず、後先になったわですが、そして、先ほども職権、或いは職務ということばが使われたようですが、国から委託して、国のことばで、職権というのは、可能だと、国、県から委託されて、この地方団体で扱うものは職務だと、それでもいいでしょう、そのとおり解します。

それは、そのとおり、職員に対して、今、私、挙手するまえに、壇上でそのことを、一つ付け加えたつもりですが、もう、忘れて問いませんでした。壇上の方で、1項はずしてましたね。

この、一連の流れのスタート、いつ、この、職権とか、職務でない職務でもいいですが、担当課長に指示を与えたのか、という質問したと思いますが、それは、まあ、今、次に述べてください。

そこが、スタート点だと思いますが。

筆界未定を、私にすれば、偶然でなく、意識して、これを職員をして、行動をとらせたと、こう、私は解釈してます。

当然、職務にしても、これは、公費で運んでいる訳ですが、個人の財産であっても、その上、なんといいですか、公文書偽造とか、なんとかいう言葉もどうか、適切かどうか分かりませんが、その事務処理をさせた行為そのものが、やっぱり、基にかえれば、重大な責任だと、事にかえればというのは、当事者間の合意が前提だと、いうことに帰るのであります。

平成7年の7月の、平成7年の9月に、29日に、これを、町長が、登記の運びとなってる日付ですね、これ前に、法務局に行く前に、この図面の面積を出さなければならない、その面積が、公認の、ある測量士すか、からやってもらったのか、或いは、任意に、それに、それ以外の他のものから運んでもらったのか、そのことも、併せてお願いします。

逆になりましたが、運動公園の件について、若干伺いたいと思います。

壇上でも申し上げましたが、一昨年前の、この今定例会で、このことについて、ご質問があったわけですが、その際、これからの運びとして、皆

さんと協議して、関係機関或いは、議会等々含んだ、そういう機会をとらえて、一刻も進みたいということなんです。それから、それが、どこですか、さっぱり、我々には、その対応が、見られないですね。

機会をとらえるとか、今後の、明日からの施策は、そして、お互いに、関係機関と協議して運ぶといっておるんですが、何も現在まで、何も、議会に対しては、何の話し合いも持たれてないですか。

それから、当然、運動公園の計画審議委員会、これに係わる窓口なのですよ、これだって、一遍も開いてますか。

平成9年2月に任期切れで、そのまま、ばらばらになってんでないですか、今、現在、運動公園計画審議委員は、一人もいませんでないですか。

どこの機関で、これを相談して、協議して、明日に運ぶということですか、今までは、何十年もたってきて、運動公園の工事のこの字も、まだ手をつけてないんですよ、何年あればいいんですか、これは。

その結論からいえば、その取り組む姿勢ですな、先ほど、鳶守議員から言われたんだけど、政策として、町民に対して、公約してるわけですよ、それが今、15年、これから先15年も調査しなければならないと、今まで10年歩いて来たと、25年も、30年もどうしますか、その後、31年目でやりますか、保証がありますか。その時間のロスということはその方向性すら、さきに行くも、後に行くも、方向性すらまだ、現時点でわかってないでないですか。

きちっととらえて、わかりやすい答弁をお願いします。

議長（前田
常男君）

町長。

町長（正部
家佑介君）

大下議員のご質問にお答えをします。

運動公園の方からであります、まあ、ご指摘のとおりであるわけですが、遺跡が出たという、予期しない、予期しない、てますか、いうことになって、また、先ほどから、ほとんど、繰り返しに、この部分は、なるのであります、費用、期間、この辺のところ相当かかる、こういう状況下で私どもの方針が、内部では、検討をしてるものの、私どもの方針そのものが、まだ、定まっていらない、いうふうな状況でありますので、ご指摘のとおり、諮っていない、大変その点、この、遅れてますことにつきましては、この町民の方々の期待に応えるという意味からいきまして、申し訳なく思っております。

あと一つは、地籍調査の方についてであります、いずれ、今、この筆界未定地があるんだと、これの解決について、どう、考えてるんだという

お話なわけですが、これも、検討してみたいと、こう思ってますのは、関係者に対して、一度、説明会なり、解決要請ということをする機会を持ってみたい、というふうに思っております。

それと、地籍調査の方についてであります、この件については、さっき、お話したとおりであります、測量等の関係については、担当の課長からお答えを申し上げます。

あと1つは、さっきのお話ですが、平成7年9月29日の、4月ではありません、9月29日の登記につきましては、決裁をした日、それより、多分、これは、記憶でありますから、一カ月なり、その辺のところ一、二カ月前なのかなと、こうは、思っております。

いずれ、いずれさっきも、冒頭申し上げましたように、この、いかなる状況、理由、経過があったにしても、この手続きなどについて、もっと慎重にやるべきだったと、このことは、もう、さきほど申し上げたとおりであります。

私からの答弁は、一応、そういうことであります。

議長（前田
常男君）

ちょっと、答弁をお待ちください。

税務課長。

税務課長（
松橋隆巳君）

それでは、お答えいたしますが、その筆界未定を、つまり解消した、つまり、境界を引いたということですが、それをどのような、地籍でやられたかということですが、それは、国調を、その部分をしておりす。

それで、その国調の座標値がありますので、座標値に基づいて、その筆界未定を解消した、その登記をした、修正をした、ということで、そのように聞いております。

以上でございます。

議長（前田
常男君）

大下義雄君。

15番（大
下義雄君）

あとさきになるかも分かりませんが、気がつくままに、事務担当から、一応、お願いしたいと思います。

筆界未定の削除の対象となった、当事者、個別の旧土地台帳の筆数、もう一回、反復します。

筆界未定削除の対象となった、当事者個別の旧、前の古い土地台帳の筆数、及びその面積、いわゆる、言い換えれば、今、私が、これを取り上げた件に係わる、この字界と言いますか、大渡新田に所在する、何筆かあるでしょう、そこの線引きになった、なる前の筆数と面積、分かりますね、

内容は、先ほど、壇上で、私が述べたように、大渡新田地内に所在するこれに係わる筆数が、9筆あるわけですね。

その9筆分の、9筆で地権者は5人ですよ、4人ですよ、そのことを、私、聞いたかったんだけど、それに、差異がありませんか、そのことを古い台帳の筆数と、その面積、今、9筆あった、地権者は4人だ、それが一人ひとり、なんぼの面積だということ、氏名は要りませんが、件数と、面積ですから、2番目に、筆界未定削除後の、当事者個別の筆数と、これも面積を、お示し願いたい。

分かりますか、反復しますか。内容は、分かりますか、課長。

議長（前田
常男君）

町長。

（大下議員、～座ってても結構ですよ、座ってて結構です。）

（町長、～答弁は、）

（大下議員、そういうのだったら、まだ、私の言うのが、理解したか、ただ、朗読したから、内容が分かったかということで、分かんなければ、反復するために、私、今、確認とったので、分かったすか、はい、じゃあそういう、回数に制約あるもんですから、じゃ、こっち、また、続けます束ねます。）

まず、冒頭に、この件について、基本は、当事者間と、当事者間の合意が絶対条件ですよと、いうことが、ルールにあるわけですね。

このことは、そのことを認識しなければ、これは、話がかみ合っていないと思います。

そういうことを基礎にして、先ほどもいったように、偶然にここだけ、何千何百ある中で、町長さんの土地だけ、そこ処理しなければならなかったのかと言うことは、そこが、私に合点がいかないですよ。

偶然なのか、たまたまやる気でやったのか、錯誤で、間違えだったかねその点が、どうも合点がいかないわけですよ。

だから、これを省略するためには、相手と合意しなければならないのが基本なんだけど、そこよけるには、話し合わないでやる方法があるとすればということさ、自ずといくんでないかなあと、それが、職権か、職務か

分かりませんがね、だとしても、相手側のなんらかの、このゴーサインまではたどりつかなくても、例えば、国調は終わった、縦覧期間が二十日間ある、その間に見なさいと、して縦覧期間のうちにサインしたのも、しないのもある筈ですよ。

だから、それらをこう基本的にたどってきて、その運びになったんですか、ハンがないことを分かりつつもやったんですか、或いは、後で気づいたんですか、その運びだって、係長、課長補佐、課長、助役、等々の合議決裁あるんでしょう、その段階を、どのようにクリアしていったのか、最後には町長でしょ、まあ、町長は、自分の土地だからね。

そういうことを、どういう段階を踏んでいったすか、そこは、見逃されたんですか。

あの、次は、逆に運動公園の方に、若干質問していきたいと思います。

ご案内のように、これは、十何年も経過してるから、わずかずつと思っても、錆びているところが多いわけですが。

3億5、6千万は、はるかに超えてかかっているわけですね、今日までは土地借上料にしても、1つとっても、まったく同様なわけです。

これは、平成4年度を初年度として、昨日まで、1, 115万土地の借上料を支払っているわけ、借りてるから、払うのは当然かも知れませんがね、ただ、この運用、操作の仕方にもあると思いますよ。

更に、再々いうとおり、これから、明日から15年も発掘調査が必要となれば、この、ただ、土地の借上料だけで言いますがね、更に、15年間借りれば、2, 475万、今の単価で推移してもかかるわけですよ。

前段で言った、1千百何十万と合わせて、3, 630万もかかるわけです。まだ、手のつかない今の現場を、それから、工事に始めて、何年かかるでば、まだ、これ分かりませんがね。

今、若干、新年度に買ったようなんだけど、そのことも併せて指摘したいんだけど、その3, 630万を地権者さ払うのであれば、当初から買った方が、当然、どっちが、いがったかということは、自ずと分かってくる筈ですね。まったく何と言いますか、町民の血税を、湯水のように流したと言っても、言い過ぎでないと思いますよ。

反論があったら聞きましょう。十数年前から、だから、私たちが、今、夢を見たように思い立ったこと言ってます。

十数年前から一貫して昨日まで、叫んで来たんですよ、このことを、当初から替えなさいと町長さ進言してきた筈です。記憶にあると思います。

残念ながら、それを無視され、そのツケが、今、回ってきたんですよ。

この財政の厳しい時、まったく、最悪の道をたどってきてんですよ、地権者が、もっと、言葉をつめるなら、はっきりいいますが、地権者があな

たの後援会長でしょう、であるとすれば、地権者保護対策だと言って、これもまた、言い過ぎではない、それら否定しますか、反省しますか、答弁してください。

議長（前田
常男君）

町長。

町長（正部
家佑介君）

お答えをいたします。運動公園につきましては、先ほどから申し上げて
いるとおりでありまして、思うようにいってないということは、そのと
りでありまして、ただ、そういう意味では、申し訳ない、こう思っており
ますが、いずれ、その都度の、これはもう借地は、借地は、この運動公園
に限らず、さまざまあるのでありまして、出来るだけ、出来るだけ、今後
買って、事業に入っていくべきだろうと、こういう、このお話として、受
け止めておきたい。

いずれ、この予算審議の中で、議決をいただいて進めてきたわけであり
ますが、今のお話のとおり、だいたい借地もございますから、借地について
の見通し、この辺をしていきたいと、更に、行革の意味もあるわけであり
ますから、借地についても見通しを進めていきたい、いうふうに思ってお
ります。

また、筆界未定の件につきましては、この筆数、等々、面積、地権者等
のお話があったわけではありますが、いずれ、この、先ほどから、申し上げ
てますように、事務的な意味では、これは、もう誰の責任ではない、どう
いう、いかなる経過、状況があろうとも、私の責任でありますし、免れえ
ない、このことは、もう、はっきりと、最初申し上げておいたとおりであ
りまして、ただ、さっきから状況を話ししてますとおり、この、特異なケ
ースであったことは、もう確かであります。

いろんな意味で、というふうなことも言えると思いますが、このご指摘
の、平成7年9月29日の、いわゆる、ご指摘の日の登記の前、後、これ
については、法務局から取った、いわゆる、公図、図面、これで、一切の
線も、線も加えたり、削除したり、また、曲げたりということは、ないの
でありまして、この図面の写し、ここにあるんでありますが、前も、後も
まったく変わっていない、こういう現実、事実を申し上げますと、そういう
ことなわけではありますが、そういう中で、法務局との協議の中で、進めら
れたことでありますが、いずれにしましても、繰り返しになって、なるわ
けではありますが、取り扱いについては、ですから、不十分、或いは慎重さ
を欠いた、もうこういうことは、言われれば、そのとおりなのでありまし
て、大変、その点申し訳なく思っております。

その他につきましては、若干の休憩、時間をいただければ、筆数、面積、その他については、お答えをいたしたいと、休憩を、お願いを申し上げたいと、こう思います。

議長（前田
常男君）

それでは、暫時休憩いたします。
開会時刻は、追って、お知らせいたします。
（休憩 午前 11 時 18 分）

休憩前に、引き続き会議を開きます。
（再開 午後 13 時 29 分）
先ほどの答弁、町長の答弁漏れがありますので、発言を許します。

町長（正部
家佑介君）

ハイ、議長。

え、あの、午前中の、に引き続きまして、あらかじめ、この大下議員から、これらのことを、答弁もれということではありますが、まあ、いずれ、あの、再度、また、あの確認するというふうな意味での、意味でお答えを申し上げたいと、こう思います。

あのう、係長、課長補佐、課長、助役という段階について、ということと、町長が担当者へ指示をした時、という具合になっておりますが、まあいずれにしても、先ほど、冒頭で申し上げましたとおり、あの、最初から申し上げてますとおり、これは、いかなる経過、事情、これがありましようとも、私の、あのう責任で、その責任は免れえない、まあ、そういう意味で、一般質問の中での答弁としては、何とかご容赦願いたい。

全部、私の責任であります。これはもう、免れえない、こういうふうに思ってますので、あのう、そういうふうなことで、ご了解いただきたい。

その次の、登記に当たって、公認の測量士を入れたか、その辺についてということではありますが、これにつきましては、担当の課長からお答えをいたすことといたしまして、筆界未定について、当事者間の話し合いについて、その部分について、まあ、どのように運んだのかというふうなご指摘ではありますが、まあ、これにつきましても、先ほどからも申し上げてますように、この部分が、この部分が欠落していた、これが、あのう、このう、不十分だと、いうのの、最大のことでありまして、この点についてはありますから、このう、なかったというふうなことであります。

その次に、あのう、運動公園の委員会の現状についてであります。まあ、これについては、先ほど、大下議員がお話のとおり、もう切れてそのままになってると、いうことでありまして、えー、まあ新年度に向けて、委員会を組織して、そして、あのう、十分なご意見、あのう、審議をいただいて進めて、まあいきたいというふうに思っております。

以上、とりあえず、あのう、答弁もれと指摘された件について、確認の
も含めまして、ご答弁を申し上げました。以上であります。

議長（前田
常男君）

税務課長、松橋隆巳君。

税務課長（
松橋隆巳君
）

ハイ、あのう、先ほどは、あのう、休憩をいただきましてありがとうございます。お陰様で、あのう、土地台帳の方を調査いたしました。

それで、まず、最初に、お答えしたいと思いますのは、町長から先ほどお話がありましたように、ことなんですけども、その、測量に当たって、測量士を頼んだか、その測量調査を、どのようにしたか、ということがあ
るようでございますが、これは、あのう、前のうにも、あのう、答弁の中
に、答弁したと思っておりましたが、あのう、国調は、その、あのう、
筆界未定の場所を、国調で調査してあった訳です。

そして、その公図が、あのう、法務局にもあった、町長もこう言ってる
ように、法務局にあった。

その結果的に、その地籍とまったく同じ形で、あのう、筆界未定の改修
の修正の登記がなされた、ということでございます。で、従って、あのう
その、調査士を頼んだかという、そういうことでは、ないというふうに、
私は受けております。

公図があった、国調の成果として、国調、えーと、公図が法務局にあっ
た。それに結果的に、あのう、その、地籍でやれば、そういうふうに、私
は受けております。受け止めております。

それから、もう一点は、修正、7年にあのう、修正しているわけですが
筆界未定を、そのう筆界を、あのう、境界を設定した、というあのう、登
記を修正して、登記をしておりますが、その前後の、その土地、筆数、及
び面積等の動きについてでございます。

それで、この筆界未定の分に関しましては、その地籍については、国調
がはいる前の、国調事業がはいる前の、その面積で処理しております。

筆界未定に関しましては、従って、その修正、面積の移動あった分に関
しましては、筆数が9筆あったわけですが、その内の1筆、その部分だ
けが、筆界、境界線ができた関係で、新たな面積が生まれた訳です。

従って、前の面積とは、これは、当然、国調やれば、実際測量すると、
殆どが増えている訳ですけども、やっぱり、その部分も増えておりまして
それで、その修正前の面積、筆数でございますが、つまり、平成7年前、
それは、ご指摘どおり、所有者は4名、それから、筆数は9筆。

それから、面積でございますが、修正前は29, 757平米、そして、
修正後、その1箇所、その1筆が、その境界線が出来たということで、そ

れによって、地籍の実測した結果、地籍が増えてる訳ですが、その結果、面積は、その9筆の面積は、38,633平米に増えております。

そうして、それを平成10年に、元に戻しましたので、元の面積、つまり、国調の前の面積、29,757平米に減っております。

筆ごとの地籍も必要なんでしょうか。

ハイ、1番は、1,717平米、2の1番は、208平米、2の2、ここが境界線、筆界未定を解消して、境界が定められたところなんです、修正前は、7,474平米、それが、修正後16,350、これが、先ほど、申しましたように、10年の12月22日に、更に、それを、前の筆界未定地にするために、元に戻りまして、7,474に、現在はなっております。

それから、2の3は2,000平米、3の1は9,523平米、3の2は500平米、4の1は19平米、4の2は7,821平米、ここに小字が、外平というの、ここに入って、筆界未定の中に入っております、23の5、ここが495平米、これはほとんど、国調前の面積そのまま、筆界未定ですから、そのままの面積が、ここに記載されておりました。

それで、平成7年度以降に、平成7年以降に、そのその土地の登記等に関して、動きがあったかということでございますが、その件に関しましては、修正して、元に戻した登記以外は、動き、現在のところは、土地台帳を見た限りではありません。

法務局からは、その移動あった、その通知書が、登記済通知書が一カ月ごとに、登記所に行ってもらってきて、それを処理している関係で、ここ一カ月の間の動きにつきましては、まだ、未整備部分がありますが、それを除きますと移動がありません。

以上でございます。

議長（前田
常男君）

大下義雄君の本件に関する発言は、すでに3回に及びましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を許します。

15番（大下
義雄君）

今、前段までの答弁漏れを補ってもらったわけですが、何と申しますかな、質問一部確認の意味で、これは、第三者も取得できるものですから、これが、どなたが見ても原本でありますから、写しでありますからそういう意味で、今、数々述べられたわけなんです、課長、また、その前段で町長もこの行為に走ったのは、私の過ちだったと、それは、トータル的に理解できます。

ただ、個々、個々、それさいさいに砕くわけではございませんが、ただ整合性をとるために確認しておきたいと思います。

トータル的に、今、事務局から言われたように、この大渡新田は、この字界は9筆あると、で4人のものだと、でその一部が、再三、本件に係わりがある筆界未定のものを、この段々の順序で運んだと、まあ、大まかに言えばそういうことが、たぐってくるわけです。

そういう中で、まあ、1とか2とか、2の3とか4とかって、こう並べただけで、まあ、私が出た資料と、若干、数字が違うわけですね。

9筆ある、4人のものだ、でこれは、いちいち、何番の何番は何千平米あるとは、私は言いません。

この9筆を束ねれば、29, 757と、今、言われましたね。私は、30, 277とはじいでんだけど、この、まあ違っても、1, 000か、1, 000前後だからね。

30, 000平米の動きの中で、1, 000平米だから、まあ、とやかく言うことはありません、大体、概ね合ってます。

ただ、私の資料と、今、課長が言われた点には、1, 000平米ぐらいの開きがあるということです。

私は、30, 272コンマ8平米と、これを、9筆を計算してました。

これは、再三言うとおりの、筆界未定削除の前の面積ですね、1, 000平米は、あなたと私は違ったんだけど、ともあれ、まあ、これは、筆界未定の前の面積です。

それから、平成7年9月29日に運んだ登記の件、これは、2の2ですね、2の2は、7, 474平米ですね。

これが、16, 350平米になってるわけですよ、はい、そこを、皆さんから、トクと理解していただきたいと思います。

7, 474平米と、16, 350平米、この差額が増えた分です。いわゆる、国調であろうと、何であろうと、これが、前の図面が、7, 474しかし、7年の9月29日に登記に運んだら、16, 350平米だったとまあ、関連があっから、前段で町長さんが答弁なさった、概ね、だんだんの、こっこのうちの責任は、私に一切あると、それを理解した上で、私は、言葉を重ねたいと思います。

前段の答弁で、その大まかな指示の、大まかな旨の言葉は、それなりに解釈しますが、そういう中で、一切、曲がりくねった線は引いてませんとこう言われましたね。そこなんですよ。この2の2なんですよ。

再三、申し上げますが、もう、はあ、数字わかったんでしょう。

国調前は、7, 474、登記に運ぶ時点は、16, 350と、こうなってるわけですよ、何倍ですか、これは、これが、線引きする時筆界未定、いわゆる、解除の時点で、曲がったの曲がないと言えますか。16, 000、2の2が、16, 350平米ですよ、プラス、マイナス差額はいくらか。8, 876平米増えでんです。

ここの筆だけ、あとほか、トータルで9筆あるのが、ここ、2の2を引けば、あとは8筆あるでしょう、8筆は、旧態以前の面積です。

これは、どういうわけですか、のってるでしょう、これに。これは、登記簿謄本ですよ。前段の町長の答弁とまったく整合性がないでないですか。

あなたは、曲がって、線引いた覚えはないと、ただ、この一環の作業は部下にも命をしたんだけど、それは、不問にしてください、とこういうことでしょう。

そこまでは、追求しません、職員までは及ばない、深入りしませんからただ、前段で、あなたが線引きに対しては、誤ってませんよと、ただ、一環、これを束ねた作業としては、筆界未定の処理の仕方がまずかったと、こういうことは、あなたから答弁もらってました。

あ、間違いだったと、ごめんなさいということは、もらってました。

ただ、その間において、繰り返しになるども、一切、面積うんぬんの動きに対しては、一切、曲がりくねった行動は取ってません、と前段で言ったんでしょう、私の指摘することが、これ、嘘ですか。

9筆ある中のたった一箇所、2の2が正部家佑介の土地なんですよ。

ほか、3名は、違う人の土地なんですよ、8, 876平米増えているのだったら、ほか、3名の地権者にも、按分、応分で分け合うんだったら、納得できるよ、これも、偶然ですか、町長、たまたま、この2の2に、7, 870、7, 474平米の所に、8, 876平米ってのが重なってんですよ、だから、16, 350に、そこだけ増えでんですよ。嘘でないですよ、こらー、まったく、整合性ないでないですか。

曲がった線は引いてませんと、やった行為には、束ねて言えば、私の責任だと、そこは、分かります。

分かった上でも、こういう違いが出てくれば、どっちが本当ですか。

でまかせいってんでないすよ、もう、分がってきたんでしょう、皆さんも。まあ、寝えてだ人もあんだけど、ここら、整合性、まったくないでないすか、何と答弁しますか。あと、回答次第す。

まあ、あのう、何ですか、束ねて申し上げれば、残年ながら、町長の答弁、今のは、これを回答してくださいよ、その整合性を。

あんたの所ばかり、8, 870いくら、重なってんだから、まあ、あのう、筆界未定で誤ってやったんだと、錯誤でやったんだと、その行為はね、で登記したと、しかし、相手に気付かれたから、また、錯誤で戻したんだと、こういうことでしょう、基本がね、課長、町長、こういうことでしょう。

これを見れば、平成7年の9月に、再三、前段で申し上げて来たとおりの誤ってやりました。と、それを、当の当事者の、片方の相手から指摘されて、また、誤って元に戻したんだと。

一件落着じゃ、済まされませんよ。誤ってやって、誤って戻したと、言うことが、自分の非を認めたことになるんでないすか。

私だば、そう思いますよ。

誤ってやったから、そこを、まだ指摘されたから、まだ、誤って戻した何んの話しだ、これ、統治国家にして、社会通念上、これ、許されますか。どこの世界で許しますか。こういう行為は、ただごとでないすよ、これは。このことを、深く認識してさ、ただ出任せ、私、言ってんのでないすよ。

言い換えれば、泥棒したんだけど、見つかったから返品したんだと、それに等しいでしょう、これは。私、言った言葉をしかと砕いてください。

泥棒したんだけど、見つかったから、また、その金品を戻したと、済んだという認識ですか。

議長（前田
常男君）

大下議員、発言を慎んでください。

15番（大下
義雄君）

まあ、これがえー、現下のさー、統治国家にまかり通ったらどうなりすか。これが、あなたの権力に溺れている行動だとしか、私は、見受けません。

まあ、歳月も経てば、川の流れも淀むという事があります。どう、解釈するか、これが、驕りの一端の現れですよ。

まあ、これを総括して、この認識を、しかと受け止めて分かりやすく、正直に答えてください。

次に、運動公園です。まあ、これは、さきほど来、まあ、思えば、今から8～9年前にもなりますかな、平成2～3年当時から、私達その当時の同志が、現在の山館の場所では、起伏が激しいから、従って、そういう場所を、湧水も出るだろうし、あるいは、当然、面積的にも効率が悪いだろうと、誰でも、これ、考えられるあねえ、あんな岳に、勿論、気候的にも距離的にも、挙げ句は道路はない。

従って、工事費も、思った以上にかさむだろうと、そういうことを想定しながら、あなたに、再考を求めたのです。一度、考え直していただけないすか、と。

しかし、残念ながら、あなたさ、直訴したんだけど、それは、吞まれました。そういうことは、記憶にあると思います。

それだけでは、ありません。その当時、ただ、口頭だけでは、しゃべっただけではありませんよ。

この周辺の、庁舎のすぐそばです。今、現在の、現在も昔も同じです。

この平坦な、道路が囲まれてる、もう、造成なんか要らないでしょう、ここは、柴さえ切ったら、そういうどこを、地権者から、頼まれないことを、我々が、10町歩を、合意を得て、取りつけて、地権者から、そしてあなたに、直訴したんですよ。

あそこへ行くよりは、ここは町の真ん中だと、庁舎の中心だと、手も金もたいしたかからないと、そういう意味で、十何年前から言って来たんでしょ、それ、今、気あ、付いたんですか、四方八方ふさがりでしょう。

おまえ、道路さえ、500メートルあるどこ、250メートルしかやってないでしょう、十何年間のうちに。

どんな夢、どんな構想してんですか。

自分が、種を蒔いででも、自然消滅してけばいいと思ってんですか。

誰が、尻拭いしますか。なんというもんですかなあ。

ただ、代案持ってただけ、代案を示して、10町歩の地権者から合意を得て、そっちより、こっちがいいでないかと、いうことを、頭を下げたんだけど、その、如何せん、聞く耳持たなかったと。

この十数年間、ただ、眠ってきた訳ではありませんよ。

耐えに耐え、忍ぶに忍んで今日まで来たんですよ、我々、これ決して忘れません。

そういうことと、今、現在の足元を重ねて見なさい。

我々、一貫して主張したとおりになったんでないすか。我々が一貫して今日まで、十何年前から、今日まで主張し続けたとおりになったんでないすか、結果は。何やってんですか。給料泥棒、余りにも誠意ないすよ。

だから、ただ、眠って来た訳でない、忍ぶに、耐えるに耐えないできたんですよ。

俺も、ただ、寝ってだのであないすよ、あなたのその取り組む姿勢を十何年間、注意深く、不安ながらもね、注意深く、今日まで見守って来たんですよ。

案の定、私たち主張した、十数年前から主張したとおりでしょ、にもかかわらず、運動場なんか、何ひとつも、手加えてないでないすか、今、何ひとつも。どうすんの、これ。

あと15年、また、調査するったら、25年も、30年もかかるでしょう。あんたが、それまで、町長職にとどまるすか、保証ありますか。

自分が蒔いた種は、責任は伴うんですよ。

ちゃんと、その責任ある答弁、再度、お願いします。何だか、こう、汗取ってきたようだから、お願いします。

議長（前田
常男君）

ハイ、町長。

町長（正部
家佑介君）

大下議員のご質問にお答えをいたします。

まあ、順序からいきまして、運動公園の方についてであります、まあ色々な経緯、議論があったということは、そのとおりでありまして、そういう点は、さきほどから、申し上げてますように、大変申し訳なく思っている、そして、平成元年以来、その前から、この計画そのものはあった訳であります、その前の分については、否決になったりというふうなことで、再度、私が、平成元年に、町長に復帰してそして、このいろんな団体の方々、だいたい、もう沢山の委員の方、ご意見をお聞きしたいというふうなことで、ご承知のように、用地選定委員、あるいは、審議会ということで、順序を踏んでやってきました。

やってきたことは、ご承知のとおり、その途中で、遺跡が発掘というか出たと、そして、時は、三内丸山遺跡を、文化を、大事にしよう、そういうふうな状況の中でのことでありまして、その辺もあって、今、この、もう少しの時間を頂戴して、今後の方針を定めていきたい。

用地選定、或いは運動公園審議会、この辺の方々の熱心なご審議をいただいて、そして用地選定がなされ、進められてきたものだと、こう思っております。

今、結果として考えれば、そういうふうになってることは、もう事実でありまして、多額な費用、そして調査についても、繰り返しになりますが多額な費用、或いは期間がかかるということで、それら先ほどから、午前中の審議でお話申し上げたように、ここ、時間を頂戴して方針を定めていきたいと、こう思っております。

次に、地籍調査の件に移りますが、大分、様々な言われ方をしました。

これは、なんと言われましようが、私自身に責任があります。このことは、最初から申し上げてる訳ですが、ただ、ちょっと、誤解があってはいけない、これは、議会の皆さん、或いは傍聴に来られている方々の誤解があってはいけないので、あえて、ここで、事実について申し上げますと、62年、午前中もお話しました、お話しましたが、再度、大下議員からお話あったもんですから、この際、これ最後の答弁になるだろうと、こう思いますから、あえて申し上げれば、62年10月22日、これは、私の町長時代ではないわけですが、国土調査の成果として、成果として法務局へ登記をされているわけであります。

その際の、その際にいろいろと、大渡新田2の2について、これは、筆界未定部分ではない、図面上、筆界未定としてではなく、公図の上で登記をされていた。そして、面積も国土調査の成果として、登記をされてたというふうに思う、なわけであります。

ですから、これ誤解受けるのでありますが、面積の、私が、この私になってから、これは62年の、私が再度町長に就任、いや、62年以来、この公図で来てまして、この線については、一切触れていない、そういうことは、もうここに、その書類があるわけでして、ご覧になっていただければ分かることでもあります。

これは、例えば、本当のあの、明治以来の、例えば、例えばですよ、明治以来の地積が、一般的にはあった、仮にあった場合、これの増減はあったり、そして、することがあるあけですが、いろんな意味で、そういう意味で、国土調査、一筆調査、一筆ごとに調査をする、この必要があるわけでありまして、端的にいうと、ですから、昭和62年10月22日国土調査の成果として登記された図面、これは、一切、動いてない、そのままである、ということですから、この点は、決して、何だか今、泥棒とか、掠め取ったというふうな表現があったもんですから、決して、これは、もう防衛的な意味でお話しますと、そういうことはないんだと、このことを、申し上げたい。

そして、この一、そういうことですから繰り返しになりますよ、で、これで、この後のことについては、今、若干お話ありましたから、お話をします。

これで、いずれにしても、この土地について、この土地については、話し合いで解決をしたい、そういったことで、町とし、私としても、十分に慎重に、といいますか、当事者とこの要望、また町としての、町というか私としての対応というふうなことでやりまして、62年の、62年のこの本来、62年当時、公図にあった線、この線も、それじゃあ、話し合いでやって、とにかく解決したい、その姿勢の現れとして、この線もとりました、と、そして、本来、私の立場からいくと、この筆界未定地でない部分も、筆界未定地として両者合意の上で訂正登記を、10年の去年の12月までに行ったものだと、ですからそういう意味で、地積の、地積のこの移動があったように見えるわけですが、この昭和62年、くどいようですが、さっきから、どうも、こうその部分ですよ、事実関係として、申し上げてるわけですが、62年の10月22日に国土調査の成果として登記されていたことは、間違いなく、ないのでありまして、それについて、この図面に、ふれた、ふれないということではありません。

そういうことで、運動公園、これについてお話をしたわけですが、何回も、なかなか、もうこれは、いろんなことのお話が出るもあんですから、この事実関係として申し上げてるわけですが、いずれ、いずれもう、当事者どうして話し合いしてやっていきたい。

これについては、そういう姿勢ということでご理解をいただいているわけでありまして、ただ、さっきからお話したように、こういう状況、こう

いう経過があったにしても、その辺、最低限、説明、ご了解をいただいてやるべきことだったということについては、十分でなかったし、手落ちであったと、このことは、お詫びを申し上げたいと、こういうふうに思います。

以上で、答弁を終わります。

議長（前田
常男君）

ハイ、税務課長。

税務課長（
松橋隆巳君）

私の説明の中で、説明足りないのがあるような気がいたしましたので、再度、発言させていただきたいと思いますが、さきほど、修正、つまり筆界未定地を、その筆界にしたら面積が、かなり増えている、7, 474平米から16, 350平米に増えているということでございますが、これが実績を見ますと、ほとんどの土地がそういうふうに、減ってる所は本当に少ない、なぜかという、今のよう近代的な実測した結果、この国土調査をした結果において、地積訂正、そういうのがほとんど出てきております。増えております。ですから、残った部分についても、この筆界未定になって残った部分、つまり、2の2以外の部分についても、おそらく、これは、国調でいくと、私の勘では、勿論増えてる、地積は増えるということが予想されます。

そういうことで、この増えるということについては、これは、自然ではないのかなあと思っております。

それで、ここは、たまたま、一つひとつのが、こう半分に割るような形で片方が、こう地積が出たもんですから、こういうふうに大きな、しかもこの地積が出たもんですから、こういうふうに大きな、しかも、この地積は、国土調査で立会いがあって、国土調査でやった成果、成果の面積がこの面積であるわけです。

それが、法務局にあった、その法務局にあったために、公図として法務局にあったために、この面積が出て来た。つまり、地籍の結果のこれは、面積でございます。

ですから、ここは、もう筆界未定が解消されますと、増えることが、それぞれの地積が、おそらく増えることが予想されます。

今まで、実績等見てますと、そのところ、ご理解していただきたいと、思います。

もう一つは、筆界未定地と言ってますけども、ここの分だけは、本当に特異な場所でないのかなあ、というふうに思っております。

なぜかと申しますと、さきほども、筆界未定地は、その地権者のそれぞれの都合によって、こう、境が定まらなかったんだということで、国調終

わった後におきましては、町からは、かかわることはない、ということでお話しました。

これは、個人の資産ですから、個人の方で管理運営するということになるわけですが、それで、ここの部分に関しましては、さきほども、町長の方からも話がありましたけども、このどこが本当に大事だと思うんですが、国調の成果として、図面と図面があります。

それからもう一つは、その土地地台帳、地籍簿と言ってますが、それが地籍簿というのは、つまり、町にある土地台帳、それから公図は、そのように町にある公図、この二つが成果としていくわけですが、それが、残念ですけども、あきらかに、これは、職員のミスで、地籍簿のほうは、筆界未定ということで申請されてました。

それから、公図は、線が引かさって、それで、いってるわけですよ。そういうふうな間違いがあったために、ここは、町で修正しなければならないという、他の筆界未定地とは、別な、特異なものだというふうに、私は受け止めております。

そういうことで、町で対応した、修正をしたんだ、というそういう経過でございます。以上でございます。

議長（前田
常男君）

以上で、15番、大下義雄君の質問を終わります。
これにて、一般質問を終了いたします。
大下義雄君。

15番（大下
義雄君）

午前中の段階では、概ね対応といいますか、その答弁、私の質疑にまあまあと思ってましたんだが、今、制約ある中で、若干、この行き違いがあったもんですから、回数には制約あるもんですから、ここで、動議を提出します。

今定例会の一般質問において、土地登記の件について、町長の所信を伺ったわけですが、総じて、この答弁は、納得できないと、よって、本件を調査するため、本議会に、十人以内をもって構成する、土地登記調査特別委員会を設置したいと、これに付託の上、審議されんことを望みたいと思います。

これを日程に加え、直ちに議題と供されるよう動議を提出いたします。
（賛成の声あり）

議長（前田
常男君）

ただいま、大下義雄君から、土地登記について、十人以内の委員をもって構成する土地登記調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査されたいとの動議が提出されました。

この動議は、所定の賛成者がありますので成立いたしました。

お諮りいたします。

土地登記調査について、十人以内の委員をもって構成する土地登記調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査されたいとの動議を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。

大下義雄君。

15番（大下
義雄君）

私は、本件について質問したわけですが、残念ながら、限られた回数の中で、十分、納得を得られるにいたらなかったもので、これでは、議会が、監視機能が発揮できないと、そればかりか、町民の信頼を得ることはできないと考えます。

よって、議会に課せられた機能を十分生かして、町民の負託に応えるべく、更なる真相の究明に努めるのが、私たちに課せられた義務でもありますので、どうぞ、皆さん、皆さんのご理解ある、趣旨にご賛同願って、提案理由の説明といたしたいと思います。

議長（前田
常男君）

以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、十人以内の委員をもって構成する土地登記調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査されたいとの動議は、可決されました。

この際、暫時休憩いたします。
開会時刻は、追って通告いたします。
(休憩 午後2時20分)

休憩前に引き続き会議を開きます。
(再開 午後2時46分)

お諮りいたします。
ただいま設置されました土地登記調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、1番. 松森 蒿君、2番. 畑中弘實君、4番. 大前典男君、6番. 桑原一夫君、8番. 畠守瑞穂君、11番. 平戸茂雄君、14番. 荒道鶴造君、15番. 大下義雄君、17番. 山田昭治君、以上9人を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ者あり)
ご異議なしと認めます。
よって、ただいま、指名いたしました9人の諸君を、土地登記調査特別委員に選任することに決しました。

特別委員会の委員長及び副委員長の選任は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

委員長及び副委員長の互選についての委員会を開催するため、本席より口頭をもって、委員会を招集いたします。

この際、委員会開催のため、5分間休憩いたします。
(休憩 午後2時48分)

休憩前に引き続き会議を開きます。
(再開 午後2時54分)

特別委員会の委員長及び副委員長が決定されましたので、ご報告いたします。

委員長に大下義雄君、副委員長に平戸茂雄君、以上のとおり決定いたしました。

議事の都合により、明3月11日1日間、休会いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、3月11日、1日間休会することに決しました。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

次の開会日時は、3月12日午前10時からいたします。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午後2時56分)

平成 1 1 年第 2 回階上町議会定例会会議録 (第 3 号)

招集年月日	平成 1 1 年 3 月 8 日								
招集の場所	階上町議会会議場								
開閉会日時	開 議	平成 1 1 年 3 月 1 2 日 午前 1 0 時 0 1 分				議 長	前 田 常 男		
及び 宣 告	延 会	平成 1 1 年 3 月 1 2 日 午後 0 時 3 3 分				議 長	前 田 常 男		
応 (不応) 招議員 及び出席 並びに欠 席議員 〇出席 △欠席 ×不応招 ◎公務欠 席	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1	松 森 嵩	○	2	佐 京 登	○	3	畑 中 弘 實	○
	4	大 前 典 男	○	5	川 上 太 榮 助	○	6	桑 原 一 夫	○
	7	木 村 勝 彦	○	8	嵩 守 瑞 穂	○	9	阿 部 敏 秋	○
	1 0	浜 谷 豊 美	○	1 1	平 戸 茂 雄	○	1 2	松 倉 正 美	○
	1 3	巽 静 子	○	1 4	荒 道 鶴 造	○	1 5	大 下 義 雄	○
	1 6	田 端 清	○	1 7	山 田 昭 治	○	1 8	前 田 常 男	○
会 議 録 署 名 議 員		1 3 番 巽 静 子		1 4 番 荒 道 鶴 造					
職務のため議場に出席した者の職氏名		議会事務局長		高 橋 信 一		総務課長補佐		中 村 豊 志	
		庶 務 係 長		田 中 昇					
地方自治法第 121 条により説明のため議場に出席した者の職氏名		町 長		正部家 佑 介		助 役		中 村 禮 一 郎	
		収 入 役		伊 藤 昭 一 郎		教 育 長		山 本 雅 教	
		総 務 課 長		浜 谷 政 己		企 画 課 長		三 上 孝 八	
		税 務 課 長		松 橋 隆 巳		保 健 福 祉 課 長		鳩 文 男	
		農 林 課 長		浜 谷 義 勝		建 設 課 長		高 階 繁 雄	
		町 民 課 長		上 沢 寿 勝		水 産 商 工 課 長		中 城 功	
		中央保育所長		桑 原 定 男		出 納 室 長		齊 藤 博 俊	
		教 育 次 長		渡 部 光 雄		学 務 課 長		渡 部 光 雄	
		社会教育課長		小 澤 勝		体 育 課 長		池 田 隆	
		給食センター所長		林 貢		農委事務局長		工 藤 靖 夫	
		診療所事務長				企画課長補佐		上 博文	
		代表監査委員		下 野 岩 男					

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

----- 会 議 の 経 過 -----

開議・議長
(前田常男
君)

ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

議長(前田
常男君)

日程第1、専決処分事項について承認を求めるの件を議題といたします
これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)
討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)
ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 専決処分事項について承認を求めるの件は、承認
することに決しました。

日程第2、議案第2号 国営八戸平原土地改良事業で造成された階上町
土地改良施設設置及び管理条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)
討論なしと認めます。

これより、議案第2号 国営八戸平原土地改良事業で造成された階上町土地改良施設設置及び管理条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号 階上町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第3号 階上町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号 階上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第4号 階上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号 階上町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第5号 階上町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号 階上町児童館条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第6号 階上町児童館条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号 平成10年度階上町一般会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

17番、山田昭治君。

17番（山田昭治）

17番山田。ほとんど、減額補正ということだわけですが、その減額の理由といいたしうか、それを、お尋ねしたいと思います。

4、5点ございますので。

自治振興費でございますけども、18ページになります。これの委託料の減額でございますが、ふるさとにぎわい広場管理運営費、減額が157万5千円、当初は、2,520万計上してるわけなんですけど、その理由とそして、また、補助金が、ふるさとにぎわい広場の事業補助金として、400万上がってるわけなんですけど、これも減額ということですので、この内容について、お知らせを願いたいと思います。

次は、33ページでございます。

これも、委託料でございます。

これは、環境保全林整備事業費でございます。減額は、1,424万7千円と、こう上がっています。

これは、階上岳整備計画策定委託料ということで、当初上がってるわけなんですけども、一応、減額になっておりますので、この内容をお知らせ願いたい。

それから、また、18ページに戻るわけなんですけど、これも委託料でございますが、委託料で9月の定例議会で計上されております。

これも、階上岳整備計画策定委託料という名目、同じなわけでございますが、この環境保全と同じような、中身は、そういうようなことで上がってるわけなんですけど、これが、1,500万円が減額ということですので、この農林課の環境保全林のほうと、それから、自治のほうの関係の、同じ名目なようでございますが、その減額の理由をお願いしたいと思います。

それから、32ページでございますけども、これも、ふるさと林道緊急整備事業費、減額が2,190万の減額になっておりますので、この点も理由をお願いします。そして、同時に、公有財産の購入費も工事が結局、事

業費が減額ということですので、公有財産の購入費もそれに伴って減額になるとと思いますが、2, 560万が減額ということになっています。

それから、31ページでございますが、中山間地域総合整備事業費の中の推進委員報償金、当初75千円計上されていたわけですが、減額が75千円の減額で、全然使わないというようなことですので、実質的に委員会が開かれなかったのか、ということをお尋ねしたいわけでございます。

もう一点は、同じ31ページでございますが、負担金の場合でございます。中山間総合整備事業負担金とあるわけですが、当初は3, 836万3千円計上されているわけですが、この際も質問してお尋ねしているわけですが、これは、四路線と駐車場整備のための予算だという、負担金だということを知っていたわけなんです、減額が4, 104千円が減額になりまして、実質的に3, 425万9千円が、その負担金になったのだらうと、こう思います。この点についても、内容をお知らせ願いたいと思います。

最後でございますけれども、参考までにこれは、お伺いしたいと思いますが、農林課長でございます。当初の、これは名目は、農林車についてでございますけれども、農林車について、6月の補正で3千円補正されまして当初は、2, 581千円を計上していたわけなんです、6月に購入したということでしょう、これは。それで、減額が3千円と、そして、備品購入費が2, 577千円上がってるわけですが、この金額は、いいですけども、こういうような内容ですので、いいですけども、ただ、その参考までですので、現物はどこに保管されているのか、どのような時に、町でそれを、農林車つうものを使用しているのか、それもお尋ねしたいと、このように思います。以上です。

議長（前田
常男君）

ハイ、企画課長 三上孝八君。

企画課長（
三上孝八君）

山田議員の質問に対してお答えを申し上げます。

自治振興費の委託料ということでございます。ふるさとにぎわい広場の管理委託料でございますけれども、それと合わせて、にぎわい広場の事業補助金、これにつきましては、入り込みの客数が多くなったと、いうことで、客の人数については、ちょっと、数については、あれですけども、担当の方から、委託金の方と補助金を、補正をさせていただいたと、自助努力が実ったといえますか、そういうふうな状況でございます。

以上でございます。あっ、失礼しました。階上岳整備計画ですね。

ハイ、大変申しわけありませんでした。

これにつきましては、補正で対応させていただきましたが、諸般の

事情によりまして、土地の承諾を得れなかったということが、第一点でございます。承諾を得れないものを進めてもという考え方から、今回補正をさせていただきました。また、新年度においては、また、計上してございますけども、今回承諾を得れなかったということで、得れないまま進めても、申し訳ないというふうな形から、今回補正をさせていただいたものでございます。

議長（前田
常男君）

ハイ、農林課長 浜谷義勝君。

農林課長（
浜谷義勝君）

あまり多くて、どういうふうに順序、ページ数の若い順序からでよろしいですか、ハイ、それでしたら、31ページの中山間の方から説明します。

この人夫賃のところが、あー、報償費の75千円減額したということでございますけども、実は、このメンバーの構成は区長さんがなっておるもので、常日頃、区長さんと地域の実情について、ここの道路をいつ作るのとか、早く整備してほしい等々というお話を、何回もやってるものでございまして、あえて会議を設けなかったということで減額したのでございます。

それから、中山間事業の負担金4,104千円のことでございますけども、当初、私どもは2億8,600万の事業を、で予算を計上しておったわけですけども、最終的に2億6,000万で、今年度の事業が確定したと、そういう関係で、負担金が減額になったということでございます。

次は、32ページのふるさと林道緊急整備事業の工事請負費並びに公有財産購入費の減額の件でございますけども、実は、私ども、ふるさと林道を、平成10年から五カ年の事業で整備したいということでおったわけでございますけども、鳥屋部共有地の地権者の方、全部で、個人も合わせますと、5名の地権者があるわけですけども、個人の地権者4名については同意を得たわけですけども、鳥屋部共有地の中で、どうしても、ハンをももらえない人が、1名あったということで、今年度、冬期間にさしかかると同時に、買収は不可能だろうということで減額しました。

ただ、今の現状で、随時交渉はしてきたわけでございます。そして、今現在では、全部から同意を得たわけでございますけども、ただ、年度内で登記までいくということになれば、無理だということで減額して、改めて当初予算に計上してございます。それで、減額しましたです。

それから、33ページの環境保全林整備事業の1,424万7千円と、でございます。

これも先ほどの、ふるさと林道階上岳整備構想の中の最重要点として、我々、道路整備を考えておったわけでございます。この予算は、環境保全

林で、保安林の指定をしなきゃあならんと、保健保安林、それから、諸々の整備計画の中で、例えば、駐車場を作るとか、そういう場合には、事前に保安林の網を外しておこうということで、計画しておったわけですけども、先ほどらいうとおり、階上岳整備構想全体の根幹をなす道路部分のところで、用地とか、それがいかなかったということで、これも合わせて減額して、当初、11年度の当初予算に計上して、了解を得ましたのでそして、整備をしたいということでございます。

それから、最後、その農林車の件ですけども、よく聞きとれなかったんですが、農林車は、新車を購入していることでございます。

以上です。

議長（前田
常男君）

ハイ、山田君。

17番（山田
昭治君）

農林車のことで、ちょっと、あの質問のあれがわからないということで、のが、金額的問題とか、そういうことではないわけで、これは、参考にお尋ねしたいということは、現物が、結局2,577千円で一応買い求めているということが分かるわけなんです。

ただ、保管してる場所はどこなのか、ということと、それを利用する場合は、町の利用する場合は、どういう時、それを利用するのか、ということでございます。それをお尋ねしたいということです。実質的に見たことがないんで、その農林車というのを、そういうことで、お尋ねしたいことでございます。

議長（前田
常男君）

ハイ、農林課長。

農林課長（
浜谷義勝君）

役場の各課で所有しているのと、まったく同じことでございまして、その車庫に入れて、どういう利用形態をしてるかということですけども、現場に行くとか、仕事に、現地に赴くとか、そういう時に利用してる、各課で持ってる車とまったく同じでございます。以上です。

議長（前田
常男君）

ハイ、山田。

17番（山田
昭治君）

実質的に、そこに入ってるわけですか、あーそうですか、しょっちゅう見てるんだけど、ダンプだの、そういうのだけしか見てないから、農林車となれば、キャタピラがついて、そういうのだかなと、こう感じていたっ

たから、それを、お尋ねしてるわけですけども、そこに、実質的には置いてると、あ、そうですか。

それから、ふるさとにぎわい広場の場合が、非常にまあ、第三セクターの方でも成績が良くて、補助金も返納するというような形になって、非常に喜ばしいことだと、こう感じております。もう一点は、農林課長にお尋ねしたいんですが、中山間総合事業の負担金の中で、駐車場の整備という、当初のとき、質問したとき、そういうようなことも聞いたわけなんです、駐車場では結局、登山口のところの駐車場になるのですか、そしてそこに現在、今年度たくさんのトラックが来て、土を運んでいたわけなんです、その場所なのか、どうなのか、そこを、お尋ねしたいと思います

議長（前田
常男君）

ハイ、農林課長。

農林課長（
浜谷義勝君

それでは、お答えします。今、議員質問のとおり、鳥屋部の登山口の入口の地震観測所のどこに、土盛りしましたんですけど、あすこのどこの駐車場の整備でございます。

議長（前田
常男君）

山田昭治君の本件に関する発言は、すでに三回に及びましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により特に許します。

17番（山田
昭治君）

どうもありがとうございました。今の場合、後で課長さんから、駐車場の整備についての具体的なことはお尋ねしたいと、こう言いたくて、今、立ったのです。以上で終わります。

議長（前田
常男君）

ほかに質疑はありませんか。

ハイ、畑中弘實君。

3番（畑中
弘實君）

3番 畑中。44ページ、目の7、総合運動公園整備事業についてお伺いしますけども、区分1の報酬ですけども、私がこれまでの補正の中で、見落としているかも知れませんが、当初では309千円の予算化されておりますけれども、今、減額154千円ですけども、これについてお伺いしたいと思います。

議長（前田
常男君）

体育課長。

体育課長（
池田隆君）

議員がご指摘のとおり、当初で309千円、これは、審議会委員の会議二回分、当初設けておりましたけども、ここで減額した分は、これ、あともう1回ということで、予定は、まだ、3月までのということで一回分残しておりました。それで、半分減額したわけでございます。

議長（前田
常男君）

ハイ、畑中君。

3番（畑中
弘實君）

そうすると、3月まで、まあ、末までに1回、155千円、委員会を持つということですか、ということですね。

当初の一般質問の中で、委員会はありませぬというようなお答えでしたけれども、これから、委員会をつくって、それを報酬として155千円もつのかどうか、お伺いします。

議長（前田
常男君）

ハイ、体育課長。

体育課長（
池田隆）

この補正予算を作成する段階では、あと、もう一回ということで予定を立てておりました、次第でございます。

（答弁になってないなあ、審議会委員会があるのかって聞いているのに）

（それを聞きたいのです。）

議長（前田
常男君）

ハイ、体育課長。

体育課長（
池田隆）

現在の状況では、三月中に開催するということは、これも無理な状況でございます。

（委員会があるかないか聞いているのさ、もう1回開くとかなんとか、答弁になってないよ。）

議長（前田
常男君）

ハイ、畑中君。

3番（畑中
弘實君）

良く分かりませんがですね、この前の一般質問では、委員会はありませぬといいましたよね。ない委員会で155千円、これから、使うんですか。ここをはっきり、お答え願いたいと思います。

ハイ、体育課長。

体育課長（
池田隆）

議員、ご指摘のとおり、現在、計画審議会委員はないわけですが、町長が、一般質問で答弁したとおりに、新年度で新たに発足してまいりたいと思ってました。

議長（前田
常男君）

ハイ、町長。

町長（正部
家佑介君）

お答えをいたします。

一般質問のときにお話したように、総合運動公園審議会の委員、そのものは、今、任期が切れて、存在していない、ということは事実でございます。

この予算編成時点では、その状況を、一日でも早くというふうな考えがあったわけですが、この間の一般質問でお答えしましたように、もう少し時間をおいてということになったわけですが、予算上は、なるべく早く、委員会を発足させてと、任期は切れてるわけですが、そういう事情でございました。予算編成の時点と、年度が迫ってきたと、締め切りから年度迫ってきて、年度末でありますし、大きな事業なものですから、新年度へ向けて、このあいだ、お話したとおり、もう少し時間を頂戴したいと、こういうことでございます。以上でよろしいですか。

議長（前田
常男君）

ハイ、畑中君。

3 番（畑中
弘實君）

この予算は、委員会、審議委員会委員報酬ですので、委員会をもたないと思えないわけですね、ハイ、そういうようなことでございますので、11年度には、155千円もっておりますし、当初予算ですね、そういうようなことで、ちょっと私、まだ、納得できないところもございすけれども、委員会をもつことを期待して、また、運動公園が進むことを期待しますんで、それとですね、もう一つお伺いしたいと思います。

これが補正の中に出ていないので、お答えできないのであれば、その課に行って、お伺いしたいと思いますけども、10年度当初でですね、企画総務費の中で、旧役場跡地等検討委員会委員報償費ですね、これ、107千円もってありましたが、委員会、旧役場の解体についても減額されてお

りますし、その委員会が、活動がどのような活動されているか一つ、今回の運動公園審議委員会の方も、まったく活動してないということもござい
ますので、それについても、できればお答え願いたいと思います。

議長（前田
常男君）

ハイ、企画課長。

企画課長（
三上孝八君

お答えを申し上げます。

旧庁舎の解体につきましては、あれも、大変申し訳ないんですけども、
諸般の事情で、見積りをとったら、だいぶ高いと、当初予算化した時点と
比べると、非常に高いということで、一応減額させていただきました。

それと委員会については、今後の、解体後のどういう施策をするかとい
うことで、委員会を設けてございましたけども、今回、解体を見送りました
ので、大変申し訳ないんですけども、審議会もやらなかったというふう
な状況でございます。今後、更に検討をしていきたいと、いうふうに思っ
てございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（前田
常男君）

畑中君の本件に関する発言は、すでに3回に及びましたが、会議規則第
55条ただし書きの規定により、特に発言を許します。

3番（畑中
弘實君）

11年度の予算みても、それが載ってないわけですね、解体について
も載ってない、この審議委員会の委員報酬費についても載ってないですね
ということは、もう活動が終えたのかなあというようなことで、私質問し
たわけでございますけども、庁舎につきましては、非常にこの防犯上もよ
くない、環境上もよくないというようなことからですね、これから検討委
員会なり、11年度の予算にはないんですけども、一つ、それらも進めて
いただきたいなあと思います。以上です。

議長（前田
常男君）

ハイ、企画課長。

企画課長（
三上孝八君

お答え申し上げます。

畑中議員のご指摘のとおりでございます。我々としても、早めに、そこ
を解体してですね、今後の計画に尽くしていきたいというふうに思ってい
ます。予算につきましては、今回、当初には盛りませんでしたけども
補正等で、いずれ、対応していきたいなあ、というふうに思っていますので
どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長（前田
常男君）

ほかに質疑はありませんか。
ハイ、平戸茂雄君。

11番（平戸
茂雄君）

11番、只今、畑中議員の問題と一緒になんですが、課長さん、あのー、当初、309千円だったんだと、私、あの耳も聞こえない、勉強不足でちょっと、理解できないんですけども、今、309千円の減額が、今が初めてか、これで全部30万が減額されるのか、そこもう一度よろしく願いします。

議長（前田
常男君）

ハイ、体育課長。

体育課長（
池田隆君）

ご指摘のとおり、当初309千円でした、今ここに、減額されてきたのは、初めてです。

議長（前田
常男君）

ハイ、平戸君。

11番（平戸
茂雄君）

そうすると、あと155千円というのが、まず、あるわけなんです、計画審議委員会もない、三月中にその委員会を作るのか、どうなのか、作って委員会を開くのか、開かないとすれば、そのあとの155千円は、どこにいくのか、もう一度、ご答弁願います。

議長（前田
常男君）

ハイ、町長。

町長（正部
家佑介君）

平戸議員のご質問にお答えいたします。

さきほど、畑中議員にお答えしましたとおり、予算化して、なるべく早く進めていきたいと、これはもう常々そう、ついこないだの、せんだっての一般質問の中でもお話しましたように、一日も早くていきますか、なるべく早くと、こういう気持ちで進んできていることは、もう、内部では検討してきたわけですが、どういたしましても、その私どもの腰が、腰がっというか、方針が定めるためには、もう少し時間、お願いしたいと、これは、こないだの一般質問の中で、ご答弁申し上げたとおり、ただもう、今日時点、年度末になってるもんですから、実際にはもう年度末で、委員会を組織するということには至らないんだと、こう思います。ですから、議会開会して、だいぶ年度迫ってるもんですから、それでまあ、予算1回分が削除されないまま、こう残ってしまうということにはなることだと、こう思っていました。

議長（前田
常男君）

ハイ、平戸君。

11番（平戸
茂雄君）

それでは、ちょっと理解できないなあ、あとの155千円がどうになるんですか、どごさ、その155千円もっていくのか聞いてますんですけども、審議会もないのに、155千円残っているのに、その155千円が、どこにいくのですかって、聞いてんですよ、全然合っていないでしょう。

議長（前田
常男君）

ハイ、町長。

町長 正部
家佑介君）

お答えします。

さっきから繰り返してみたいになるんですが、予算の締め切り、そのものが1月の末に締め切って、編成作業ってんですか、やってきたと、で、予算上は、1月時点では何とか、年度内にどうにかしたいと、いうふうなことで1回分を残したと、ただ、この議会開会される時点では、年度末迫っていましたが、こないだ、お話しましたように、もう年度末で、ばたばたと、というふうなことにはならない、そういう意味で、このもう少し、時間を頂戴したいと、でありますから、これは年度末で、処理としては9月の決算で不用額、9月の決算で処理、処理のことまで、私からお答えするのは、ちょっと、あれなんです、不用額としておろすという形になると思います。

議長（前田
常男君）

ハイ、平戸茂雄君の本件に関する発言は、すでに3回に及びましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を許します。

11番（平戸
茂雄君）

ハイ、どうも。どうも、納得いかないですよ。現在、もう年度末で、委員会も作っていないで、委員会もないのに、無理だという町長さんの見解もあるのに、155千円を残してあるというのが、納得いきませんよね、そりゃ、9月に処理すればいいかもわかりませんけれども。

現在、出来ないという気持ちがあって、出来ないんだということに、なのに、何で残しておかなければならないんでしょう、全然、話しが合わないでしょう、いい方では、もう無理なんだと、無理なのに、何で155千円残さなきゃならない、9月で処理しなければならないのか、ちょっと、変でないですか、あまり、でたらめ過ぎんでないですか。

議長（前田
常男君）

ハイ、町長。

町長（正部
家佑介君）

ハイ、お答えいたします。

ご指摘のとおりな部分もあるわけですが、さっき、お話しましたように1月時点では、なるべく早く、取り組みたいということだったわけですが、今、（委員会もないのに、作るも、やる気持ちも考えられないでしょう、そこら辺が、でたらめだというの）まあ、どう、受け止められているかは別として、私どもとしては、1月時点では、なるべく早く、取り組みをしたい、いうふうなことだったわけですが、今、もう3月の中旬になってますから、現時点で、これから町の、もう少し時間を、慎重に検討をして方針を定めてからやった方がいいと、現時点に至っては、そう思ってるわけでありまして、何とか、ご理解をいただきたいと、ですから、委員会組織することは、年度内、この時点になれば、なればもう、まだ、年度は終わってはいませんが、無理だと、こういう判断は、こないだ一般答弁でお話したように思っております。以上です。

議長（前田
常男君）

はかに質疑は、ありませんか。

ハイ、大下義雄君。

15番（大下
義雄君）

309千円、半分、2回とか、1回半使ったんだと、あと半分が残ってんでしょ、これだけ減額したんでしょ、31万弱のを折半して、半分は使った、半分は残っと。あなたがた毎日、これに勉強してんでしょ。

こういうの、何から喋ったらいいか、わかんなくなってますね。

この答弁では、納得しませんよ。私、十日の一般質問で、これを指摘したでしょう、委員会もないのに、委員会の報酬盛ってみたり、あるふりしてみたり、平成9年の2月で、任期切れになってんですよ。この審議委員会は、知ってますか。知らなければ許します。どういうことを精査してんですか。どういうことを、皆さんも含めて、日々、どっか、この155千円を行って飲み、隠してんですか。そう、指摘されても有無できますか私物化してんですか、私物化。委員会のないのさ、委員会の項目として、法的に処理しますよ。

はっきり答えてください、時間は十分上げますから。

議長（前田
常男君）

暫時休憩いたします。追って、時間は通告いたします。

（休憩 午前10時54分）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（再開 午前12時30分）

この際、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

町長 正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

それでは、お許しをいただきまして、申し上げます。

さきほどの議案になっておりました、階上町一般会計補正予算の中の、総合運動公園審議会委員報酬予算について、年度内に、現時点で予算執行出来ない見通しなので、この部分について、全額おろすということで訂正したいと思います。見通しの甘さがあり、大変申し訳なく思っております以上です。

議長（前田
常男君）

お諮りいたします。

本日の会議は、この程度に止め、延会いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって本日は、これにて延会することに決しました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明3月13日から3月16日までの4日間休会いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、3月13日から3月16日まで4日間休会することに決しました。

次の開会日時は、3月17日午前10時からといたします。

本日は、これにて延会いたします。

（延会 午後0時33分）

平成 1 1 年第 2 回階上町議会定例会会議録 (第 4 号)

招集年月日	平成 1 1 年 3 月 8 日								
招集の場所	階上町議会議場								
開閉会日時	開 議	平成 1 1 年 3 月 1 7 日 午前 1 1 時 1 3 分				議 長	前 田 常 男		
及び宣告	散 会	平成 1 1 年 3 月 1 7 日 午前 1 1 時 5 5 分				議 長	前 田 常 男		
応（不応）招議員 及び出席並びに欠 席議員 別 ○出席 △欠席 ×不応招 ◎公務欠 席	議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
	1	松 森 蒿	○	2	佐 京 登	○	3	畑 中 弘 實	○
	4	大 前 典 男	○	5	川 上 太 榮 助	○	6	桑 原 一 夫	○
	7	木 村 勝 彦	○	8	嵐 守 瑞 穂	○	9	阿 部 敏 秋	○
	1 0	浜 谷 豊 美	○	1 1	平 戸 茂 雄	○	1 2	松 倉 正 美	○
	1 3	巽 静 子	○	1 4	荒 道 鶴 造	○	1 5	大 下 義 雄	○
	1 6	田 端 清	○	1 7	山 田 昭 治	○	1 8	前 田 常 男	○
会 議 録 署 名 議 員		1 3 番 巽 静 子		1 4 番 荒 道 鶴 造					
職務のため議場に出席 した者の職氏名		議会事務局長		高 橋 信 一		総務課長補佐		中 村 豊 志	
		庶 務 係 長		田 中 昇					
地方自治法第 121 条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名		町 長		正部家 佑 介		助 役		中 村 禮 一 郎	
		収 入 役		伊 藤 昭 一 郎		教 育 長		山 本 雅 教	
		総 務 課 長		浜 谷 政 己		企 画 課 長		三 上 孝 八	
		税 務 課 長		松 橋 隆 巳		保健福祉課長		鳩 文 男	
		農 林 課 長		浜 谷 義 勝		建 設 課 長		高 階 繁 雄	
		町 民 課 長		上 沢 寿 勝		水産商工課長		中 城 功	
		中央保育所長		桑 原 定 男		出 納 室 長		齊 藤 博 俊	
		教 育 次 長		渡 部 光 雄		学 務 課 長		渡 部 光 雄	
		社会教育課長		小 澤 勝		体 育 課 長		池 田 隆	
		給食センター所長		林 貢		農委事務局長		工 藤 靖 夫	
		診療所事務長				企画課長補佐		上 博 文	
		代表監査委員		下 野 岩 男					

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

----- 会 議 の 経 過 -----

開議・議長
（前田常男
君）

ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

議長（前田
常男君）

日程第1、会期延長の件を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日までと決定されておりますが、議事の都合により、会期を3月18日から3月19日までの二日間延長いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者・異議ありと呼ぶ者あり）

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

会期を二日間延長することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者 9人）

ハイ、着席。

起立多数であります。

よって、会期を二日間延長することは、可決されました。

日程第2、平成10年度階上町一般会計補正予算訂正の件を議題といたします。

町長から訂正の理由の説明を求めます。

町長。

町長（正部
家佑介君）

本定例会に提案しております、議案第7号 平成10年度階上町一般会計補正予算第7号の訂正について、ご説明申し上げます。

本件は、総合運動公園費で、総合運動公園計画審議会を開催することとしておりましたが、事情により開催することが困難になったため、審議会

委員報酬全額の154千円を減額、309千円に訂正することと、審議会に伴う食糧費27千円を減額いたしまして、合わせて182千円を減額補正し、予備費に182千円追加補正するものであります。

以上、提出議案について概要をご説明申し上げました。ご質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、よろしくお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（前田
常男君）

以上で、訂正の理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

只今議題となっております、平成10年度階上町一般会計補正予算訂正の件については、これを承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、平成10年度階上町一般会計補正予算訂正の件については、これを承認することに決しました。

日程第3、議案第7号 平成10年度階上町一般会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

ハイ、平戸茂雄君。

11番（平戸
茂雄君）

ハイ、11番、只今、町長からご説明がありました、総合運動公園計画審議委員の309千円に対して、町長さんの姿勢について、話したいと思います。

先日の本会議において、154千円の審議委員の減額が出ており、その審議会委員が、計画審議会委員がないのに対して、予算計上し、そして、それを指摘されることによって、この、只今説明がありました、309千円を予備費に組み替えるということで、このようなことを、指摘される前に、適正に処理することが適当だと思います。

今後とも、このようなことのないように、どうか、指摘されることのないように、吟味していただきたいと思います。これに対しての、町長さんのご見解をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（前田
常男君）

ハイ、町長。

町長（正部 家佑介君）	ご意見として、承っておきます。
議長（前田 常男君）	ハイ、平戸茂雄君。
11番（平戸 茂雄君）	ご意見として、承っておきます、ということなのですが、これからも、 こういうことあり得るということですか。
議長（前田 常男君）	ハイ、町長。
町長（正部 家佑介君）	ケースによって、ということもあると、こう思いますが、ご意見として 承り、十分検討して、今後は取り組んでいかなきゃいけないと、こうい うことでございます。
議長（前田 常男君）	ハイ、平戸茂雄君。
11番（平戸 茂雄君）	指摘されたから、適当な予算計上といっても、過言ではないと思います ので、今後、指摘される前に、十分チェック、それこそ、盲判を押すんで なくて、ちゃんと、吟味した決裁をしていただきたいと思いますので、そ の辺、よろしく願いを申し上げまして、私の質問終わります。
議長（前田 常男君）	ほかに質疑ありませんか。 ハイ、15番、大下義雄君。
15番（大下 義雄君）	あまり立ちたくないんだけど、分かりやすい答弁お願いしますよ。 今、提案理由の説明にあったんでしょう、どういう理由で減額しました すか。まず、それからお願いします。理由を。
議長（前田 常男君）	ハイ、町長。
町長（正部 家佑介君）	お答えをいたします。こないだ、審議していただきましたように、一般 質問でも、お話ししましたように、現時点で、年度迫っておりますから、も う、審議会を、ばたばたと開くと、いうふうな事情にない、そういうこと で、減額を補正するわけではありますが、これについては、議会のご了承の

上で、提案を、訂正をしていると、いうふうなことでありますので、ご理解をいただきたい、こういうことでございます。

議長（前田
常男君）

ハイ、15番 大下義雄君。

15番（大下
義雄君）

あのー、一般の町民、今日は傍聴者も何名か見えておりますが、分かりやすく、答弁してください。簡潔に、もう過去に、下りたくないんですがね。運動公園の審議委員会委員すら任期切れでないものに、なぜ、盛ったんですか、じゃあ、なぜ、ここさ杵を取って、予算化してんですか。

我々から指摘しなければ、こりゃあ、もうくぐってぐんですよ、隣の方が、知恵つけでらようだから、どうぞ、答弁願います。

議長（前田
常男君）

ハイ、町長。

町長（正部
家佑介君）

お答えします。この件に関しては、この件に関しては、こないだの議会におきまして、十分なやりとりがあったわけでありまして、その経過を踏まえて、今回訂正をしたと、いうことでありますので、これ以上は、あとは、見解の相違ということだろうと、こう思います。

議長（前田
常男君）

ハイ、大下義雄君。

15番（大下
義雄君）

一部、そういうのは、大綱的には、議員としてご理解してる人もあろうし、ない人もあろう、今日は、折角、傍聴者は、分かりませんので、町民に向かった、お答えをお願いしたいと、こう思っていました。

審議委員会ないものに、委員すら選任されていないものに、なぜ、予算の杵をもったんですか、ということです、教えてください。

議長（前田
常男君）

ハイ、助役 中村禮一郎君。

助役（中村
禮一郎君）

私から、お答えさせていただきます。

今のお話しですと、簡単というわけには、まいらないと思います。つまり、今の、この訂正した前の予算書を見ていただければ、お分かりになるしもう、何回も論議されてますので、頭の中に入ってると思いますが、1月の補正予算、3月の補正予算は、1月締め切ってるわけです。

各課から3月の補正予算について、企画課に上がりまして、それを、私どもが、査定しております。その際に、この審議委員会の報酬につきましては、何とか3月までには、あと一回は、じゃ、任期は切れている、任期は切れていても、今までも例のあることでございますが、委員が決まりましたら、その委員に、委嘱状をお上げして、そして、その場でただちに、審議会を開会すると、こういうことがございます。

これは、もう、例があるので皆さんご承知のとおりだと思います。

そういうことで、何とかあと一回やりたい、ということで2月初めの査定の段階で、半分、一回分残したわけです。ところが、さきほど、町長の説明にもありましたように、日にちがどうしても、持てなくて、使えなかった、ですから、今、3月の補正で不用額と落とすと、こういうことになるわけですが、ただ、じゃ、この不用額になったお金は、どこに、いくかという、9月に行われます、平成10年度の決算において、不用額として、また上がってくるわけでございます。別に、その金がどこにいくということとはございません。ご承知のとおり、9月決算の中で、不用額で出てくるわけです。

以上です。

議長（前田
常男君）

ハイ、町長。

町長（正部
家佑介君）

折角、ご要望ですから、お答えをいたしますが、一般論として申し上げますと、その議論については、この間、十分に審議をいただいたと、こないだ、お話したように、1月時点では、何とか早く、取り組みをしたいということだったわけですが、今、このいろいろと検討した、してきたわけでありましたが、つい、この間も、お話したとおり、もう審議は、その意味では、こないだの議論でやりとりをされてると、私は、繰り返しになってますから、そう思ってます。で、現時点で、ばたばたとやるよりも、もう新年度、腰を据えてやった方がいいだろうと、こういう判断で、今回訂正をする、こりゃ、もう了解済みで訂正をするということに至った、こう承知しております。

以上です。

議長（前田
常男君）

大下義雄君の本件に関する発言は、すでに、三回に及びましたが、会議規則第55条ただし書きにより、特に発言を許します。

15番（大下
義雄君）

何ですか町長、我々は、議会のルールの中でやってんですよ、制約あるなかで、何ですか、議長云々というのは、理事者の逸脱した行為でないす

か。議会は議論の府ですよ。何だ、後ろ向いて、議長さ止めなさいみたいな、その姿は、姿勢は、それが独裁主義というんですよ。

何ですか、笑ってる余裕ありますか。だったら、再三、答えなさい、的確に、我々から、この件が指摘されなかったら出ることでないでしょう。

議会に対して、曖昧だ予算を組んで、それを、盲判を押して、査定をして、決裁に運んでんですか、職務怠慢ですよ、わかるでしょ、このこと、分かりませんか。

あなた方の職員の怠慢ですよ、そうすれば、その課によって、何にも姿がない、鏡がないとこに、こういう予算をもってんでしょ、杓を、それを議員から指摘されて、間違いでしたと、否定できますか、したら。

どこに、もってぐんだ、この予算を、どこに使うべどもってんですか。

あと10日足らずですよ、その間に委員を、これから委嘱して、会合持てる、順序違うんで、百歩譲って、そう考えたとしても、予算を先にとってから、確保してから、そういう手順を運んでんでしょ、あなた方の、ただ、願望を願うだけの、こりゃ、予算ですよ、こういう取り方は、そうにやるなとは言わない、先に予算を確保してから、何十人でも委嘱して、招集しなさい。隠れて予算組んでんでしょ。たまたま、我々気付かなければよかったんだけど、気が付いたからこういうことになるんですよ。

その責任は、町長、何と思いますか。毎日、通ってれ、職務怠慢を否定できますか。ご答弁願います。

議長（前田
常男君）

ハイ、町長。

町長（正部
家佑介君）

どうぞ、議会の品位ということで、論議の府だというお話しでありますから、その、そういうルールにのっとってのやりとり、これを、私自信も心掛けたいと、こう思ってます。でこういう事例というのは、予定していたけども、出来なかった、ということがあるわけでありまして、そういう場合は、不用額と、いうことは、何ら異例なことではありません。

ただ、今回、皆さん方の、との協議の結果、訂正してお出しすると、これで了解がついて、そして、お出ししたものだ、ということでもありますから、ご了解をいただきたい、ということでもあります。

議長（前田
常男君）

ほかに質疑は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第7号 平成10年度階上町一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第4、議案第8号 平成10年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件から、日程第6、議案第10号 平成10年度階上町老人保健特別会計補正予算までの件、3件を一議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第8号 平成10年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件から、議案第10号 平成10年度階上町老人保健特別会計補正予算までの件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第11号 平成10年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第11号 平成10年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第12号 平成10年度階上町住宅用地造成事業特別会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第12号 平成10年度階上町住宅用地造成事業特別会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第13号 平成10年度階上町地域振興券交付事業特別会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

17番 山田昭治君。

17番(山田
昭治君)

17番山田、この振興券のことについて、担当の課長の方からお尋ねしたいと思います。

現在、もう、配布方の手続きがまわってるわけですが、たまた

ま、私たちも、これに最終的な、9月22日まで、何ていいますか、お客さんに対して、それに、取り扱いに携わらなければならない立場でございます。というわけで、お尋ねしたいわけなんです、幼児の、15歳以下の場合は、全員ですので分かりますけども、老人の65歳以上ということで、実質的にも、今、もう様々のお話が、聞くにきてるわけなんです、実質的にしっかりした線は、私も分からないというようなことで、お答えしてるんですが、その65歳以上の方で、ちょうどもらえる人、もらえない人というこの線引きがある筈なんです、その線引きについて一つ、分かりやすい点をお尋ねしたいんですが、それについては、実質的に、私たちも接触するわけですので、答えしながら知らせたいということで、お尋ねしたいと思います、課長どうぞよろしく。

議長（前田常男君）

ハイ、企画課長、三上孝八君。

企画課長（三上孝八君）

山田議員のご質問に、お答えを申し上げたいと思います。

今、私のところに、こういうチラシございますけれども、これにつきまして全家庭に配布をしてございます。これの開くと次のページに該当する方々が、対象となりますというふうに、この中身について、今、山田議員がどういうのに該当すると、いうふうなことについての中身をですね、載せてございます。今、山田議員から言われた、15歳以下は、これは、ほとんど問題なく支給になると思いますけれども、次の年金を受けている方ということで、この年金につきましても、細部ございますけども、老人福祉年金、或いは、障害基礎年金、これについては、たつ前ですね、これの該当者、あと、児童扶養手当を支給されてる方、それから障害児の福祉手当、あとは福祉手当と、当町にはないと思うんですけど、原爆の被爆者の手当これらを受給してる方にはあたりますよ、ということでございます。

それから、次にはですね、生活保護を受けてる方ということでございます。それと、社会福祉施設へ措置入所している方、ということでございます。

あと、65歳で、常時介護を必要としている方、いうこと等が該当になってございます。あとは、今、お話のありました65歳以上、非課税の方々、ということでございます。以上でございます。

議長（前田常男君）

ハイ、17番 山田昭治君。

17番（山田昭治君）

今の説明で、だいたい分かったんですが、一番分からないのが、聞かれて困るのが、その非課税ということになるんですが、家は、南郷の向かい

ということで、南郷の方も、様々の話が聞こえてるんですが、余りにも、ただ、向こうの人が沢山財産もって、沢山やってるからあの人さきたず、そして、俺さこないず、こないというような意見も聞かれますので、そういうのなんかも、全部整理してやりたいなあと、安心させたいなあとということで、お尋ねしてるんで、実質的には、細かい点の、本当の肝心なところは、とりあえず、また、お尋ねをしたいということでございますけども、今、いわなくてもいいんですけど、席の方に行ってお伺いしますけども、そういうことでしたので。以上終わります。

議長（前田
常男君）

ほかに質疑は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第13号 平成10年度階上町地域振興券交付事業特別会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第21号 町道路線の認定及び変更についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第21号 町道路線の認定及び変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1、議案第 2 2 号 三戸郡福祉事務組合規約の一部を変更する規約についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 2 2 号 三戸郡福祉事務組合規約の一部を変更する規約についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明 3 月 1 8 日、一日間休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、3 月 1 8 日、一日間休会することに決しました。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

次の開会日時は、3 月 1 9 日午前 1 0 時からといたします。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午前 1 1 時 5 5 分)

平成 1 1 年第 2 回階上町議会定例会会議録 (第5号)

招集年月日	平成 1 1 年 3 月 8 日								
招集の場所	階上町議会議場								
開閉会日時	開 議	平成 1 1 年 3 月 1 9 日 午前 1 0 時 5 2 分				議 長	前 田 常 男		
及び宣告	流 会	平成 1 1 年 3 月 2 0 日 午前 0 時 0 0 分							
応（不応）招議員 及び出席並びに欠席議員 別 ○出席 △欠席 ×不応招 ◎公務欠席	議 号	氏 名	出席等別	議 号	氏 名	出席等別	議 号	氏 名	出席等別
	1	松 森 蒿	○	2	佐 京 登	○	3	畑 中 弘 實	○
	4	大 前 典 男	○	5	川 上 太 榮 助	○	6	桑 原 一 夫	○
	7	木 村 勝 彦	○	8	嵐 守 瑞 穂	○	9	阿 部 敏 秋	○
	1 0	浜 谷 豊 美	○	1 1	平 戸 茂 雄	○	1 2	松 倉 正 美	○
	1 3	巽 静 子	○	1 4	荒 道 鶴 造	○	1 5	大 下 義 雄	○
	1 6	田 端 清	○	1 7	山 田 昭 治	○	1 8	前 田 常 男	○
会 議 録 署 名 議 員		1 3 番 巽 静 子		1 4 番 荒 道 鶴 造					
職務のため議場に出席した者の職氏名		議会事務局長		高 橋 信 一		総務課長補佐		中 村 豊 志	
		庶 務 係 長		田 中 昇					
地方自治法第 121 条により説明のため議場に出席した者の職氏名		町 長		正部家 佑 介		助 役		中 村 禮 一 郎	
		収 入 役		伊 藤 昭 一 郎		教 育 長		山 本 雅 教	
		総 務 課 長		浜 谷 政 己		企 画 課 長		三 上 孝 八	
		税 務 課 長		松 橋 隆 巳		保健福祉課長		鳩 文 男	
		農 林 課 長		浜 谷 義 勝		建 設 課 長		高 階 繁 雄	
		町 民 課 長		上 沢 寿 勝		水産商工課長		中 城 功	
		中央保育所長		桑 原 定 男		出 納 室 長		齊 藤 博 俊	
		教 育 次 長		渡 部 光 雄		学 務 課 長		渡 部 光 雄	
		社会教育課長		小 澤 勝		体 育 課 長		池 田 隆	
		給食センター所長		林 貢		農委事務局長		工 藤 靖 夫	
		診療所事務長				企画課長補佐		上 博文	
		代表監査委員		下 野 岩 男					

議 事 日 程 別紙のとおり

会議に付した事件 別紙のとおり

----- 会 議 の 経 過 -----

開議・議長
（前田常男
君）

ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

議長（前田
常男君）

日程第1、議案第14号 平成11年度階上町一般会計予算の件を議題
といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。
ハイ、14番、荒道鶴造君。

14番（荒道
鶴造君）

14番、荒道。32ページの中で、使用料及び賃借料の中で、自動車借
上料2,292千円が計上されておるわけですが、これが、1台
分の、でございましょうか、まず、それをお尋ねします。

それから、130ページの社会教育活動費の中で、報償費の中で、講師
謝金1,895千円が計上されているわけですが、この内容の説明を求め
ます。

それから、146ページの公有財産購入費の用地買収費、これが、2千
707万円計上されてるわけですが、この面積と、平米単価の説明を願
いします。

議長（前田
常男君）

ハイ、総務課長。

総務課長（
浜谷政己君）

荒道議員にお答えいたします。
自動車の借上料は、何台なのかと、いうふうなご質問でございしますが、
1台分でございます。

議長（前田
常男君）

社教課長。

社教課長（
小澤勝君）

お答えをいたします。

130ページの社会教育活動費の8の報償費、講師謝金の件だと思いますが、これにつきましては、町単独と、県の委託を受けて予定しております生涯学習関連の講座、教室等の講師謝金でございます。これは、家庭教育学級とか、婦人学級等、単位に委託みたいに行う、それらの講師謝金も入っております。生きがい中央大学、あるいは、英会話教室とか、陶芸教室、それらの講師謝金でございます。

以上です。

議長（前田
常男君）

ハイ、体育課長 池田君。

体育課長（
池田隆君）

それでは、総合運動公園の公有財産購入費について、お答えいたします面積は、59,657平米、単価は、反当45万、平米あたりに換算しますと、453円となります。

以上です。

議長（前田
常男君）

ハイ、荒道君。

14番（荒道
鶴造君）

今、1台分と、これは、町長車だと思っております。そこで、前の、昨年も論じられたわけですが、年間2,292千円という単価を支払っていくことによって、例えば、五年、これを続けるとしたら、もう、1千万は超えるわけですね。もちろん、年次が上がることによって、四年目が、五年目がいくらかは、下がると思います。けども、町で公用車を買ったほうが、むしろ、これからの単価面においては、安くなるんじゃないかと、私は、このように思うんですよ。その辺について、この計画を、これから何年続ける考えで、そして、何年、五年でもいいし、七年でもいいそれで、そうなれば、その年の賃貸、この料金がいくらになるか、これを総務課長、説明をお願いします。そして、先ほどの、運動公園の件でございますが、これは、今、公園つくった部分は、たしか、5千弱位でなかったすか、あっ、五万、そこで、あとの1万は、どの部分を指しているか、説明求めます。

議長（前田
常男君）

ハイ、総務課長。

総務課長（
浜谷政己君）

このような経済の状況の中で、リースというのは、民間会社が大いに取

り入れている方式でございます。

その、それぞれのメリットがございますが、買ったほうが安い、というお話でございますけれども、このリースは、月払いで払っていくものでございますけれども、当初から大きな金額を用意しなくてもいいわけでございます。それらの様々な、それから、車の管理というものを、それらは、町がやらなくてもいいと、というようなことなど、様々なこと等を検討した結果、リースとしたものでございます。

それから、何年続けるかというお話でございますが、当初考えまして、リースそのものは、解約は、いつでも出来るわけですが、考え方とすれば、3年程度進めていきまして、更に、その方法が良いのであれば、続けて参りたいなあと考えております。

なお、議員がおっしゃったように、年々、いくらか下がって、金額的には、少なくなって、月払いの額が少なくなっていく方法でございます。

以上でございます。

議長（前田
常男君）

ハイ、体育課長。

体育課長（
池田隆君）

荒道議員の、一万平米は、どこかという、正確には9, 998平米になりますけれども、場所は、運動公園のちょうどトイレの入り口の向かい側、左側の方になります。駐車場等の整備に取得する予定です。

以上です。

議長（前田
常男君）

ハイ、荒道君。

14番（荒道
鶴造君）

今、総務課長は、民間でもリースの方ができるということは、いわれましたが、確かに、民間でもそういうケースは聞いております。

ただ、この厳しい財政の中で、今、3年を、ぐらいを目処という、とりあえずということだんだけれども、この229万ということになれば、3年でもう、膨大な金額になりますね。

今までは、7年ぐらいですか、前の町長車、ね、乗ったわけだ、これまた、こういう決算、また、3年後には、リースとなれば、これ、どう考えても、私らにすれば、高くつくような、勿論、管理はリースの方でやるからいいということではあるけれども、どうしても、納得のいかない、私にとっては、そういう感じはします。

また、こういう厳しい財政の中だから、より安くして、別の角度の予算で向けてもいいなあという、感じがしてならないんです。

この運動公園用地の件なんだけども、これは、もう前から、この運動公園が始まる事前から、時からもう、用地を買収して進めなさい、というのは、強く要望した経緯が、我々は記憶にあります。そういう中で、それもしないで、今、これから、遺跡調査の結果においては、何年かかるかもわからない、この見通しのないような所に、ここさ、予算計上するというのは、どうも、私、これに対しても納得がいかない、しかも、道路を見てもまだ、半分もいってないでしょう、という中でさ、この経緯を、どうしても、私は、納得、例えば、この用地だって、取り組まない、その自然のままであれば、正直いって、安くも、仕入れも出来たはずでしょ。

そういう中で、この用地買収費を、平米453円となれば、10アール当たりだば、45万なんぼになるわけだね、反当ね、そういうことでしょう。そういう中で、単価的にも、人のことをどうのこうのと、いうわけでもないけれども、現実的には、もう、下山でも、平地でも、時勢であれば、大変な額になるような気がする、そういう中で、高い場所ね、私は、どうもこれについては、納得いかないような気がしますけども、再度、総務課長答弁。

議長（前田
常男君）

ハイ、総務課長。

総務課長（
浜谷政己君）

議員も、民間が取り入れてる部分については、ご存じという話ですが、私どもは、これをやる際には、三社をお願いして、その中で一番ということでやったわけですけども、その、今契約している会社で、青森県内で、どれだけ民間会社が、民間会社、或いは、公的機関等やってる総件数ですけども、1,680件程度ございます。

その中で、商用車といいましょうか、これは、会社関係だと思えますけれども、7割が商用車でございます。残り3割が乗用車ということになっております。

非常に、この民間会社も、これを、取り入れてやってるようでございます。

それから、買った方がいいというお話でございますが、再度、そういうお話がされましたけれども、買った場合は、相当な金額を、で買うわけですから、その際は、必ず、必ずといいましょうか、借入れが必要になってくるわけでございます。借入れといえますと、やはり、利息など考慮しますと、相当な金額になってきますので、この方法が、一番ベターだとかいうふうに考えております。

（質問者より 議長、さっきの運動公園については、町長から答弁願います。）

議長（前田
常男君）

ハイ、助役、中村礼一郎君。

助役（中村
礼一郎君）

先ほど、ご質問されております、運動公園の買収部分について、お答え申し上げます。

先ほど、担当課長が申しあげましたように、場所は、もうすでに、出来上がりました。一部、出来てない所がありますけど、公園部分、それから駐車場部分、合わせまして、59,657平米を買収するわけです。

それで、公園部分につきましては、もう、ご承知のとおり、ほぼ、出来上がっておりますので、これについては、買収すると。

それから、駐車場部分につきましては、これは、約1ヘクタールでございますが、現在、駐車場がございませんので、せっかく、これから、出来上がった公園部分を利用させていただきたいために、今でも、駐車場がないということで困っておりますので、その駐車場部分を1ヘクタール買収と合わせて、先ほど、申しあげた面積になるわけでございますので、よろしくご理解のほど、お願いしたいと思っております。

議長（前田
常男君）

荒道鶴造君の、本件に関する発言は、すでに3回に及びましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を許します。

14番（荒道
鶴造君）

どうもありがとうございます。再度、総務課長から、特に、これについては、民間も、それまで何台云々といったけど、今後も町として、こういう方向を進めるという考えですか、再度、町長車に限らず、そういう方向に進みたいという、ことですか。

議長（前田
常男君）

ハイ、総務課長。

総務課長（
浜谷政己君）

前にもお話してるとおりですけれども、テストケースでございまして、方法論とすれば、これが、いい方法だとは思っておりますが、今、全部をというふうなことではなくて、徐々に、いい方向であれば、それらに向かって参りたいと思っております。

議長（前田
常男君）

ほかに質疑は、ありませんか。
ハイ、平戸君。

11番（平戸
茂雄君）

ハイ、11番。130ページの、社会教育活動費の中の、幸せの黄色い

ハンカチ事業補助金に、100万、それと、只今、荒道議員が質問されました、運動公園用地買収費について、ご質問いたします。

まず最初に、幸せの黄色いハンカチ事業の補助金に100万でございますが、今まで、年どのぐらい、何といたしますか、ふれあいといたしますか、事業を行っているのか、その事業によって、めでたく、カップルが一组でも誕生しているのか、どうか、その辺の詳しいところを、ご説明いただきたいと思います。

そして、用地買収費であります、荒道議員が質問したのとまったく、そのとおりなんです、これから、15年間という、見通しの立たない総合運動公園、町長さん、ことあるごとに、公約として、運動公園は、早期につくって、運動してもらおうんだということで、お話されてまいりましたが、現在、12、3年、12年経ってないかなあ、その最初からっていえば15年ぐらいになると思いますけども、私が携わってから、もう12年になるわけですが、まったく見通しの立たない現状だと思います。

いろいろ、この件について、一般質問やら、いろんな面で議論されてまいりましたが、いまだかつて、町長さんの運動公園に対する、明確な答えが出ておりません。

その中で、この先ほども、この財政的に大変困難な時代と、いう話もでしたが、そのような時に、この、2,707万、用地買収費ということで、今までの、私たちが最初から、土地は買収して、どうかお願いしますと、町長さんと、買収してやってください。何回も、町長さんをお願いした経緯がございます。

それを、今、この財政困難な時代になって、なぜ、これを、買収しなければならないのか、また、その運動公園まったく、めどの立たない運動公園を、その残った十町歩ぐらいの、まあ、十町歩ないか、だいたい、十町歩ぐらいの土地を、どのようにされるのか、いつまでも、言い逃れでなくて、すっきりした回答を、望むものでございます。

議長（前田
常男君）

ハイ、社会教育課長。

社会教育課
長（小澤勝
君）

それでは、平戸議員のご質問に、お答えいたします。

130ページの、幸せの黄色いハンカチ事業の補助金の件でございます平成10年度の実績といたしますか、経過について、それを取り上げまして申し上げます。

平成10年度は、交流パーティを1回、お見合いツアーといたしまして、これは、他県の方へ出かけました。それと、出かけたのは、あっ、出かけました。それ1回と、パーティ1回、ツアー1回、これは、交流でござい

ます。これを、2 回行いました。

それから、結婚相談員の方々のご協力をいただきまして、相談会を7月の末と8月の初めに、二日と記憶していますが、そのようにおこなっております。

それから、この事業を進めるに当たって、進めましてからのカップルの成立状況ということでございますが、残念ながら、今、まだ、一組もごさい、カップルと言いますか、結婚に至ったのは、ございません。

以上でございます。

議長（前田
常男君）

ハイ、町長。

町長（正部
家佑介君）

お答えいたします。

運動公園の件についてのお尋ねなわけですが、いずれ、これまで、ついでないだの、一般質問の中でも、だいたい、だいたいというか、もう答弁を申し上げてると、こうは思っておりますが。

せっかくのご質問でありますし、再度、お答えをしないと、こう思います。

運動公園が、それこそ、計画をされ、そして、一旦、白紙に戻った状況というのがあるわけでありまして、それからいくと、10年ぐらいですか。になろうかと、こう思います。

予定通り、ここ数年進んでないと、ここ2、3年というんですか、進んでないということは、事実そのとおりでありまして、そういう意味では、大変、期待に、十分に応えていないということで、申し訳なく思っております。その理由としては、何回も、お話ししてまいりますが、遺跡が出て、その結果、進んでないというふうなことでありますが、ついでないだの、一般質問の中でも、お話をしましたように、新年度、とにかく、いろんな状況を踏まえて、今後、どうしていくべきか、ということは、もうなるべく早く、という気持ちは、もう、勿論、そのとおりであります。あの際にも申し上げましたように、もう少し時間をくださいと。新年度早いうちに、方向を定めていきたいと、こういうふうなことで考えております。

土地に関しましては、ご承知のとおり、お陰さまで公園が出来て、一つの区切りを迎えたわけでありまして、何とかこれを、町民の方々から、もっと、もっと十分利用していただきたい、そういう考えがあるわけでありまして、いずれ、道路の問題とか様々ではありますが、両者、協議した結果、この際、協議が調いましたので、売っていただく、売ってもいいと、譲っていただけることとなりましたので、この際、財政状況等から、この分を、お願いをいたしたいということで、予算化をしたものであります。

以上です。

議長（前田
常男君）

平戸茂雄君。

11番（平戸
茂雄君）

ハイ、先ほども、まず、黄色いハンカチの方なんです、一組もカップルが誕生してないということで、まず、それを、ただ開けばいいんだと、いうことでなくて、積極的にやっぱり、これだけ予算をいただいて活動している以上、やはり、もうこれをやってからしばらく経つと思いますが、いまだに、一つのカップルもないということは、これは、ちょっと、今後のことを考えざるを得ないのかなあと、というような気もいたします。

どうか積極的に、一組どうか、カップル誕生させてください。お願いします。

それから、町長さんの答弁でございますが、まず、今まで町長さんは、本当に考えて来てることと、今現在とは、全然状況が違ふと思いますので町長さんも残念だと思います、残念だと思います、だからこそ、あそこの土地に固執しないで、いっぱい、土地が、ほんといっぱい土地があるんだということを、私たちも進言して来ました。その考えがいまだないのか、あそこに15年経過してから、あそこにまた建設をするのか、そうするとすれば、今まで、町長さんがいつてきた、早期に完成して、運動してもらうんだ、使用してもらうんだということを、相反するわけですよ、どうか、意地にならないで、あそこは、もう切り捨てる、切り捨てるってば、

言葉悪いんですけども、あそこは、あきらめて、よその土地につくるべきではないのか、痛切に、私は感じております。

町長さんも、本当に、すぐ出来るんだというようなお答えを、何度もしてきたし、なにかの会合でも、あいさつの中でもしょっちゅう出てきました。そういう意味からいって、町長さんの考えてることが、達成出来なければ、もう15年、町長さん、やってるか、やってないか分かんないですよ。町長さんの最高の懸案で、公約だわけですよ、だから、あそこの土地に固執しないで、よその土地にどうか、一日も早く、決断をしていただきたいと思います。明確に、よろしくお願い申し上げます。

議長（前田
常男君）

ハイ、町長。

町長（正部
家佑介君）

ハイ、お答えをいたします。

ご承知のように、三内丸山という、それこそ、こういう偉大な、遺跡が

出現したと、いうことで、あそこも確か、県の運動公園の予定地で、もうすでに、野球場のスタンドまで出来ていたのを、取り壊したというふうな経緯もあったわけですし、なんせ、土の中に入ってる遺跡とは、土の中に入ってるもんでありますから、そういう意味でも、たいへん、いろんな大勢の方から、審議会、或いは用地選定委員会ということで、積み重ねてここへ来たわけではありますが、現実の問題としては、現実の問題としては遺跡は出たと、勿論、町民、県民の時代そのものが、今まで以上に、遺跡を大事にしようと、いうことでありますから、その辺を、その辺を踏まえつつ、今、平戸議員が言われますような、ご意見も含めて、新年度早いうちに、早いうちにもう、方向を決めていきたい、こういうことで、一般質問で、お答えしたとおり、もう少し時間をください、こういうことであります。以上です。

議長（前田
常男君）

ハイ、平戸君。

11番（平戸
茂雄君）

もう、遺跡が出てから3年になるわけですね、それまで、まだ、決めてないということは、私は考えられないですよ。

もう、15年、確かに遺跡は大事だろうと思います。私は、そういうのは、ちょっと、わかりませんけども、大事だとは思いますが。だからこそ、別な場所に作るべきでないのか、最高の公約だったのが、もう、できないという、といっても過言ではないと思います。

もう、3年もたっているのに、まだ、時間をください、もう少し、時間をください、いろんな、一般質問でもいわれてきました。もう、考える時間はないと思います。どうか、一日も早く、決断して、審議会なり、何なり、あれをして、一日も早く決断して、つくっていただきますようお願い申し上げます。終わります。

議長（前田
常男君）

ハイ、町長。

町長（正部
家佑介君）

平戸議員のいわれますように、もう1日も早く、というご意見しかと、承ったわけありますから、様々な、これまでの、いろんな経緯があるもんですから、その辺も含め、また、遺跡、その他、いろんな状況を踏まえて、早いうちに方向を定めたい、こういうことでご了解をいただきたいとこう思います。

以上です。

議長（前田
常男君）

ほかに質疑ありませんか。
ハイ、山田昭治君。

17番（山田
昭治君）

17番 山田。
町長並びに担当課長にお尋ねをしたいと思います。

非常に厳しい財政の中でございますので、その中で、昨年度、一昨年度というような形で、ある程度、調査もしながら、この予算上の、組み立てを見てきたわけなんですけど、ほとんどの自主財源から、使用されるのは、過ぎたなあと、いうようなことはないようでございますけども、参考までに、調査したのを読んでもみます。

そして、また、これについての町長の考えをお示し願いたいと、このようにも思います。

一番、どこでも、いわれている食糧費の問題でございますけども、食糧費についても、平成9年度の決算の中から見ると、1,041万8,803円、9年度には使ってると、使用してるということでございます。

そういうことで、しからば、10年はどうだったのかと、10年は、1,314万円使って、まだ、これが決算期にならなければ、最終的なものは出ないと思うんですが、補正を最終的に組み合わせながらやってみると10年度は1,314万円の食糧費と、いうようになっております。

そして、新年度は、どのようなことで組んでるのかと、申し上げますと新年度は、これにやや少なめの、節約ムードというようなことで、組んだのだろうと、こう思いますが、これも、1,266万6千円が、一応組まさせてございます。ここ10年ぐらい前にも、調査をして皆さんにもお知らせをしたことがあるんですが。その点は、非常に、多い時は、バブル弾ける前あたりには、1千5、6百万も一応使用してる、これは、そのなりに自主財源なる税金も、町の方にも入ってる関係もあったでしょう。

ただ、なかなか大変だと、自主財源も10億以下の、我々の町の財政でございまして、でき得ればいくらかでも、こういう節約をしながらやるべきでなかろうかな、そのためには、何がやっぱり一番使われてるのかなあということは、老人対策とか種々様々、食糧費がかかるわけでございますが、実質的に見ますと、かなりの件数からいいますと、かなりの何十件というような、食糧費が盛られております。そういうことで、今後、相当節約をする頭で組んでかなければならないのではないのかなあと、このようにも見受けておりますので、今後のあり方についても、町長のご意見を頂戴したいと思います。

その食糧費ばかりでなく、実質的に他のほうも調べて見ますと、自動車借り上げというの、かなり金額あるわけなんで、自動車借上料というの、実質的に、様々の会合するためには、バスを利用しなければならないと

ということもあるだろうが、実質的に、このようにかかるはずがないのではないのかなあと、いうようなこともあるんですが、決算期においては、9年度の決算においては、自動車の借上料だけで6,654千172円と、こう上がっているわけでございます。

そして、10年度は、どうなのか、これをみると5,809千円、これにも、また、いくらか増減が出てくると思います。

決算期においては、また、今年度の予算は、どのように、組んでるのかというと、借り上げ料は7,588千円、このようにずっと伸びてしまっていると、これも様々の事業の関係であるだろうと思うんですが、この点の、伸び高にも、理由にも、理由をお尋ねしたいと、このように思います。

それからもう1点、非常に、この点も大きいことなんですが、これは、実質的に止むを得ないことで、それでも、でき得れば、こういう借り上げをしないような形でもっていければいいのではないのかなあと、いうことを見たのは、敷地の借り上げでございます。

それについては、9年度の決算では、2,388万2,999円というような、膨大な借上げ料があります。

これは、当然、庁舎の問題もあるだろうし、様々、こう地域によって、かりてるところがあるんで、これは、貸す人があって、有り難いんですが、何とかその辺も、徐々に、減らしていくような形をすればいいのではないかと考えます。で、10年度は、どうだったのか、2,863万8千円。

今年度は、どのような、計上してるのか、2,774万3千円というように、こう上がっております。

そういうことですので、この点につきましても、町長、担当さんたちの今後の、節約の考えをお願いしたいと、このように思います。

それから、公用車の問題でございますが、先ほど、荒道議員の方からお尋ねがあったようでございますけども、公用車もリースの、によっ借り入れしながら使用すると、非常に、端的に考えれば、1年1回、安い金で払って使えるということが、魅力だわけだんですが、実質的に、5年なり6年なり、7年なりというようなことで使うようなことになりますので、そっからぼうれば、かなり高いものになると、いうこともやっぱり頭に一つ、頭において、今後取り組まなければならないのではないかなあ。

実質的に、私たちも、リースで利用、使用してる車も1台あります、今後は、だめだなあというような感じもしてしますので、ここらも、相当考えながら、こういう借り入れは、しない方がいいのではないかなあ。

それと同時に、借り入れそのものの、あれも便利でいいんですけども、実質的に、本当は、もう少し安い車でもいいのではないかなあ、これは町長が、もう少し、節約で考えて、替えたらいかったのではないかなああと、こう考えてもおります。この点について、前回、質問があったわけで

ございますが、これについては他町村並みに、そういうことで買いましたというような、答弁が、聞いているわけなんです、実質的に、他町村にもそのように、1千万以上にも上がるような車を利用してるのかということはちょっと、疑問な点もございます。

そういうことで、車のそういう使用するについても、相当、今後考えたところで、進めてもらいたいと思いますので、その点についても、町長からお願いしたいと思います。

それから、一般管理費ではございますけども、ページは、31ページになります。

その中に、負担金補助及び交付金の欄でございますけども、その中に、町長の海外研修の負担に当たるのではないのかなあと、こう見たわけなんです、そればかりでなく、何か、たさって、こう2,409千円がもられているのか、その点について、お知らせを願いたいと思います。

それから、10年度に、そういう海外の研修は、町長の海外の研修は、オーストラリアの方に行かれたのではなかったのかなあと、こう考えておりますけども、その際、10年の10月27日より11月12日まで、約2週間だったのではないのかなあと、ということで、その海外研修に行った時点で、もう、皆さんに、町民にも、やっぱり研修でございますんで、どういうことが、どういうものが、実質的に町のためになったのかなあと、というような、広報あたりに、レポートがあがるのではないのかなあと、いうように、毎月、そのレポートを見ようとしてましたが、何か見落としたのか、上がってなかったというような感じがします、われわれの場合も、勿論、研修ということで、方々、視察もしたりやるんで、昨年度も、議長が、レポートを代表して出してる、そういうような形やっていますので、このレポートのことについても、総務課長が担当だと思いますので、総務課長は、どうだったのか、お知らせ願いたい、もし、そういうことがあるのであれば、今後、あるのであれば、忘れずに、どうぞ、一つ町民の皆さんにも、そういう報告という形で出すべきではなかろうかと、こう思います。これで、31ページが終わります。

それから、中山間事業の問題ですけども、これは、課長、担当課長、並びに町長にもお願いがあるわけでございますが。

第一に、概要説明の際、お尋ねした人があって、それを聞いているわけですが、ちょっと、中身の方、もう少し、詳しく聞きたいなあと、こう思いまして、質問してるわけでございますが。

94ページがあるわけなんです、農村公園整備工事、616万上がってるわけでございます。この整備事業は、どのような内容なものか、それによって、本当に、公園の価値がありながら、そしてまた、地域の人たち

が、公園を大いに利用するような作り方なのか、その内容をお尋ねしたい。

それから、公有財産の購入になるわけなんです、あそここの場所、買わなければならないということなんで、これについては、県道近辺の田、畑山、宅地というようなことで、だいたい、相場も決まってるようでございますけども、そここの場所の1反歩当たり、田んぼはどのくらいするのか、畑はどのくらいするのか、今は、どのような値段なのか、宅地は、坪なんぼになるのか。

どうぞ、その町で、計画されたことをお示し願いたい、このように思います。

と、同時に、町長にも、お願いしたいことは、実質的に、中山間事業といいますと、国、県が主力になって、仕事を行なわれているわけなんです、一番、私たちが要望したいことは、その工事の仕事を、何とか、地元の業者がやれるような、あれで、お願いをしてもらいたいもんだなあと、いうことを考えておりますんで、これからの、まだまだ、中山間事業がある、階上岳の方もそのとおり、道路をつくらなければならないということもある、そういうことですので、課長含めながら、町長さんもそのとおりですが、是非、なかなか、これが、請負する方が、県とか、そういうことでやるんで、町そのものが担当するわけでないんで、なかなか大変だろうと思うんですが、発注事態が結局、発注の基礎事態が、うちの職員が仕事してるんで、そういうような要望は、叶うと思いますので、この点について、どうぞ、今後、どのように取り計らっていくのか、そういう点をお尋ねをしたいと、こう思います。

それから、最後になるんですけども、運動公園でございます。

先ほども、お話があったようでございますけども、公園部分がほとんど完成したということです。

実質的に、年に、何回か、私も足を運んで、どうなってんのかなあ、どのように人が来て遊んでんのかなあということで、数多く、あの中に入っております。

ただ、残念ながら、見てみると、まだ、バスが入って行けないような状況であると、いうことで、前々から、ある程度の完成に、近かった中で、係りの方にも、どうぞ、どんどんPRをしながら、その場所を見てもらう遊んでもらう、というようなことをやらなければ、ならないのではないのかなあということで、要望しながらきたわけなんです、実質的に、なかなか人も、あんまり行ってないというような状況で、あんまり、価値もないようなやり方をしてるなあと、こう思ったわけでございますけども、これからのもっていくためにも、実質的に、あそこに、立派な、金も沢山、

金もかけて作っているんで、是非、あれを、町民の方々が利用せるようなPRと施設が、今後、大切でなかろうか、こう思います。

というのは、道路のやっぱり、拡張工事が、一番先決問題でなかろうかなあと、その道路を、一日でも早く、整備しながら、そして、あの公園から、寺下の灯台まで登れるような、楽に運動するような、そういう整備もやっぱり必要で、今後のもっていき方が必要ではないのかなあと、こう思います。

これも早く、計画を立てながら、進めるべきだと思いますが、その考えについても、計画についても、町長のご意見も頂戴したいと、こう思います。

以上で、様々、沢山お願いしたわけなんですけど、以上で質問の内容については、終わりたいと思います。よろしく、お願いを申し上げます。

議長（前田
常男君）

ハイ、総務課長。

総務課長（
浜谷政己君）

山田議員のご質問にお答えいたします。

なにせ、多岐にわたっておりますので、私も答弁漏れがあるかも知れませんが、その際は、よろしくお願いします。

節約の関係で、予算、決算と予算の比較をしながら、お話なさっておられましたが、食糧費のこと、借上料等の話ですけれども、食糧費については、努めて、これは、各課にわたっておりますけれども、全体的な考え方とすれば、努めて少なくともってったつもりでございます。

それから、自動車の借上料のことでございますけれども、これは、公用車のリースの関係もございますが、借り入れの部分の、質問の中で、1年に1回の支払いと、おっしゃいましたけれども、毎月の支払いでございましたが、もう少し、安い車でよかったのか、どうかということですが、前に町長が答弁したように、他町村並みの車だと思っております。

それから、敷地の借上料ですけれども、国道から庁舎までは、町有のものでございますけれども、庁舎から裏の、私の方で担当してる部分は、駐車場でございますけれども、これらが、ページ33ページにあるとおり、8,199千円になっておりますけれども、これらの、この借上料については、節約というのは、非常に困難だわけでございまして、その点をお答えしておきたいと思っております。

なお、31ページの県町村会負担金でございますけれども、これは、今、手元に、中身的な資料がないわけでございます。というのは、全町村に、これこれの負担金というものは、それぞれ、法令外の負担金等が、それぞれ

額できておりまして、内容の中身については、それぞれ、その町村会でもってるものですから、ちょっと、この手持ちの資料がございませんので、お答えできません。なお、町長が海外に行ってきた際のことでございますけれども、これは、県町村会で報告されてまとめております。

ですから、それを、広報に載せるということは、非常に困難といいたしうか、個人の復命書でございませんので、なかなかこの辺が、検討させていただきたいと思います。以上でございます。

議長（前田
常男君）

ハイ、企画課長。

企画課長（
三上孝八君）

山田議員のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、食糧費の件でございますけれども、9年、10年ということで比較をしていただきましたけれども、本年度におきましては、1,300万ということでございますけれども、これ等におきましては、町で行なっております敬老会とか、その面が、一番大きな数字かなあと、思っております

それから、今、財源的に難しいということでございますけれども、町内の懇親会については、町長一人というふうな形に、進んできてございます

今までの例見ると、二名とかいうふうな状況でございましたけれども、最近では、一人というふうな形で進めてございます。

また、会議の後の懇親会等も、出来る限り一人というふうな形で進めたいと、今後とも、そういうふうな形で進めたいと、いうふうに思っております。

それから、自動車の借上げと用地の借上料でございますけれども、これにおきましては、完全に分離して、ここに数字がないんですけれども、全体的に、使用料及び賃借料ということで、5,300万ほど、合わせればそうですけれども、これにおきましては、車の、先ほど、話出ております、町長車とか、それらの車の借り上げ、或いは、視察研修の借り上げバスとかです、そういう視察研修時での車の借り上げ、或いは、土地の借上料でございますけれども、土地におきましては、今、60筆ほどの借り上げ場所がございます。これについては、色々、無償の場所もありますし、支払してる場所もあります、ということでございますけれども、これにおきましては、先ほど、ご指摘のように、出来る限り財源の目処におきまして、購入をしていきたいと、いうふうな考えでございます。よろしく、どうぞ、お願い申し上げます。

議長（前田
常男君）

ハイ、農林課長。

農林課長（
浜谷義勝君）

ハイ、それでは、ご説明申し上げます。

先に、中山間の概要ということでございます。

平成11年度の中身でございますけれども、鳥屋部の農用排の整備、それから平内三号線の舗装工事、それから、小松倉の埋文の調査、それから晴山沢の舗装、それから集道田代の测试、それから鳥屋部公園の工事、活性化田代公園の工事、以上が、中山間の来年度の事業での中身でございます。

次でございますけれども、公園の整備の内訳でございますけれども、予算では、763万要求してございます。これは、先ほど、私、事業内容で説明しましたけれども、鳥屋部の例のフォレストピア階上、駐車場整備するわけでございますけれども、全体として、1.8ヘクタールの整備になります。

その内の単独分、補助事業は、農村公園の場合は、1町歩が限度でございますので、それから除いた分の、分をやると、そして、今年度は、あそこの場所が、田んぼでございますので、暗渠排水をして土を盛りたいと、その工事分が、ここに出てきておるわけでございまして、中身でございますけれども、池の整備、東屋、歩道、それからベンチ、それから芝生等、それらの中身でございまして、補助事業全体では、鳥屋部公園については、概算でございますけれども、1億を予定してございます。

そして、例の鳥屋部登山口周辺を、全体として約5.5ヘクタールを、諸々の整備をしたいというふうに考えてございます。

それから、公有財産の予算でございますけれども、単価ということでございます。

宅地につきましては、3,473円、田んぼにつきましては、1,301円、畑につきましては、1,036円、山林、原野につきましては、783円、これは、平米当たりの単価でございます。

それから、最後になりますけれども、これ、私が答えればいいのか、どうか分かりませんけれども、うちの方の中山間事業を、階上町の場合、用地交渉等については、県から委託を受けて、私どもはしているわけでございます。事業の発注につきましては、県が発注するわけでございますけれども、今、議員ご指摘のとおり、実は、うちの方でも毎年2億5千万近くの工事発注があるわけでございまして、その点について、県の方にも実はお願いをしているわけでございますけれども、いかんせん、県の方の回答は、階上町の業者であれば、とてもじゃないけれども、そのランク付けで言って、入れないと、ですから、事情は良くわかりますと、先ほどらい、いいますとおり、地元の工事がかなりあるわけでございまして、そうしますと、われわれも、地権者の方々、あと色々の関係で非常に便利な点もございまして、その点を県にお願いしてるわけですが、いかんせん、県のランク付けの表で、先般も、実は、お願いしてあるわけですが、見せていただきましたら、とてもじゃないけれども、申し訳ないけれども、という実情で

ございます。

ですから、私どもの方としましては、出来るだけ業者が自己責任において、そういう体制を早急に作っていただきたいと、そうすることしか、今のところ方法ないわけでございまして、そういう事情でございます。

以上でございます。

議長（前田
常男君）

ハイ、助役 中村礼一郎君。

助役（中村
礼一郎君）

運動公園のことでございますが、これ、二課にまたがるもんですから、私が、まとめてお答えしたいと思います。

一つは、もうほぼ出来上がった運動公園でございますので、もう実際、八戸の方から来て利用されております。先ほどの答弁にもありましたように、駐車場がなくて困ると、上まであがっちゃうと、こういうことですので、今、買収して駐車場を作ると、それから、もう一つは、道路が、アクセス道路が、ご承知のとおり用地交渉で、建設課でこれはやっておりますが、難航しておりまして、それで、止むを得ず、今、建設課の方でアクセスのための道路からバイパスを作りまして、そこで、この公園に行くように、今、道路を、ほぼ、もう出来上がってるかと思いますが、春からは、使えると思います。

そこを、利用して行っていただくと、こういうことで、町民の皆さん、或いは、近隣の町村の皆さんにも、PRはするように、これから、広報などを通じて。大いに利用していただきたいと、このように思っております
よろしく、お願いいたします。以上でございます。

議長（前田
常男君）

ハイ、山田君。

17番（山田
昭治君）

今の回答の中にも、お願いをしてるわけなんですけど、町長の方の腹も聞きたいなあと考えておりますので、また、まとめてお話してもらえればいいと思います。

リースの車の町長車の問題ですけれども、一年に一回ということではなく、毎月払わなければならないということで、リースは、そういうふうな形でやっています。先ほどは、失言しました。そういうことで、先ほども、課長からもそうですけれども、他町村と変わらないというような言葉があったんですが、実質的に、他町村でも、そのように高いのを使ってんのかなあという不審があるんで、遠回しにも、何町村からか聞いてみたわけなんです。

すが、なかなか、こういう厳しい、答えが出てこなかったというのが、実態でございます。

それから、広報にもやっぱり上げるにも、なかなか面倒だということは何も面倒ではないと思うんです。結局、県なら県が出したものを、同じものなんだから、結局、町長もそれを見ながら、そのようにして行って来ましたよというよな、やっぱり、親切さがなければならないと思います。

今後、そういう形でどうぞやってください、よろしく、お願いしたいと思います。

それから、発注の、工事発注の問題ですけれども、この点についても、中山間事業は、もう、階上、南郷、福地、名川、南部というような、三戸の方までが担当される町村でございますので、その方からも、どのような形で工事を進めてもらってるのか、ということで、ある程度聞いてきておるわけでございますが、実質的に、なかなか、元請ということは出来ないとそれだけの工事が、今、いうとおり、工事の規模が大きく、ランクが上でなければとれないというのは、十分、分かってるんですけども、ただ、南郷さんあたりにも、沢山うちの方でも、そばも中山間事業でやってるのを見ると、地元の本当の業者がやってると、何とか、おらはもならないのかなあと、いうことを感じるのは、当たり前だと思いますので、聞きましたら下請負というようなことでやってるんだと、それでもいいと思うんですよ

そういうのは、そこまで、どうぞ、掘り下げてお願いして、進めていくと、いうような形でどうだろうか、ということで町長からも、そのご意見を頂戴したいと、このように思います。

勢力的に、そういうことをお話ししながら、地元業者にも、どうぞ、一つ、仕事を持たせるようにさせてもらえれば、ありがたいもんだと、こう思います。

それから、もう一つ、助役の方から話があったんですが、運動公園の方のお願いした中の関連性のある計画ですな、そういうこても、今後、どのように考えてるのか、どうぞ、それも、私がいいましたように、関連性のあることをやって、実際、階上にも、寺下というようような神社があるんで、それを、PRするにも、兼ねながら、どうぞ一つ、公園から、そして、山を越えて、そして、神社に参詣して、そして、戻って来るというような、道路さえも出来れば皆さん喜んで行くんでないかと、こう思いますので、そういう計画も入れながら、どうぞ、今後の対策を考えてもらえればと、こう思います。

以上で、どうぞ、町長一つ考えを、よろしくお願いします。

議長（前田
常男君）

ハイ、町長。

町長（正部
家佑介君）

山田議員のご質問と言うより、ほとんどは、ご要望と承りました。

食糧費等については、もう、厳しすぎるくらいやってる、こう、思っておりますし、おりますが、更に、更にというお話ですけれども、助役、企画課長の段階で、もう、必要最小限と言っていいほどだと、私自身は、そう思っております。

それと、車の借上料等についてのお話もありました。金額を下げてきますと、各団体が、それぞれ、活発な活動、行政にとって必要な活動でありますから、これまた、ただただ、下げればいいというものではなくて、健康づくり、食生活、その他福祉いろんな団体が、それぞれの分野で、この町民の方々の代表というんですか、やってるわけありますから、これも必要で予算化してると、ご理解をいただきたい、金額といえますか、予算額だけでみるんじゃないくて、どういう、必要な活動をやっていたか、その辺のところも、十分みていただいて、むしろ、励ましていただきたいと、いうふうに思います。

それと、運動公園そのものについても、お話あったわけですが、ご意見として、これまた、承っておきますが、いずれ、本体、その中心なるべき本体の方、しっかりとやってかなきゃいけないと、こう、思っていましたので、その後のことなどについては、今回は、言及することは避けたい、こう思います。あと、全般的に、もう、ご要望ですから、ご意見として、承っておきます。

以上です。

議長（前田
常男君）

ハイ、山田君。

17番（山田
昭治君）

時間も過ぎましたので、この辺で自分としては、終わりたいと思いますが、なかなか、厳しい、結局、財政の中でございますので、どうぞ一つ、そこを見ながら、厳しい中で一生懸命働いてもらうということが、一つの公僕としての建前だと思いますので、よろしく、お願いを申し上げたい。

以上で終わります。どうもありがとうございます。

議長（前田
常男君）

この際、暫時休憩いたします。

開会時刻は、追って、お知らせいたします。

（休憩 午後0時5分）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（再開 午後1時34分）

議案第14号の質疑を行います。質疑ありませんか。

ハイ、桑原一夫君。

6 番（桑原
一夫君）

6 番、桑原。総合運動公園整備事業について、町長よりお尋ねをいたしたいと存じます。

まず一つは、カントリーパークという事業が、今、現在どのような状況にあるのか。

次に、用地は賃借でくるという方針であったわけですが、今回、用地を買収するというふうに、至った経緯をお聞かせいただきたい。

また、早急に検討するということですが、それは、具体的に、どのようにご検討なさっていくのか、具体的にといいますのは、どのような期間なり、方法ですね、それを、お聞かせいただきたいと存じます。

以上です。

議長（前田
常男君）

ハイ、町長。

町長（正部
家佑介君）

総合運動公園について、桑原議員のご質問にお答えをいたします。

カントリーパーク事業の現状といたしましたでしょうか、については、担当職員か助役からお答えさせますが、用地、用地を買収するようにしたその経緯でいいですか、考え方を申し上げますと、いずれ、わが町、借地が多いので、なるべく買ってやった方がいいのじゃないのか、という声があるわけでありまして、また、長期に亘る事業だということ、あと、公園部分、ほぼ、一通りの目処がついて、町民の方々から使っていただけると、こういう状況になったこと、土地所有者との用地交渉したわけですが、譲っていただけたということになったものですから、今回、予算として計上した。

今後、どのように検討していくのか、というお尋ねであります、これにつきましても、先だっの一般質問等で、大分議論になったことなわけですが、いずれ、早いうちに、遅くとも、この一年はかけないで、その方向を定めていきたい、というふうに思っております。

方法論としましては、どういう方法でと、いうふうなことなのかであります、いずれ、この、これまでの議会での論議、或いは、新年度予定をしております、審議会、その他のご意見は勿論、聞くわけですが、いずれ、これまでの、様々な経緯あってますし、将来の見通し、その辺のところ含めて、とにかく早い機会に方向出していきたいと、こういうふうに思っているところであります。

以上です。

議長（前田
常男君）

ハイ、助役 中村礼一郎君。

助役（中村
礼一郎君）

はじめのカントリーパーク、つまり、特定地区公園整備事業、これについて現状ということですが、お話申し上げます。

これは、大分、古いことではありますが、スタートの時点では、カントリーパーク、すなわち、特定地区公園整備事業として、県の補助事業として総合運動公園全体が、補助対象として認められたわけでございます。

それによって、工事は進められてきたわけですが、先ほど、町長のお話にありましたように、三内丸山遺跡発見後、階上町も遺跡の調査されまして、山館前遺跡という、新たに遺跡が指定されております。

その時点で、県の方と担当が協議した結果、延期せざるを得ないと、ですから、補助事業が止まったということではございません。今、休止中と、こう申し上げていいかと思えます。

だからといって、じゃあ、止めるかという、これは、県の方では、今のところ、オーケーは出ておりません。止めるんだったら、補助金を、今まで出した補助金のことについては、問題があると、こういうことになっております。

ですから、今、補助事業としては休憩中と、こういうことでございます以上です。

議長（前田
常男君）

ハイ、桑原一夫君。

6 番（桑原
一夫君）

ハイ、6 番 桑原。今までの質問の経過からいたしますと、カントリーパーク事業は、主に、財源的には、公園部分を整備したいと、残り 10 ヘクタールの運動施設については、地総債を利用していききたいと、いうご答弁をいただいておりますので、この事業と、今後、この事業は一つには公園部分として、一つの完成を見たわけでございます。

この地総債というを、今後、10 ヘクタールの部分で、どのように位置づけていくのかということの一つ、このカントリーパークにからめて、お聞きをしたいと思えます。

町長のご答弁、順番変わりましたけれども、私の質問の順番からいきますと、早いうちに、審議して結論出したい、1 年以内ということをおっしゃいました。

先般、一般質問等で、審議会等にも諮り、ということをおっしゃいましたけれども、この審議会は、条例で設置されておるもので、あくまでも、

施設整備に関する件を、町長が諮問するということでございまして、私から考えますと、この部分を将来どうするかという部分は、本来、この審議会に付する件ではないのではないかと、そういうことを考えますと、これを、どのように検討していくかという、一つの、町長の考え方がなければ今、予算にも計上されておられません。これがなければ、この話は、進めることはできないのではないかと、というのが、私の考え方でございます。

平成9年3月の定例会一般質問におきましては、各種団体の方々、そしてまた、町議会の方々も勿論そうですと、そういう方々にご相談をしたいというご答弁があります。

じゃあ、この2年の間に、具体的な行為があったかどうか、といいますと今の11年度にもございません。

そこで、これを具体的に、じゃあ、どういう機関で、どのようにお話をするのか、というのが、今、見えておりませんので、具体的な方法論として、お伺いしたわけでございます。

3点目でございますけれども、一般論でいいますと、わが町に借地が多いと、長期に亘るから、公園部分は完成したので買った方がいいと、所有者の承諾が得られた、というご答弁でございます。

私が、初めて議席をいただいた、平成3年12月一般質問で、私は、この用地の問題を質問いたしております。

その時は、桑原は用地に反対して、用地を買えというのは、矛盾してるんじゃないかという、ご批判も耳に届いておりました。しかし、行政一般常識といたしましては、このような事業するときには、用地先行取得をすべきではないかというふうな、私は、質問をいたしております。

その時の町長の答弁は、借地でいきますというご答弁をなさっております。ということは、当初、この事業をするに当たって、借地でいくのか、所有者との協議の中で、借地でお願いをしたいという協議なのか、その時買収する、したいという将来も含めて、買収したいというお話はなかったのかどうか、この点をお伺いいたします。

議長（前田
常男君）

ハイ、助役 中村礼一郎君。

助役（中村
礼一郎君）

失礼しました。最初の質問にお答えします。

カントリーパーク事業のことでございますが、確かに、県の補助事業と地域総合整備事業債、これによるもので工事をスタートさせております。

当初の、地域総合整備事業債では、当面、例えば、1億その年の工事がかければ、そのうちの90パーセントにつきましては、補助金、それから

起債等、90パーセントに対して補助金、差し引いた残りについては、翌年の地方交付税で面倒みてあげますと、そうすると、町の負担は、10パーセントで良いと、こういうことでスタートしております。

その後、変遷があったかと思しますので、今、スタート時点は、そういうことで、毎年、10パーセントの負担があれば良いということで、確かご説明も申し上げておりますし、それで、工事を行なっております。

以上です。

議長（前田
常男君）

ハイ、町長。

町長（正部
家佑介君）

これまで、いろんな機会に、本会議、その他、このご意見頂戴したり、また、議会におきまして論議されてきたわけではありますが、様々な経過があつてきたわけですが、これまで、ご指摘、指摘をされれば、そういう意味では、不十分な点もあったと、反省する部分も多いわけではありますがそれらを、それらを、これまでの審議、その他を踏まえて、遅くとも、先ほど、申し上げたように1年以内に、この方針を定めたいと、こりゃ、遅くともということでもありますから、その中でも、なるべく早くと、申し上げておきます。

そして、審議会に、その関係ということではありますが、いずれ、公式、非公式様々なご意見を伺うと、その一つとして、審議会のご意見もいただきつつと、ここには、ご承知のように、今、任期は切れてるわですが、これまでの例ですと、各階、各層から、この沢山の方から入っていただいておりますし、いろんなご意見頂戴して、そして、早いうちに方針を定めたいというふうに思います。

土地の取得の件については、当初、確かに、借地ということでスタートしたことは、確かであります。

一つの公園部分が出来た、というふうなことで、この際、お譲りいただけるというふうに、協議が整ったもんでありますから、今回、予算としてお出ししてますので、よろしくどうぞ、お願いを申し上げたいと、こう思います。

議長（前田
常男君）

ハイ、桑原一夫君。

6番（桑原
一夫君）

ハイ、最初のカントリーパーク事業に関してでありますけども、それは、もう、当時から、私も聞いてるとおり、このとおりでございます。

ただ、起債は地総債でございますか、地総債を活用してきていると、ハイ、平成9年3月の時点の、町長の私に対する質問の答弁は、今後、当然運動施設に関しては、地総債を活用していかなければならないと、いうご答弁をなさっております。

まず一点ですね、これ、総合的には、後で、伺いますけど、それから、どのように検討されていくかと、最初経緯でいきますと、申すまでもなく、用地選定委員という、会が設けられまして、用地を選定し、そして、用地が決まって、計画が出来て、審議会が設置されております。

それから、いきますと、今の時点で、この用地を、今後どうするのか、という議論するものがないのではないのかと、誰が責任をもって、これだけの事業を、どうするかというものを打ち出していくのかと、私は、最後には、町長さんのご決断しかないのではないかなと、いうふうに、私は思っております。

それから、買収の件でございますけれども、こりゃあ、非常に大事なことであります。

当初から、用地買収したいと、いう意向があるのであれば、最初から、用地交渉すべきではないでしょうか、なぜ、区切りのつかない今になって、承諾が得られたから、用地買収をするというのは、一般常識的に、な行政の進め方では、考えられない。当初から、用地買収には、応じられないと、貸すのだったらいいですよと、いうことなのであれば、いたしかたないと、賃借でいかにざるを得ないというのは、当初の考え方で分かります。

ただ、用地選定委員会の、この用地を選定する一つの理由として、所有者は一人であるから、用地交渉がしやすいというふうなことも、文言も入っていたと、私は、見た記憶がございます。

用地先行取得すべきではないか、という私は、平成3年12月にお伺いいたしました。

その時は、町長は、賃借でいくんだ、最初から承諾を得られる可能性があるのであれば、用地買収の交渉をすべきではなかったのか、というのが、一つの大きな意見でございます。

それは、今の、この用地買収の件だけではなく、今後の残された用地の部分、この部分に関しても、当然、考えられることでございます。

平成9年3月、一般質問でお話したとき、この用地に関しましては、今後、検討をして結論を出したい、というご答弁をなさっております。

それから、2年経過しまして、先般の議会の質疑のやりとりになったわけでございます。

この間、ここに、何ら事業が行なわれない中に、賃借料が支払われてきております。

これは、当然、地権者にとっては、当然のことでございます。

ただ、行政からしますと、町民の福祉の向上図るべき務めからいいますと、まったく、それに、役に立たない町税が支払われておると、この2年間、支払われてきたと、こういう事実があると思います。

この点を含めて、また、残りの用地も含めて、町長は、どのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

議長（前田
常男君）

ハイ、町長。

町長（正部
家佑介君）

桑原議員のご質問にお答えをいたします。

運動公園の用地選定に当たって、その選定理由として、一人であるから交渉しやすいと、いうふうな文言もあったというふうなお話ではありますが、ちょっと、今、ここで、私、そういうのがあったかどうかということは、ちょっと、記憶に戻ってこないもんですから、これは、見れば分かる、見れば分かることでありますが、いずれ、今、ご意見のとおり、町として、大分、こういうふうな、賃借地が多いと、この役場の敷地につきましても借地で、三十数年契約があったわけですが、両者合意で、一部買わしていただいたというふうな経緯もあったりしまして、ご意見、貴重なご意見頂戴しましたので、今後は、それを生かしていきたいと、こう思っております。

それと、残りの差し引きますと、約9町歩ということになると、こう思いますが、これにつきましても、先ほどから申し上げてますように、方向を、が、決まりますと、結論を出すんだと、いうことになります。

そういう意味で、もう少しの時間を頂戴したい、このように申し上げておきます。

議長（前田
常男君）

桑原一夫君の本件に関する発言は、すでに3回に及びましたが、会議規則第55条、ただし書きの規定により、特に発言を許します。

6番（桑原
一夫君）

ご配慮ありがとうございます。

限られた回数ですので、最後になりますけども、ほとんど、私の聞きたいところは、ほとんど、ご答弁いただかなかったなと、思っております。

それで、最後に、財政のことですけれども、いずれ、地総債等を活用しながら、これを完成させると、早いうちに、結論を出す、当然、早いうちに完成を目指す結論であろうかと思えます。

そういう中で、今までの経過を踏まえ、これを、早期に完成させるための財源として、何を、どのように考えておられるのか、と申しますのは、

ちょっと、具体的にいいですけど、これからは、公共下水道、それから、階上岳整備構想と、数十億の予算が必要になって参ります。

これを、町長、今、おっしゃったように、早いうちに、結論を出して、早期に完成させて、町民の体育振興に資するという観点からいきますと、この財政上の問題が、ネックになってくる可能性もあると、私は、考えております。

そういう中で、今までの討論の中で、議論の中で、町長さんは、この財源をどのようにお考えか、これを、1点お伺いして、質問を終わります。

議長（前田
常男君）

ハイ、町長。

町長（正部
家佑介君）

お答えをいたします。

結論は、もう早いうちにと、こういうことでありますが、当然のこととして、各地方公共団体とも、この厳しい財政状況にあることは、もう、間違いないわけでありまして、また、人口の増える町、そういうことからいきましても、お話のとおり、下水道、その他、生活環境の整備というふうなことで、多額の費用がかかることが予想されます。私は、そういう意味では、この下水道についても、大分、大きな事業費になるんだと、いうふうな考え方から、大分、前に計画をしていくべきだと、こういう立場をとってきた、とってきたわけでありまして、時期尚早というふうなことで見送られた経緯もあるわけでありまして、それは、それとして、もう、いろんな町民のご要望、一方であるわけですし、一方では、この財政の健全性を保たなきゃいけない、こういう中で、今後の事業の進め方というのは、やってかなきゃいけないと、そういうふうに思っておりますし、抑制気味に予算も、ここ数年、学校関係あったもんでありますから、大分、あの予算面では、ふくらんできたわけですが、それを除きますと、大分抑え気味に財政運営やってきたと、こう思っておりますが、そういう考え方は、今後も続けていきたいと、そういう中で、むずかしい財政運営をせまられると、いうことは、もう、こりゃ、もうわが町に限らず、どの、ですから、これは、これまでの経緯を、いろんなご意見もあったし、また、経過もあったもんですから、その辺を含め、将来を見通して、早いうちにと、同じことを繰り返すようですが、もう少し時間をくださいと、いうことでご了解をいただきたいと、こう思います。

議長（前田
常男君）

はかに質疑は、ありませんか。

ハイ、3番 畑中弘實君。

3 番（畑中
弘實君）

3 番、畑中。130 ページの社会教育活動費、19 のですね、幸せの黄色いハンカチ事業補助金について、お伺いいたします。

私も、以前、一般質問でおこなっておりますが、先ほど、平戸議員には10年度の事業内容の答弁でありましたので、11年度も、100万円計上されておりますので、11年度ですね、計画、事業内容についてお伺いいたします。

議長（前田
常男君）

社教課長。

社教課長（
小澤勝君）

ただいまの畑中議員のご質問にお答えをいたします。

平成11年度の幸せの黄色いハンカチ事業の事業計画でございますが、交流の場の設定というようなことで、カップリングパーティー、或いは、お見合いツアー等、これは、10年度踏襲するという形でございます。

更に、結婚相談、相談日を設けましてですね、定期的とはいきませんけれども、相談日を設けまして、結婚相談員の方々のご協力をいただきまして相談会持ちたいと、このように考えております。

ほぼ、10年度を踏襲というようなことになりますんで、より一層、是非、カップルができるよう、或いは、結婚にまで発展、じゃなくて、実現できますよう、努めて参りたいと思っております。

以上でございます。

議長（前田
常男君）

ハイ、畑中弘實君。

3 番（畑中
弘實君）

先ほど、カップル誕生ゼロというふうな、報告でございましたけども、これは、農林課から教育委員会に移り、視点も変わって努力してるということは、認めます。期待しております。同じ事業、同じ目的でありますので、これまでですね、参加されている方々は、自主的に参加されているのか、ということをお伺いいたします。

というのは、聞くところによりますと、参加者が少ないので、駆り出されている者もあると、伺ったことがございますのでですね、当初、これは農村後継者花嫁をと、いうことで始まったようでございますので、差し支えなければですね、その年齢というか、年齢の巾、以前、独身者のことにつきましては、大分、これ50歳以下であれば、かなりの数ありました。それらのことをですね、年齢の巾、また、できれば、職業というか、農家の方々も、これに参加されているのかということでお伺いします。

議長（前田
常男君）

ハイ、社教課長。

社教課長（
小澤勝君）

お答えをいたします。

今までの交流の場設定等参加者の件でございますが、議員ご指摘のようなことは、私の方ではいたしておりませんで、これは、この事業の下の方に、下部組織といたしまして、ハートの会と会員がございますんで、それらの方には、個々にもご通知を申し上げ、参加の依頼、対象者が独身者でございますんで、その方には、個々にもご連絡を申し上げ、或いは、それ以外の方々につきましても、町内は、ほぼ男性の方対象でございますが、チラシを全戸に配布、或いは、また、新聞紙上を通じて募集を行なっております。

相手の女性の方につきましても、原則として、町外の方をということでこれまた、新聞等で募集活動行なっておりますし、また、昨年8月の際の交流パーティーの際は、会場となりました、ある民間のレストランですか、あそこの方のご協力も一部いただきまして、参加者を募る広報活動をいたしました。

それから、年齢的には、私の方では、30代、40代の方を対象ということでございますし、あと職業でしたが、今、私、細かいのは、ここに持ち合わせてありませんし、ちょっと、承知しておりませんで、農業者の方があったか、どうかという部分ですね、それ以外は、多岐にわたりまして大工さんとか、いろいろの職業の方が、参加いただきました。

以上でございます。

議長（前田
常男君）

畑中弘實君。

3番（畑中
弘實君）

ある場所ということでしたけども、私も、その方からも伺いました。いいところまでは、何組かいました、と、でもカップルは誕生しないということだと思います。農林課の時代は、150万の時代もありました、それら、合わせて、これまでいくら、この黄色いハンカチ事業に計上されてあるのかを、一つお伺いしたいと思いますし、一人でも、一組でもですね早く、カップルの誕生することを願います。そこのところ、いくら、これまで計上されたか、ということをお伺いします。

議長（前田
常男君）

ハイ、社教課長。

社教課長（
小澤勝君）

お答えをいたします。

この事業は、平成7年から始まりまして、8、9、10と、今まで4年間、今年度で4年間を経過しましたが、ちょっと、私、今、資料ございませんで、承知してないんで、平成7年の金額、私の方に移ってからは、平成10年度100万ですね。そして、11年度は、同じく同額の100万をお願いしたいということで、ただいま、計上しております。

その前については、農林課所管でございまして、農林課長が答弁。

議長（前田
常男君）

ハイ、農林課長。

農林課長（
浜谷義勝君

私どもの方の所管の時には、二ヵ年で300万でございます。

議長（前田
常男君）

ほかに質疑は、ありませんか。
15番、大下義雄君。

15番（大下
義雄君）

ハイ、15番。予算書の、不勉強だから聞いてませんが、ただ、一般的にないことでもありませんから、各種委員会、審議会、これら何十あるか概略、数、間違ってもいいませんから、皆、ご案内のとおりだと思いますが、こういう様々な、午前中の話も含めて、財政云々ということが、今、昨日、今日始まった話でないことは、これも周知のとおりだと思います。

従って、こういう現下を見下ろした、現状下で、こういう統廃合と、先を見た、計画的な、効率のよい機構を作るために、統廃合ということを考えた時は、ありませんですか。これから、検討する課題とも受けとめてませんですか。その考えをお願いしたいと思います。

それから、私、午前中で各方の質問から、ヒント得たわけですが、町長車の件ですね、去年の10月に購入してるわけですから、その後の12月の定例会だったか、補正だったかね、これに、若干、私が、ふれてんですよ。

その時、総務課長が、何年の目安で、これを企画したんだと、月19万5千円か、月割の場合ね、何年を目安にしたんだと、いや、一年ですよ、と、こう私、記憶してんですが、今、それを、再度再現してください。

それから、運動公園に入るわけですが、今、午前中も含めて、桑原議員がいった通りなんですよ。それに、まともに答えてないんですよ。

町長、下水道とか、浜とか、山とかいってないですよ。

総合運動公園を、議論ですよ。だか、過去に、13年間経過してんですよ。して、今日、現在あり。それから、まだ、15年間あるんですよ。

着手されない期間が、今、想定するに。その間、どう、泳いで歩くのかということ、聞いてんですよ、皆さんが。

地権者が後援会長だから、その保護のために買うのか、どういう計画でどういう方向性を持って、これを進めてんですか、ということですよ、ポイントは、そこです。

あとは、また、答えによって、質問しますから、ここが、現在6町歩ですね、6町歩で2, 707万ですが、今、30年も前の賃貸借もありますと、こういいましたね、町長は。あります、30年も、40年前からのもあります、今日まで、それが、190町歩あるんですよ、なぜ、ここを、今、今の時点で、ここを買わなければならないのか。

階上町に190町歩ありますよ、賃貸借、役場で契約してるのは。

なぜ、今、これを、ここにもってこなければならなかった理由。

それから、そういうことです、前に行くのか、中止するのか、見直すのか、後退するのか、その辺を、先が見えないんですよ、お答えください。

議長（前田
常男君）

ハイ、総務課長。

総務課長（
浜谷政己君）

大下議員に、お答えいたします。

最初の審議会、委員会等の統廃合の関係でございますけれども、私の記憶では、平成7年の行政改革の中でも、そのようなことがありまして、実際に行なわれたのは、農林課の関係が、若干、統合された経緯がございます。

それから、2点目の町長車の件でございますけれども、確か、会議の中で、3年の話をいたしました。以上でございます。

議長（前田
常男君）

ハイ、町長。

町長（正部
家佑介君）

大下議員のご質問にお答えをいたします。

こないだ、一般質問でもお答えをしておりますから、そういう意味では、繰返しという部分が、もあるんだと、こう思いますが、いずれ、運動公園が遺跡の問題などなど含めまして、大きな節目の時を迎えることは、確かだと、そういうふうな認識を持っております。

ですから、ここで、新年度早急に、この方針を、いろんな角度から、将来の見通し、経費、その他含めて方針を定めたい、ですから、もう少し時間を頂戴したいと、いうふうなことで繰返しになりますが、そういうふうなことであります。

用地の件であります、これは、財政状況、また、相手のあることでもありますから、随時、財政状況を見ながら、残りの土地なんかについても見直していきたいと、こういうふうに思います。

以上であります。

議長（前田
常男君）

ハイ、大下義雄君。

15番（大下
義雄君）

それは、何十年も前から、午前中も、同じ答弁の繰り返しではだめなんです。指針とか、計画とか、夢あるんでしょう。

今まで13年、それに気付かない、ただ、遊んできたんですか。

具体的な例とっても、500メートルの道路だって、250しかいってないでしょう。13年間の間に。首、ひねるとこは、ないですよ。

現場に、行って見なさいよ。玄関が出てないですよ、まだ。

だから、前に歩くのですか、後退するんですか、見直しするんですか、凍結しますか、ということも含めて、どうも、先が見えないんですよ。

なぜ、ここさ、今、2,707万を、急に買わなきゃあなんなかったのか、それより、30年前から引きずっている、きた土地が、賃貸地が190町歩も、階上町にありますよ。なぜ、一番あとに買ったものを、借りたものを、そこに、手を差しのべなければならなかったのかね。

そこが、見えないんですよ。苦しい答弁は、分かります。今までの、現在の行動を含めて、分かりますよ。

それを、100歩譲ったとしても、もう、あなたが、町長になるとき、これを掲げてきたんでしょう。やります。各階各層、これを、みんな注目してましたと、そりゃ、13年もあって、何も出ない、こりゃ、また15年待つてくださいでは、不自然、何、やってるしか、この、30年間、そうすれば、これから、あなたが、その職にあって、それを遂行しますか、じゃあ、それだけ、聞けばいいですよ。

16年目から、これを遂行しますか、であれば何もいいません。

この30年間を、効率よく歩いたのか、不効率に歩いたのか、あとは、町民が判断するから。

あなたの答弁であれば、もう、15年待つてください。

答弁が苦しければ、そういうことでしょう。15年が発掘の調査の期間なんですよ。そこ、どうくぐって、歩いていくかと、我々の対応の仕方もあるんですよ。質問に答えてください。

過去は、振り返らないで、この場所で言えば、十何年前から、先行取得ということもあるでしょ、当初、10町歩で、10カ年の計画で進めましょうと、そういうことから信号が出て、こう、現在があるんですよ。

そのときも、我々が、十何年前、数年前、対案をもって、あの山よりはああいう起伏の、助役、なんですか、あなたに、あとで、答弁求めます。

ちょっと、私、気が散って駄目ですよ、あとに、あなたに、ご意見求めます。そのとき、しゃべってください。

そういう起伏の激しい所よりは、こっちの、今、庁舎の裏ですよ。それは、頼まれないことを、我々は、10町歩計画して、地権者に合意を得てあなたに対案もってきたんですよ。こないだ、しゃべったんでしょ、それは。もう、そのことと、今、符合してきたんですよ。

だから、あなた方は、答弁に苦しいというのは、分かります。今、その点、反省してませんか。町長、お答えください。

それから、また、町長車に戻りますがね、あなたが、今、午前中の、総務課長、分割の方が、1年束ねるよりは、1ヵ月、12ヵ月払った方が財政的に、そりゃ、そのとおりでしょう。

それから、管理面でも手がかからないと、省けると、それから、したがって、リースの方法がベターだと、私は、そういうふうに理解したのね。

3点、私は、そう思っておりません。分割も、年払いも、結局は同じなんですけど、ただ、その前段で、1ヵ年て、いったか、3ヵ年ていったかというのは、そこですよ。あんた、1ヵ年ていったんでしょう。10年度は6ヵ月分払ってんですよ。11年度は、12ヵ月分、13年度も12ヵ月分、14年度は、また、6ヵ月分、3ヵ年ですよ。あんた、1ヵ年ったでしょう。1ヵ年、そこに、これが、組み方があるんでしょう。

あんたと、同じ資料持ってましたから、そこに、組み方がある。5年でやるか、1年でやるか、3年でやるか、それによって、これ、価格が違うんですよ。ただ、その場限りの答弁では、駄目ですよ。で何がベターとか、こりゃ、新車で購入した場合、6,777千円で、買うにいいんですよ、分かりますか。

九州でも、北海道でも同じなんです。それを、リースの場合だば、6,841千円になりますね。リースだば、端的に、分かりやすく言えばね以下の端数は、ころがしてもそうなんです。

我々は、個人で買う場合、リースで組みますか、3年間を目安にしますか。6,777千円で買ったなら、5年より先は、乗っただけ得でしょ、誰の理屈からも分かることです。

それ、3年で組んで、680何万払うより、1ヵ年ですよ、こりゃ、3ヵ年トータルすれば、1千万以上になんですよ、この車が。

6,777千円に買った方が、こりゃ、誰でも分かることでしょ、この原理は。それさ、100歩譲ったとしても、付属品、贅沢品、この使用費も含めても、700万か750万でしょ、先ほどいったでしょ、町長も、必要最小限度にと、この付属品を、必要最小限度にとどめたら、町民の、

庶民のどこにも、気づかいしたったら、こういう価格で、こういう組み方でなくてもいいんでしょ、いままでのこと、ご答弁願います。

議長（前田
常男君）

ハイ、総務課長。

総務課長（
浜谷政己君）

お答えいたします。

リースと購入の場合は、購入の方は有利だと、いう大下さんの、議員のご意見でございますけれども、私ども、例えば3年間で、例えば購入した場合と、リースの場合の比較表を、今、手元にもっておりますけれども、これでいきますと、車両の購入代金が約8,046千円ほどになります。

それに、登録料、様々入ってきまして、付属等があります。それらを、例えば、3年の、今のお話の通りいきますと、3年間にかかる金利などがございしますが、約4.9パーセントの年率でいきますと、118万ほど金利がかかるわけでございます。それらを整理して、例えば、売却した場合と、こういう3年で、この車を購入したものを売却すると、だいたい、売却後の額を、約280万ほどに試算してみれば、その残った、今までののかかった、それぞれの額は、7,354千円ほどになります。

ところが、リースでいきますと、3年間で6,516千円というふうな計算がされておりますので、このリースの方が、非常に安いというふうに考えております。

議長（前田
常男君）

ハイ、町長。

町長（正部
家佑介君）

お答えをいたします。

いずれ、これ、遺跡が出たということで、今、この立ち止まっているという状況にあるわけでありましたが、選定そのものにつきましては、これまでも、何回も論議されてきましたとおり、選定については、選定委員の方々の、選定委員会に図って選定をしていただいたと、いう経過があるわけであります。

それと、ちょっと、この辺、大下議員の勘違いあるのかなあと思ってますのは、この、運動公園13年前ではなくって、一旦、白紙に戻って、そして、平成元年に、私が、町長に復帰した際、再度、用地選定から、審議会から作りまして、慎重に、用地選定を行なったものでありまして、13年目ということではありません。

道路についても、ここ数年前から着手をしているわけでありましたが、な

んせ、用地の方が、思うように了解を得てないということで、これまた、途中で止まっていることは、事実でありますし、たいへん、残念なことではあります。この道路につきましても、誠意をもって、これまでも当たってきたわけではあります。なかなか、了解をいただいていないのも、事実であります。

以上で答弁になるか、どうかであります。新年度、とにかく、これらを、いろんな状況を、いろんな経過、これらを踏まえて、新年度になりましたら、検討に入りたいと、こういうふうに思っていますので、ご了解をいただきたいと、以上であります。

議長（前田
常男君）

ハイ、大下義雄君。

15番（大下
義雄君）

まず、総務課長、リースだば、6, 516千円だということでしょう、ね。こりゃ、車、なんといひますか、車体本体の場合、裸で買う場合、贅沢品含めないで、それさ、消費税つければ、さっき、私がいったんでしょこりゃ、ついて歩くもんでしょ、6, 841千円だということが、800円と、そこ、ばらつかせては、だめだんですよ、あなたのいうとおりだった方が、むしろ、正直な答弁ですよ。なぜ、そこだけ、650万ばかり、強調したいの。

6, 841千800円ですよ。私が言わんとするどごが、車体本体で買えば、6, 777千円だということですよ。その差は何ぼですか。だったら、そこで対比してもわかるでしょ、ということ。1年ですよ、こりゃ、もう、そこで違ってる、原点で。

リースの方が、何がベターすか、リースの方が高いでしょ、加えても引いてもいけません。正直にしゃべってました。誰かが、いったようなことばで、正直に答えなさい、真面目に取り組みましょう。

ここで、確認していきます、駄目だ、くだってばかりいて、そのとおりでしょ、まだ、ありますか、今いった分、違いありますか、まあ、いいやだから、1年対比しても、何十万がスタートで違ってんですよ。

それを、3年引き摺ったら、買った方がいいっていうのが明らかでないすか。或いは、この予算を、議員18名に、目立ちさせたくなくて、こうしたのすか。どういう計画でやってんですよ。そればかりに、時間とってられません。そこ、はっきり対比して教えてください。

それから、さっきからお待ちかねのようだから、助役さん、出番がきました。

それこそ、十数年前、当時、あなたが、企画課長だったね、その時点で我々も、十何年前だから、記憶は定かではありませんが、ただ、言えるこ

とは、当時担当だったから企画だね。

あなたが、5年以内にやりますよと、こういったんですね、当時、何年何月何日だったか分かりませんが、あなたが、担当の企画課長の時、5年以内にやりますよと、こうってんですよ、何か言いたいすか。

その姿勢、今日までの13年でない、途中ににブランクあるというが、それを、私の方で差し引いてってんですよ、町長、13年っていうことは、私の方で、そこ差し引いてしゃべってますよ。

あんた、10年とか、私、休んだ時があれば、前の時も後の時もあるってんだが、私の方で差し引いて、実際かかった、過去、今日までの、過去13年ありますよ、だから、これから15年待てと。

何をどういうふうに企画して、計画して、これをくぐって、だから、今日のように、今日1日かかっても、歯切れの悪い答弁になんですよ、めりはりがきかないんですよ。

我々は、理解に苦しむんですよ、はっきり、いいなさいよ、否定できないでしょう。回数、あなたが、意識して、そこ、クリアすれば、いいもってんですか、真面目に答えていただきたいですよ。

我々は、十数年前、あなたに、対案もってたんですよ。繰り返したくないんだけど。ここの、立派な飛行場みたいなとごを、整地しなくてもいいどこを、当時、頼まれないことを我々は、それぐらい、配慮して、地権者から合意を取り付けて、こっちだったらどうだ、あの山の起伏が激しい所よりは、考えてくださいと、いったんですよ、今、そうになったんでないすか。反省する余地がありませんが、そこだけ、町長、お願いします。

後は次。

議長（前田
常男君）

ハイ、総務課長。

総務課長（
浜谷政己君）

先ほどの比較の関係、お答えいたします。議員、おっしゃる通り、6, 516千円に消費税が325千800円つきまして、6, 841千800円になりますけども、購入した場合は、7, 354千円ほどかかりますから、512千円ほど有利かと思えます。

議長（前田
常男君）

ハイ、助役、中村礼一郎君。

助役（中村
礼一郎君）

お答えいたします。

私が、企画課長になりましたのは、昭和63年の、62年の8月1日であったと思いますが、64年が平成元年でございます。ですから、今、平

成 11 年になったばかりですから、十何年も前ということは、10 年とちょっと、11 年か、そこらですが。

大下議員がいわれた、私が、5 年でできますよと、例えば、その時、基本設計等作るために、いろいろあれしてんたんですが、私の記憶では、スタートから 10 年、10 年で作りたいと、こういった記憶はあります。それで、10 年で 20 億、これは、まだ、基本計画も出来ない時点で、それくらいかかるんでしょうと、それで、設計やら計画を委託しますと、確か 5 年のスパンというのは、いった記憶は、ほとんどありません、私は。

いずれにせよ、設計が出来た時点で、この額で、20 億かかると、20 億以上かかると、こういうことで、じゃ、財源を考えると、10 年は、考えなくちゃならないだろうと、いうことで 10 年というふうになってると思います。

確かに、そういう計画で設計の方も作っておりますが、そういう記憶がありますので。なお、場所の選定につきましては、もう、町長、何回もありましたように、一遍、否決されて白紙に戻されております。

その後、改めて、私が企画課長になってから、ゼロからスタートということで、用地選定委員会から始まってやって、積み上げております。

用地選定委員、策定委員、それから審議会と、慎重に、これにつきましては、もう、何回もやったことは、その当時から議員さんでいらっしゃる大下さんには、お分かりのことだと思いますが、慎重に、慎重に積み重ねてきたつもりであります。

それで、最終的には、例えば、用地選定委員の皆さん全体から、駄目だと、最終的にいわれたわけでございせん。

そこでいいだろうと、いうことで今の現在地が選定されたわけです。

次に、策定委員会、これは、内部の課長等でありますが、運動公園の内容について、これは、どういうのを作るかと、運動場については、トラック或いは野球場、テニスコート、ゲートボール場、そういったものを含めて、どういうふうにするか、公園部分はどするか、こういったことを内部的につめまして、審議会を設置しまして、その審議会の方にも、その当時もう亡くなられた工藤さんでありますとか、山田議員さんも、現在生きておられます。生きてるとは、失礼ですが、おられますが、何回もこれを審議しまして、山田さんいらっしゃいますので、最終的には、何も無理ずにいいですよと、この計画でやってくださいと、いうことでスタートしたわけです。

ですから、その間 1 年以上かかっているわけですが、私とすれば出来るだけのことをしました。

見通しとか、そういうことも含めましてですね。そういうことで、ご理解賜りたいと思います。以上です。

議長（前田
常男君）

ハイ町長。

町長（正部
家 佑介君）

お答えをいたします。

いづらか、大下議員、勘違いあるように、私は感じてました。といいま
すのは、私が先ほども、答弁申し上げたように、平成元年の12月の選挙
におきまして、復帰いたしました。ですから、今の助役が企画課長になっ
た時点は、私の町長ではなかったわけでありますから、その辺のところ、
勘違いをされているなと思ってましたよ。

平成元年に当選をしまして、12月です。それも、もうすぐ、正月、ク
リスマスイブの時の選挙において、見事に、当選をさしていただいたと、
それで、新年度予算は、そこから、新年度の方針などを含めて、考えてき
てますから、大変失礼しました。それから、スタートして、現在に至って
ということは、事実、紛れもない事実でありまして、確かに、大下議員
がいわれますように、対案ですよ、といって議員の方々がお出でになった
ことも承知しております。記憶として、承知しております。

それはそれとして、用地選定委員会とか、その辺が、並行して審議にな
ってましたから、そこで、用地選定委員会で、体育関係者中心に、様々な
団体の方々が入って、用地選定がほとんど、一、二の方を除きまして、こ
の、今の場所を選定していただいたと、こういう経緯でありまして、であ
ります。以上であります。

議長（前田
常男君）

大下義雄君の本件に関する発言は、すでに3回に及びましたが、会議規
則第55条、ただし書きの規定により特に発言を許します。

15番（大下
義雄君）

山田さんも、大下もまだ健在です、ハイ、まだ、今日までは健在です。
助役、ハイ、その通りです。

いや、確かめ合わない駄目ですよ、こりゃ。

町長の次のおことばも、記憶にとどめておきます。ご立派に当選したと
いうことも。

そこで、妨害すんのが、総務課長よ、あんた、どういう考えで、そうい
うふうに、同じパーパーで、どうして話が食い違うんですか。聞かれたの
に、ポイント、真ん中ぼつんとしゃべってくれば、それでいいんだよ。

何んにも、それ以上、体も疑義もないでしょう、私のペーパーと同じで
しょう、どこが違うんですか。あんた、650万に買った、五十何万違う
新車で購入した場合、新車は6,777千円、あんだ、この1年分の、1
年分でもね、消費税だけを入れても、6,841千円だということなんで
すよ、ついてるでないですか、なんで6,777千円より、こりゃ、低い

のすか。低いといえないでしょうよ、それから、5年で組む場合も、3年で組む場合も、単年度でということも比較したら、残った分の差額といえますか、売却の差が、2, 861千円と、1千円までは、しゃべんなかったんだけど、私の方で覚えてました。だから、3カ年のね、3カ年で、単年度、単年度、36回かければいいですから、だから、初年度で、一遍に買った方が、誰からみても普通人であつたらそうでしょうし、大会社だから、役場だから、やれば出来ただけの話でさあ、都合主義な話しないでください。原点に返って、議論尽くさなければ駄目なんですよ。

ただ、一方的に、それだけしか、あんた方主張せいけないでは駄目だ。対応してください、対応、こういう答えにゃ、分からない者には、こういうふうに答弁すれば、分かりやすいなというような、配慮した答弁してください、どの方々も。

自分が覚えたのだけ、ただ一方的に、そうでしょう、これ、ペーパー一杯あるもの、だから、これに、びびるわけではないんだけどさ、そういう長期的な、3カ年でも、そういう長期的な効率のよい、金を有効に使うがために、どの道を歩んだ方がいいか、比較検討して、最初から組んだ方が良かったのではないかと、こういうことなんですよ。

まだ、答弁にかえてない、さっきの場合は、笑ってばかりいたから、おふたかたも、過去のことまでいいました。13カ年というのは、私の方で、プラス、マイナスっていいましたから、あんた、元年だけいいたがんだけど、その前から、これを引きずってる話だから、元年からと言わせませんよ、その前から、これをやってんのだから、で、今現実には、こうなつたと、先にもいけない、後にもいけない、停滞してると、このことを指してんですよ。この、一言なんです、我々、前に主張したのと、比べてみれば、どうかなあと、いうことがあるのかなと、今、促してるわけですよ。その反省の色があれば、お答え願いたいと思います。町長、助役も含めて。

議長（前田
常男君）

ハイ、総務課長。

総務課長（
浜谷政己君）

先ほども、比較のことで、数字をいろいろお話申し上げましたが、細かく申し上げれば、車両本体価格プラス、特別使用付属品等があるわけでございます。

それを、一般的に購入する場合は、値引きというのがございますが、それらも、考慮しながら、車両購入代金を見ますと、8, 046千円ほどの購入になります。ただ、この購入の時点でも、現金、いわゆる、町で買う場合も、かなり大きな額になりますと、借り入れという起債を借りるとい

うふうなことになろうかと思えます。

そうなりますと、やはり、この金利などが、あるわけでございまして、それらの登録の費用など、様々をみていった場合に、3年間を想定すれば7, 354千円ほど経費がかかるわけでございます。

しかしながら、同じようなことでございますが、リースでいきますと、6, 841千800円、消費税込みでございますが、これで足りるわけでございます。ですから、先ほど来、いってるように、512千円ほど有利だと、いうふうな考え方でございます。以上でございます。

議長（前田
常男君）

ハイ、助役。

助役（中村
礼一郎君）

再度、大下議員の質問にお答えいたします。

繰り返しといわれれば、仕方がないことですが、先ほど申し上げたとおり、平成元年当時、この用地選定委員会からスタートして、私とすれば、打つべき手は全て打って、問題なしということで、設計にかかりまして、勿論、それについて、議会の方でも、いろいろ、論議はございましたが、可決いただきました。それによって、事業はスタートしております。

ただ、残念なことに、先ほどから、町長が申されておりますように、まさか、山館遺跡があるのは分かっておりましたが、山館前は遺跡でなかったわけでございますので、その所の、選定してるわけで、まさか、そこが遺跡にされるとは、予想もつかなかったわけでございます。

もし、山館遺跡が指定されなければ、着実に、工事は進行してると思います。

残念なことに、そういうことは、法的に不可能、でこれから、どうするかということでございますが、これも、先ほどから、町長が申し上げてるとおり、新年度に入りましたら、出来る限り早く、用地問題も含めて、検討して方向をみいだしたいと、このように、私も思っております。

以上でございます。

議長（前田
常男君）

ハイ、町長。

町長（正部
家佑介君）

十数年前といわれますと、当初の、本当の当初の運動公園、階上町がこの町制をしいて、そして、町民のスポーツの振興とレクリエーションの場作りということで、運動公園を進めていきたいなど、いうことで計画をしたわけでありまして、そういう意味では、十数年経てることは、間違いないのでありまして、ただ、この間に、昭和62年におきましては、この本会

議で、否決をされ、そして、62年の4月の選挙で、今度は敗れてしまったものですから、見事に敗れたと申し上げればいいと思いますが、そこで切れたわけでして、この運動公園を、再度計画する際には、これは、もうもっと慎重に、前のことを、反省を踏まえまして、更に、慎重にやってみよう、ということで、さっき、お話しましたように、平成元年、ほとんど、仕事としては、平成2年からになるわけですが。

さっきから、お話してますように、委員会、審議会を作って、進めて、慎重に進めてきたものであります。いずれ、この運動公園は、私だけが、そこで運動するのではなくって、町民のための施設だというふうなことですから、広く、今、議員やっておられる畑中議員や、大前議員、或いは、平戸議員も委員になっていただいたことがあったと、こう記憶していますが

それら、幅広く、各階各層、各分野からで、進めてきたものでありまして、その時点では、遺跡が、まさかでは、どなたも思わない。

結果としては、遺跡が出てしまって、急ブレーキがかかったという状況で先ほどから、申し上げてるように、一つの区切りにきてることは間違いないわけですが、なんとか、ここは、新年度早々から、あらゆるというか角度から検討をして、その方向を定めたいと、こう思ってますから、ご了解をいただきたいと。

過ぎてみれば、ご指摘の部分なんかも、そのとおりと、思うところもあるわけでありまして、それらのことを、踏まえつつ、反省も含めてですよ踏まえつつ、いろんな状況を踏まえて進めていきたいと、ということで、ご了解願いたいと、こう思います。ありがとうございました。

議長（前田
常男君）

ほかに質疑はありませんか。

ハイ、畠守瑞穂君。

8番（畠守
瑞穂君）

8番、畠守。先ほどの公園についての質問の中に、道路の件、バイパスとか、それは、どのようになるのでしょうか、現在の、今、道路工事、中継さっている道路の部分から、そのままいくものか、私の聞き違いであればあれですけども、なんか、バイパスとか、いったような答弁があったものですから。

議長（前田
常男君）

ハイ、建設課長。

建設課長（
高階繁雄君）

先ほど、助役、バイパスといいましたけども、バイパスではないです。というのは、今、現在、今年、現在の道路、町道の取り付けの部分にありまして、勾配の関係で、若干、問題あるものですから、暫定工事という

ことで、今年35メートル、787千500円の工事費で暫定ということ
でやっておりますので、将来的には、バイパスというよりも、今、現在、
やってる方が、メイン道路ということになろうかと思います。
以上です。

議長（前田
常男君）

ハイ、畠守瑞穂君。

8番（畠守
瑞穂君）

そうすると、全面的には、道路は公園部分までは、行かないということ
ですか。

議長（前田
常男君）

建設課長。

建設課長（
高階繁雄君）

現在のところ、止まっているところまでですが、それから、後について
は、地権者の方の用地の関係ですね、まだ、同意が得られておりませんの
で、ちょっと、工事出来なくております。以上です。

議長（前田
常男君）

ハイ、畠守瑞穂君。

8番（畠守
瑞穂君）

なるべくなら、早い開通をお願いして、次にですね、この前の、一般質
問の答弁、繰り返しの答弁になるので、一応、止めたんですけども、町長
に一つ、9年度、10年度は、公園については、いっさい、休憩しており
ますね。そういう2年間の間もあったことと思いますから、一つ、場所の
変更等が考えられる場合は、早く、結論を出して、時間はもう、毎日が時
間ですから、結論は、一つ町長ですから、新年度でも早くですね、やって
いただければと、思っております。そういうことです。終わります。

議長（前田
常男君）

ほかに質疑は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第14号 平成11年度階上町一般会計予算の件を採決
いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第2、議案第15号 平成11年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件から、日程第4、議案第17号 平成11年度階上町老人保健特別会計予算までの件、3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

山田昭治君。

17番（山田
昭治君）

17番、山田。

特別会計の総務費でございますが、177ページでございます。

この中に、直診の方になりますけれども、177ページは、今年度は、4,402万8千円盛られて、減額は、4,962千円と、だいたい、500万減額されてると、内容は、お医者さんが一人と、看護婦さんが一人、実質的には、前は、看護婦さんが二人ということで、予算組まれたと思っておりました。現在、そういうわけで、約500万ばかり減額してるんで、内容的に患者さんが少なくなったのか、ということと、それとも、何かの理由があって、看護婦さんが二人あるのを、一人でも間に合うというような形になったのか、その点、お聞かせ願いたいと、こう思います。

それから、特別会計に戻りますけれども、157ページに上がっていますけれども、国民健康保険税でございます。

これは、今年度は、だいたい、昨年度よりも、1千万増の計上ということになっておりますが、保険税は、今年度は、11年度は、55万よりもまだ、上がるのかどうか、限度ですけれども、それをお伺いしたいと、そうすると、一般的に、平均にして、一人当たりどのような形の金額になるのか、ということもお伺いしたいと思います。

それから、いつも、伺ってるわけなんです、167ページの中の高額療養費です。これは、毎年、どうしても増額になってる、結局、高くかかる、お医者さんにかかって、金を払わなければならないというようなことだと、思うんですが。

今年度も、昨年度から比べると、約2千万の増額で計上されておるということになりますけれども、なんとか、増額にならないように、病気を抑えるような、予防という対策を強く考えて進めればいいのかと、いうことを考えておりますので、その点についても、今年度、このように増額になってますので、その予防対策を含めながら、どうぞ、お願いしたいと思います。

それから、もう1点、これが、今の、お話したのに関連すると思うんですが、171ページでございますけども、保健事業費として、人間ドック126万9千円上がってるわけなんですけど、お陰さまで、自分のことで誠に恐縮ですが、ここ何年となく、毎年役場の方の国保の方から、援助されながら人間ドックに通ったわけなんですけど、ほとんど、病気もなくて、非常にありがたいかと、これを、皆さんにも、また、町民の方々にも大いに奨励させて、そして、いったら、まだまだ、費用がかかるでしょうけど、人間ドック費用がかかるでしょうけど、高額っていうのは、段々減ってくるんじゃないのかなあと、こう思いますので、その点も、どうぞ、奨励方をお願いしたいと、人間ドックの中に、八戸の総合検診センターですか、最近の新聞の中にもあるように、膀胱ガンですか、それも含めながら、ドックに入れるような、補助率も勿論、補助も高くなると思うんですが、病気にかかるより良いと思いますので、そこらも、検討しながら進めているのかどうなのか、そこらもお伺いします。

以上です。

議長（前田
常男君）

この際、15分間休憩いたします。

（休憩 午後3時4分）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（再開 午後3時19分）

先ほど、山田昭治君の質問に答弁をいただきます。

ハイ、保健福祉課長。

保健福祉課
長（鳩文男
君）

山田議員にお答え申し上げます。

最初に、直診勘定の177ページ人件費の減につきましては、議員おっしゃるとおり、看護婦の一人減となっております。

これは、来年度から始まる介護保険等の準備等もございまして、うちの方で、一応、保健福祉課の方に配置換えして、それこそ診療所が減となっておりますが、今現在、臨時の看護婦さん頼んで、二人で対応していただいています。

今まで、去年の利用者数からいきますと、去年、一年間で5,018人ございましたけども、今年2月末で、5,295と180人ほど、一月前で、超えております。

それから、続きまして、国保事業の事業勘定の保険、157ページの保険税を上げることになるのかと、いうご質問かと思いますが、今年の予算組むに当たりまして、基金の方、5千万ほど切り崩さなければ組めない

ような状況でございまして、5月末になってみなければ、ちょっと、はっきりしたことは言えませんが、先般の国保運営協議会におきましては上げざるを得ないんじゃないかというお話は、出しておきましたが、まだ5月末の決算全部、閉まった時点で、また、再度、検討してみたいと思っております。

一人当たりの保険料とか、あれっというとは、今年の予算についての、でもよろしでしょうか。

1世帯当たりにつきましては、193千600円ほどとなります。

それから、1人当たりでいきますと、78千700円となっております。

それから、167ページの高額療養費の増額の抑える予防対策はないかということでございますが、今までも進めております検診、それから、先ほど、山田議員もおっしゃいました人間ドック等、もっとPRしながら、活用させていけばいいのかなあと、思ってます。

ただ、高額は、最近、特殊な部分が出てきてましたので、脳とか、それこそ、難しい部分が、かなり多くなってきておりますので、その辺につきましては、若いうちからの検診とか、そこらをもっと進めなければならないのかなあと、考えております。

あと、171ページの保健事業、人間ドック、今年度、今のところ50名いくか、いかないか、もっとPRしなければ、おっしゃるように、階上毎月二十日ということで、予約しておきまして、二十日が土、日にかかったときは、前の日みたいな形で、一応、予約とってありますので、いつでも利用できるようなにはしてございます。

膀胱ガンにつきましても、もっと、それこそPR、山田議員おっしゃるように、広報等では、一応しているつもりなんですけども、もっと違う手だても必要なのかなと、考えておりますが、また、その際、頑張ってみたいと思ってます。以上でございます。

(分かりました、終わります、と、山田議員より発言あり)

議長（前田
常男君）

ほかに質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第15号 平成11年度階上町国民健康保険特別会計事業

勘定予算の件から、議案第17号 平成11年度階上町老人保健特別会計
予算までの件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第18号 平成11年度階上町漁業集落排水事業特別会
計予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第18号 平成11年度階上町漁業集落排水事業特別会
計予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第19号 平成11年度階上町簡易水道事業特別会
計予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第19号 平成11年度階上町簡易水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第20号 平成11年度階上町住宅用地造成事業特別会計予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第20号 平成11年度階上町住宅用地造成事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、意見書案第1号 地方分権の実現に関する意見書の件を議題といたします。

お諮りいたします。

只今、議題となっております意見書案第1号については、会議規則第9条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

意見書案第1号は、これを可決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、これを可決することに決しました。

お諮りいたします。

只今、可決されました意見書の提出につきましては、議長に一任願いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

日程第9、土地登記調査特別委員会報告についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

委員長、大下義雄君。

委員長（大下義雄君）

ハイ、15番。

土地登記調査特別委員会の調査結果をご報告いたします。

3月10日、全会一致で付託されて以来、今日まで6日間にわたり調査したところ、職員の方々には、主旨をご理解いただきご協力を賜りましたことに感謝申し上げます。

この件について、正部家佑介氏の申し出によれば、階上町大字赤保内字大渡新田地内に隣接する所有者の間で、20数年間、筆界未定地なるを知らないできたのが発端、町長は、最初どこかで、線の入っていない図面を見たとかで、司法書士に依頼したら、法務局の図面には線があったので、町長室に担当課長が呼ばれ、登記の運びについて、課長が職員に指示し、調査作業にはいったのであります。

そこで、担当職員は、昭和47年地籍調査当時の関係書類、復図・写図調査票・地籍簿・調査図等々を調査したようだが、復図の線だけに沿って平成7年9月29日に、旧面積の7,474㎡を16,350㎡に変更登記された。

しかしながら、平成10年10月、隣接所有者から、無断変更との異議申立てにより、同年12月22日付けで誤りを認め、再び、登記前の状態に戻したのが経過であります。そこで、我々調査委員も、これに基づき、関係書類を調査したところ、町長が見た図面が、自分だけの話で、その図面を、調査のため要求したがその図面を出してもらえなかった。

これも、原図・復図には、線があったが、同時に、筆界未定地の表示もありました。また、地積簿にも、筆界未定地として示されてあったのであります。

これは、国土調査法第17条による20日間の閲覧期間内に、隣接所有者から誤りがある旨申し出があったための筆界未定となったものと思う。

また、平成7年6月29日付けで、町長は、相続登記していますが、その時点でも筆界未定の確認は出来たはず、それを見なかったとは、これまた、不自然。また、昭和62年8月28日付けで役場より、同地内の4名の地権者に対し、筆界未定の処理方について、通知がなされているのであり、ここからも証明できるのであります。

以上のことから、総合的に判断すると、平成7年9月29日付けの登記は、役場の調査は、線が引いてあったのみに固執し、線が引いてあったのみに固執し、なぜ、筆界未定の表示があるのか、原因を究明せずに、これらの行為に走ったことは、一方的判断によるものです。

元来、筆界未定とは、個人と個人の問題であり、隣接の承諾書がなければ、解消されないのであります。

よって行政の立ち入る問題ではなく、町の権限の及ぶところではない。

加えて、これらにかかわる経費は、公費で賄われている。

地積図作成費は、予算書に計上されておらず、業者のサービスで行なわれたことが発覚しております。

このような行為は、議会から見て不透明であり、許される行動ではありません。

このようなことが、頻繁に行なわれているのであれば、業者との癒着と思って、言い過ぎではありません。

調査期間内、3回に及んで町長から、出頭、事情聴取したが、一貫して私は、部下に、職員に対し、指示していないといいきった。

しかし、国土調査訂正申立書、いわゆる、申請人には、階上町長の職印を使っているのであります。

虚偽の陳述は明白であり、大きな責任の逃れの方便だと思います。

この件は、町長職にあるものでなければ出来ない行為であり、この一連の事務処理は、計画的行為と思われ、職権乱用と言わざるを得ません。

町民の代表たるものが、公私を厳しく律し、町民の権利と財産を守る立場にある貴方が、行政に瑕疵を生じさせ、町民の信頼を著しく失墜させた責任は、誠に重大であり、10日の本会議でも、町役場の登記事務に関しての最終責任は、如何なる状況下でも首長にあると、自ら言われているのであります。

その責任の所在を明らかにしていただきたい。

以上をもって報告といたします。

議長（前田
常男君）

これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑は、ありませんか。
松倉正美君。

12番（松倉
正美君）

只今の報告は、口頭による報告で、詳細にわたってのあれが、実際にはつかみにくい面がありますので、休憩を入れて、コピーをとって全議員に配布してほしいと思います。それから、質疑、応答をお願いいたします。

議長（前田
常男君）

只今、松倉正美君より休憩の動議が提出され、もとい、暫時休憩いたします。
開会時刻は、追って通知いたします。

（休憩 午後 3 時 4 0 分）

休憩前に引き続き会議を開きます。
（再開 午後 4 時 4 6 分）

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。
この際、暫時休憩いたします。
開会時刻は、追って通知いたします。
（休憩 午後 4 時 4 7 分）

休憩前に引き続き、会議を開きます。
（再開 午後 5 時 4 8 分）

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。
12番、松倉正美君。

12番（松倉
正美君）

12番、松倉。今回の特別調査委員会の報告書に基づいて、2点ばかり質問いたします。
まず第1点は、この件の、要するに引鉦となりました、反別の問題が、実際に数字をもって示されておりますけども、私の知る限りにおいては、そういうことは、事実としてあり得ないということが、まず、入ってます

し、要するに国土調査に、調査結果の数字が、たまたま、残ってたというようなことなんだそうですけども、その点について、この報告書は、果して至当なものか、どうかというのが、ちょっと、疑問に思いますので、その件について、もう一度、詳しく、お知らせしてほしいと思います。

それから、1ページの最後の方の、4行間の中のことばですけども、隣接所有者から、誤りがある旨申し出があったために、筆界未定となったものと思うという文面がございます。そういう関係から、関係不動産を、全部、何名あったかわかりませんが、滞りなく終わったものかどうか、ちょっと、お尋ねしたいと思います。

以上、2点お答え願います。

議長（前田
常男君）

委員長、大下義雄君。

委員長（大
下義雄君）

ハイ、15番。松倉議員にお答えします。

まず、面積の問題でございますが、これは、私の一般質問で、明白であり、謄本で証明されているものであります。記事にあるとおりです。事実です。

それから、後者の問題ですが、隣接所有者から、誤りがあった旨、申し出があったため、筆界未定となったものと思うと、これは、ちょっと、過去に振り返らなければ、完結が出てこない面もありますが、昭和47年8月、この大渡新田地内を、測量に入ってるわけですがね、国調が、その時点で、その時はどうか、過去のことだから、定かに、むしろ、当事者が一番知ってると思うんだけど、我々調査の結果、公正、公平を期さなければならぬと、いうことで、我々に、ここよく気を付けて、雪が深くなければ、現地も見たがったんだけど、まず、書類だけで、精査したわけです。

話は長くなりますが、国調時点で、あの良しとしても、その時点でね。

測ることは、こりゃあ、国調で可能なんですよ、測った場合、閲覧期間があるわけですよ。20日間ね。そこでサインしていないと、せば、筆界未定だと、こういうことです。以上です。

議長（前田
常男君）

松倉正美君。

12番（松倉
正美君）

かなりの長い日数で調査をいたして、まず第1点は、現地の調査もできなかったということ。

それから、私の質問に漏れてる点がありますけども、関係不動産を所有している方々の、調査に対する喚問ですかね、そういうことがなされてい

ないということは、まず、この文面からいって、要するにこの報告書の2点目に上げた、ものと思うという文章は、私は、報告書としては、不適切なものだというふうに考える者です。

なぜならば、やはり、特別調査委員会というような、特殊な調査の報告書であれば、やはり、いささかなりとも、現実には離れた、或いは、不備なものを報告されては、私は、心外だと思ひ、事実、そこまでやらなければ、報告が出来ないと思ひます。

その点を考えれば、その点を考えれば、そうでなかったかと思ひ、というような内容の報告書は、私は、あまり至当のものでないというふうに判断します、ので、その辺をもう一度ご答弁願ひ、それから、前段の面積のことですけれども、ななたは、この件を取り上げるに先だって、この議場で泥棒という、言葉を使って、この問題を取り上げました。要するに、あなたは、はじめから、答えを議場に打ち出しての動きということになるわけで、こういう点については、私は、議会人として、甚だ、権限を超えた言葉でなかったかなあと、思ひますので、その2点について、再度お答弁願ひます。

議長（前田
常男君）

大下義雄君。

委員長（大
下義雄君）

15番。お答えします。まず、前段の何ですか、面積だったすか、（松倉議員～関係不動産の証人喚問なさいましたか、現場も見ないことは、どういうことですか、ということです。）

このことはね、現場見なくても、図面で精査できます。前段で、報告の中にうたってましたから、基本は、その他に、細部にわたって聞きたいことがあれば、聞いてください。

前段で、本文で論じてますから、それで、現場歩かなくても、書類で精査してましたから、そのことは、信じてください。証拠をあげろでば、あげますから。それから、後段の方、何ですか、何だったすか。

（松倉議員～これは、答えもはっきりできていないものを、報告することは、どういうことですか、そこです。）

（大下議員～確かめたいと思ひますが、何のことだったすか）

（松倉議員～一般質問の過程の中で、答えがはっきりしていないものをこれから調査するというしろものを、初めから、泥棒という言葉で表現したことは、どういうことですか、ということです）

泥棒は、記事に載ってませんね。載ってないから避けるということじゃございせん。まず、これは、関連があるもんだから、その部分だけね。

強いて、圧縮して、お答弁したいと思ひます。

平成7年の9月29日に登記を、誤って登記してんでね、スタートは。にもかかわらず、平成10年10月22日に錯誤で戻してんですね。戻してんの、錯誤で、ここは、基本的に、皆さん、分かってください。誤りを、自分で、自分が認めてんです、ここで、分かりませんか。

あまり、碎いて言いたくないんだけど、だから、泥棒が見つかったら、返したからと、それで、一件落着と思えば、それに等しいことでないかと、そういいました、そこ、ご理解いただきたい。比べてみてください。

議長（前田
常男君）

松倉正美君。

12番（松倉
正美君）

再度、2点について、質問いたします。

どちらにしろ、議会の特権ともいうべき特別調査委員会を発足させて、スタートしてる中で、現地も見ないで、紙にあるのだけで結論づけるということは、私は、これは軽率だと思います。

現に、現地では、先祖伝来の所有地の境界線、そのまま残ってるということですので、どこを調べても、反別が増えたとか、減ったとかという、不動産どうしの悶着があったとか、なかったとかというような事実が、毛頭私の調査ではありません。

そういう点から言って、この報告書は、不備なものだというふうに考えます。

それからもう一つ、泥棒発言のことなんだけども、やはり、議会人としてですね、やはり、議会の品位ということも、考えた場合に、とてもできる言葉でないと、私は、そう思います。

なぜならば、答えのはっきりしてないものを、今から、調査するという前段の段階で、泥棒という言葉で表現するということは、あり得ないことだと思います。いかがですか。

議長（前田
常男君）

大下義雄君。

委員長（大
下義雄君）

15番。繰り返したくないんだけど、聞きにくい言葉を、再度また、理解得なければ再度繰り返します。土地登記を運ぶにね、両者の地権者の隣接の承諾が前提なんです。これは、全然やってませんよ。だから、錯誤で、2回目の平成10年10月22日に誤りましたで、戻してんですよ。

その前段が、7, 474という数字が、16, 350になってあったらどこで、その、誤ってんですよ。誤りで戻してんですよ。そご、基本、わかってください。それから、もう一つは、何ですか、もう一つは。

(松倉議員～何回でも言いますけれども、答えのない段階から泥棒扱いの言葉は、どういうわけが出るのすかということです)

わかりました。あまり、いいたくないんですけど、また、ふれます、ね。さっきの答弁ど、どなださんと同じだ繰り返しになるから、でも、分かなければ説明します。

これが、公平を期すために、我々は、ずっと10日以来、一般質問以来昨日まで、一生懸命、8時、9時までやりましたよ。だから、現場を歩かなければ、これが、出来ないというのは、あんただけでしょ、あんただけだよ。現場を見なければ、分からないというのは、この報告書でうたったとおりですよ。疑義があったら、調べてみなさい、私は出て行って説明しますから、疑義があったら、これに基づいて出しなさい。現場歩がなかったら云々というのは、歩かなくても、見なくても、これだけで調査できるんです。結論出すにいいんです。そこ、基本を分かってください。

それから、繰り返しますが、平成7年の9月29日ですよ、誤りで登記してんです、7, 474という、平米、これが、16, 350と、こうなってます。謄本は、私、持って来ませんがね。

うたってんです、謄本に、だから、2回目の10月22日は、誤りを認めて、前の姿に戻してんですよ。これが、基本です。

だから、泥棒が、見つかったから、返したからというような言葉と等しいのではないかと、ここ、基本分かってください。言った言葉責任取ります。その上で、言ってますから。そこ、基本を理解してください。

以上です。

議長(前田常男君)

松倉正美君の本件に関する発言は、すでに3回に及びましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を許します。

松倉君。

12番(松倉正美君)

特別調査委員会にまつわる、この議員必携の内容の中に、この調査機関でやれる範囲内というか、こういうことは、避けた方がいいというようなところに、個人個人の問題を、議会の調査機関で、やってはいけないというのがあります。

要するに、現在、調査の対象になるのは、長が関係した事柄についての事柄であって、公平な内容をやりということで、(議場内騒然となり、議長が、静粛にするよう、発言した)要するに、公平ということは、不動産どうしの公平さを、指摘する意味からやった、ということをお喋っているから、それは、調査の対象にはならないということ、ちゃんと言ってますよ、これね。まず、そ一つ。

それから、もう一つは、答えのはっきりしないものを、泥棒と言う言葉

を使ってやるということは、これはやはり、どうみても、著しい越権行為で、私の調査では、これは、原稿そのまま（議場内騒然となり、議長が静粛にするよう、発言した）反別が増えたわけでなければ、減ったわけもない、そういう厳然たる事実があるから、この調査の内容は、私は、備わったものでないということですから、いずれ、そういう点、最後の答弁を願います。

議長（前田
常男君）

大下義雄君。

委員長（大
下義雄君）

まず、冒頭に私でも情けがあります。だども、3度の同じごとであればもう1回いいます。

月日も、もう頭さ、積み込んでました。平成7年、3回目ですが、恐縮です、9月29日の登記において、前段で、当事者間、今、いったんでしょ、個人のものは、個人で、当事者間で合意されないものを運んでんですよ、そこが、疑惑があるというんですよ。

一方的に、運んでんですよ、基本が、当事者間で合意に達しないものは、運ばれないんですよ、まず、勉強になったでしょ、こういうことですよ。

それが一方的に、運ばれたということは、それから、そう思ったならそのまま、貫いたらいいんでないですか。よしと思っていった行動であれば。

それを、誤って、2度目で平成10年10月22日に、再度、元の姿に戻してんですよ、それが、基本です。3回目ですよ、同じこと言わせないでください。

だから、誤りであって、まだ見つかって、誤りであったら、泥棒が見つかったら、気がつかれたから返したにも等しいと、こういってんですよ。

私の表現は、わかりませんか。

それから、何ですか、何ですか、もう1点は、また、同じことですか。

現地歩かなくても、出来ます、出来ます、出来ます、確かめてください

（松倉議員～そうでなく、例えば、隣接する不動産所有者のトラブルみたいなのを、特別調査委員会で調査するようなことは、ちょっと、趣に反するというのが、ちゃんと、ここに、必携の中にうたってある。

例えば、長が関係したということは、その登記関係に対して、長が、どのように係わったかということだば、調査ができるけども、トラブルまでは、越権行為だということです、いかがですか）

読まなくても、私にも理解できます、読まなくても、私に理解できます

お答えしましょう、これに基づいて、これを、よく熟読すれば、分かるんですよ、ただ、あなたが、分からないようだから、加えます。

書面だけで、十分です、書面だけで、十分です。

だから、公正を期して我々は、こういう報告上げました。

それ以上、再々なこと、あれするのであったら、あとで説明してもいいし、これ以上、まだ、付け加えればね、現場を歩かなくても、出来るんです。以上です。

議長（前田
常男君）

ほかに、質疑はありませんか。
木村君。

7 番（木村
勝彦君）

1 点だけ、お尋ねします。普通、国土調査にしかり、境界ということになってくれば、関係地権者が立会いで了解して、これは、境界が決まったわけだと思ひ、当然、そうだと思うんですが、昭和 62 年ですか、8 月 28 日で、そこが、その場所が、筆界未定の処理をされていることが、私は、疑問に思ひ、昭和 47 年の、それこそ、法務局ですか、この登記関係の成果図が、きちんと、それこそ境界が設定されてるという、ことだと思いますんで、そういったことの一連の流れが、どうして、こういうふうな複雑な問題になったかということが、疑問になるわけですが、その 1 点をお尋ねしたいと思ひます。

議長（前田
常男君）

大下義雄君。

委員長（大
下義雄君）

15 番、そうでしょう、木村さんも、そう疑義を感じるでしょう。

私たちも、そう、素人ながら、感じて、おかげさんで、全会一致で、この委員会を設置して、調査に入ったわけです。あなたも、そう感じるでしょう。

その質問は、昭和 62 年 8 月 28 日付けで、役場より、同地内の 4 名の地権者に対し、これは、赤保内大字大渡新田を指します。ここのトータル面積は、3 万、端数はいいですか。3 万弱、3 万やや、その中で、さきほど、松倉さんの説明で 7, 474 の旧地積が、10 年 10 月 22 日に、16, 350 と、これは理解しますか、そうだったんです。

私が言っただけでない、証明があります、謄本に、まず、それから、それから、あ、公費すか、賄い、どこですか。（木村議員～それこそ成果図ができてい、47 年であれば、境界がされている）

これは、あの、2 ページ目を見てください。ちゃんと、それにふれでましたから、2 ページ目でいったと思ひますが、その部分がどこですか、木村さん、もう一回指してください。

（木村議員～全体的なことではありますから、国土調査は、普通、どこの境界でも地権者が立会ってやっているので、47 年の調査が、きっちり

入って、成果図が出ているということが、何でこうなるのか、そこが疑問だという、その1点です)

私らも、そこが疑義があって、この運びになりました、あなたと同様な考え方で、基本から言いましょう、繰り返しになります。当事者間の合意ですね、まず第1番目は、これは個人でやったのか、まだ、当事者から、この辺を深めてもらいたいんだけど、機会あればね。これは個人でやったのであれば、あなたの質問にも、関連してくんだけど、我々は、関与しません。個人であり、階上町長のですよ、して、町長の職権で、処理しますよ。いわゆる、嘱託、嘱託事務、委任事務でやってんですよ、こりゃあなたのいわれるとおりです。わしらも、そこ、疑義があったから、この委員会を組織してもらいました。

だから、経費も、予算書にないでしょう、ないでしょう。

嘱託でやりながら、個人のを、町長の職権でやってるわけで、決裁は、階上町長の信号で、出てんです、法務局に、公私混同でしょ。

あなたの、言い分であれば、ね。あなたも、私も。

雑音入れないでください、収入役、雑音入れないでください、今、進行中ですから。わかったら、あなたからも、質問受けますから。

そこなんですよ、基本が、だから、何か、不都合な面、不備な点が、たまたま偶然に、重なったのか、どうか、疑義があり過ぎたんですよ、で、概ね、こういう報告書にまとめました。

例えば、それを砕いて言えば、嘱託、委任事務でやったとなれば、個人のをね、個人ど、町長ど名前が重なんですよ。だから、これは、公私を分離しなければ、この言葉が、この言葉が出てくんですよ。で、この経費、どこでもったたら、予算にないと、たまたま、税務課が担当だから、そこに、足を、随時足を運んでいる職員を利用したと、業者をね、業者を利用したと、それもそれ、土地は別などごに、人に係わりを持って入ったんだけど、じゃ、この件も、無料でやってください、サービスでやってください、だから、こういう表現になってますよ。以上です。

議長（前田
常男君）

はかに質疑は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

これを持って、質疑を終了いたします。

以上で、土地登記調査特別委員会報告の件を終了いたします。

この際、町長から発言の申し出がありますので、特に発言を許します。

町長（正部
家佑介君）

議長の発言の許可をいただきましたので、一言お話をいたします。

議長の許可をいただきましたので、この件に関し、特に発言をさせていただきます。

この調査委員会、それぞれ熱心にやっていただきましたことにつきましては、大変ご苦労様でありましたし、敬意を表したいと、こう思います。

私からみますと、一方的な発言、調査報告書であったわけですが、反論は、沢山あります、沢山ありますが、さっき、原文をいただき、そして、今、反論ということでありますから、全部には、いちいち、時間の制限もあります。反論出来ない部分がありますが、基本的なことをお話いたします。

まず、20数年間、この土地が、筆界未定地なるを知らないできたのが発端と、こうありますが、これは、本来、筆界未定地ではないと、いうことを一つ、申し上げておきます。

それと、大変残念なじょとであります、この旧面積、そして、国調の成果による16,350平米に変更をされたと、こうありますが、国土調査の基本は、基本は当事者が了解で作業が進み、そして、所要、所定の手続きというのか、作業をして、県の認可も頂戴している、また、成果図、その他、それまでに、所要の手続きは、進んできていたものであります、昭和62年の登記ですが、この時点は、私の町長時代ではない、さっきもちょっと、申し上げましたように、残念ながら、選挙で負けて、直後の、直後ともいっていい時期に当たっております。

ここで、40年代の調査、ここにおいては、何ら、この順調に、その作業が進んできた、こう思っておりました、この面積は、国土調査はあくまでも結果であると、結果であると、もともと、その面積の計算表も町の40年代後半の、本来の調査の際に、面積まで計算されたものがあつたと、その他に、細かいことは、申し上げますが、そういうふうな、筆界未定地ではなくって、大渡新田2-2が、一つの、ちゃんとした、面積或いは、地番として調査され、双方の、当時者の了解のもとになされた、なされてきたということでもあります。

そして、昭和62年の登記がなされたわけですが、この時に線があり、なおかつ、筆界未定地の方にも、このいわゆる、2-2と表示されておりますので、いずれは、こりゃ、間違った登記であることは、まちがいないわけ、矛盾してますから、間違った62年の登記は、不十分な登記であった。ですから、平成7年の、今、ご指摘の登記、このことについては、正しく訂正をしたものでありまして、妥当なものだというふうに言えるわけであります。

これを、ことさらに、ことさらにです、面積が増えた、減ったという言い方は、まったく、事実を曲げた、事実を曲げた発言だと、調査だと、こう思っております。また、いままでの調査結果、そして、あの大下議員

の、今日の委員長でありますから、委員全員の方々が、これを良しとして発言をなされたものと、受け止めていいわけですね。委員全員の方々が、ハイ、それで、ですから、平成7年の登記は、繰り返して申し上げれば、地積図なんかは、40年代のちゃんと成果図、そして、に基づいて、計算表その他必要な、それに基づいて、訂正登記がなされたものでありましてこれは、当然、公費をもってやっても、こりゃもう、ここに限らず、役場の昭和62年の登記が、どっちにしろ、矛盾した登記でありますから、訂正をすることは、しなきゃいけない、こういう事案であったと、いうことを、まず、申し上げておきたい。で平成10年12月の登記については、いずれ、話し合いで解決をしようと、そういうことで両当事者が合意のもとに、話し合いを基本として、こりゃ、まあやってみよう、ということで、それまでの、その誤りというのではなくって、話し合いを基本として、私は、もう、最初から言っていたとおり、そして、筆界未定地にしたものでありまして、一応、筆界未定地とはいうものの、そういう意味での解決済のことである、いうふうに思います。

いずれ、さっきの論議にもありました、ありましたが、私自身も調査、調査委員会ですか、1回目は2時間、2回目は3時間余り、そして、3回というふうにして、誠心誠意、お答えをしてきましたし、そこで、お願いしたのは、私も、徹底調査をされることを望みますというふうに、申し上げました。

そうすることが、ここまで来ればもう、徹底的な調査ということをお願いをし、期待もし、来たわけではありますが、しかしながら、一般質問で、このさっきもありました、泥棒呼ばわり、泥棒呼ばわりがあったわけではありますが、これをこの最初から結論ありき、こういう調査では、公平、公正、そして町民の信頼に応えることになるかどうか、私は、疑問であります。

何を根拠に、何を根拠に、この泥棒呼ばわりをし、したのか、委員全員の責任においてなされた泥棒発言なのか、そう受け止めていいかどうか、私は町民の信頼を、信頼をです、議会そのものも、この信頼を保つ意味でも、議会の責任で、議会自身でこの泥棒発言について、必要なこの対応とっていただきたい。

これは、議会の品位、そして、権威にかかわることだと、こういうふうに認識をしております。

いずれ、いずれこれまで話し合いで何とかと、思ってきたわけではありますが、この段になりますと、むしろもう後々のためにも、法的な決着をすべきだろうと、そういうふうに思っております。

いずれ、もう結論としては、当事者で筆界未定とはいうものの、もう当事者で、この件については、了解済みで昨年の12月登記をされてるわけ

でありまして、何でこれを、執拗にこの段で、こうやるのか、私は、大変残念に思っております。

いずれ、今回のことで、町民の信頼、こりゃ私に対しても、であります
が、町の議会に対しても、この大きな失うものが多かったと、こう思
っております。

そういう意味で、この経験を職員ともども仕事に取り組んでいく、これ
から仕事に取り組んでいくに当たっても、何とかプラスに生かしてい
きたい、こう思っております。

以上で1回目の発言を終わります。

議長（前田
常男君）

日程第10、閉会中における継続審査の件を議題といたします。

暫時休憩いたします。

——休憩してから、だいぶ時間がたっても再開の様子がなく、一方の議員
9名連署による開議請求が出され、議長が調整したが、再開に至らず、一
方の議員9名が議場に入り、本会議が再開された。（正・副議長、事務局
理事者側不在のまま） ——

（再開 午後11時45分）

（議長席に、臨時議長を務める山田議員着席した）

議長（山田
昭治君）

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行ないま
す
どうぞよろしくお願いします。

仮議長の選挙を行ないます。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、
指名推せんにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推せんで行なうことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、どのようにいたしますか。

（臨時議長に、そのまま仮議長を務めてほしい、という発言あり）

ただいま、臨時議長そのまま仮議長を、というご指名がありましたが、

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、仮議長に私が指名されました。

お諮りいたします。

只今、指名されました山田昭治君を、仮議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、只今指名されました山田昭治君が仮議長に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

(臨時議長を務めた山田議員が、仮議長を行なうため、そのまま議長席にいた)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ハイ、11番、平戸茂雄君。

11番(平戸
茂雄君)

動議を提出いたします。

町長の辞職勧告決議案を動議として提出いたします。

(賛成と呼ぶ者多数あり)

議長(山田
昭治君)

只今、平戸茂雄君から、町長の辞職勧告決議案の動議が出されました。
この動議は、所定の賛成者がいますので成立いたしました。

お諮りいたします。

この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、この際、町長の辞職勧告決議案の動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本動議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番、平戸茂雄君。

11番（平戸
茂雄君）

町長辞職勧告決議。選良として、町民の範となるべき、正部家佑介階上町長は、自己所有地と隣接用地の筆界登記事務等について、公僕たる職員を使うなど、公私の区別をわきまえない行動をとったことは、許すまじき行為である。

よって、本議会は、町長の辞職を求めるものであります。

議長（山田
昭治君）

以上で、提出者の説明を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後11時55分）

※ 再開することなく、一部日程を残して、3月20日、午前零時をもって、流会となった。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階 上 町 議 会 議 長

会 議 録 署 名 議 員

会 議 録 署 名 議 員